

**第3回臨時会**

平成28年8月2日開会

平成28年8月2日閉会

**第4回定例会**

平成28年9月5日開会

平成28年9月23日閉会

# 三股町議会会議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第3回臨時会

○8月2日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名 .....	3
日程第2	会期決定の件について .....	3
日程第3	議案第51号上程 .....	4
日程第4	質疑 .....	5
日程第5	討論・採決 .....	20

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成28年 第3回臨時会 (8月)	議案第51号	平成28年度三股町一般会計補正予算 (第2号)	可 決	8月2日

◎第4回定例会

○9月5日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名 .....	27
日程第2	会期決定の件について .....	27
日程第3	議案第52号から議案71号までの20議案、諮問第2号から第3号までの 2件及び報告第7号から第10号までの4件、一括上程 .....	28
日程第4	決算審査報告 .....	34

○9月8日（第2号）

日程第1	一般質問 .....	38
	4番 池邊 美紀君 .....	38
	10番 池田 克子君 .....	51
	2番 楠原 更三君 .....	60
	6番 内村 立吉君 .....	83
	5番 堀内 義郎君 .....	94

○9月9日（第3号）

日程第1	一般質問	112
	3番 福田 新一君	112
	8番 指宿 秋廣君	132
	1番 森 正太郎君	138

○9月12日（第4号）

日程第1	総括質疑	154
日程第2	委員会付託	155

○9月23日（第5号）

日程第1	常任委員長報告	159
日程第2	質疑（議案第52号から第71号の20議案及び諮問第2号、諮問第3号）	165
日程第3	討論・採決（議案第52号から第71号の20議案及び諮問第2号、諮問第3号）	167
日程第4	意見書案第6号上程	177
日程第5	意見書案第6号質疑・討論・採決	178
日程第6	会議録署名議員の変更について	178
日程第7	常任委員会の閉会中の審査事項について	178
日程第8	議員派遣について	179

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成28年 第4回定例会 (9月)	議案第52号	平成27年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	9月23日
〃	議案第53号	平成27年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	9月23日

平成28年 第4回定例会 (9月)	議案第54号	平成27年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	9月23日
〃	議案第55号	平成27年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	9月23日
〃	議案第56号	平成27年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	9月23日
〃	議案第57号	平成27年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	9月23日
〃	議案第58号	平成27年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	9月23日
〃	議案第59号	平成27年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	9月23日
〃	議案第60号	平成27年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	可 決 及 び 認 定	9月23日
〃	議案第61号	三股町殿岡生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	可 決	9月23日
〃	議案第62号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可 決	9月23日
〃	議案第63号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	否 決	9月23日
〃	議案第64号	平成28年度三股町一般会計補正予算(第3号)	可 決	9月23日
〃	議案第65号	平成28年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	可 決	9月23日
〃	議案第66号	平成28年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)	可 決	9月23日
〃	議案第67号	平成28年度三股町介護保険特別会計補正予算(第2号)	可 決	9月23日

平成28年 第4回定例会 (9月)	議案第68号	平成28年度三股町介護保険サービス 事業特別会計補正予算(第1号)	可決	9月23日
〃	議案第69号	平成28年度三股町梶山地区農業集落 排水事業特別会計補正予算(第2号)	可決	9月23日
〃	議案第70号	平成28年度三股町宮村南部地区農業 集落排水事業特別会計補正予算(第 1号)	可決	9月23日
〃	議案第71号	平成28年度三股町公共下水道事業特 別会計補正予算(第1号)	可決	9月23日
〃	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	適任	9月23日
〃	諮問第3号	人権擁護委員の推薦について	適任	9月23日
〃	報告第7号	平成27年度継続費精算報告書の報告 について		
〃	報告第8号	平成27年度決算に基づく健全化判断 比率の報告について		
〃	報告第9号	平成27年度決算に基づく資金不足比率 の報告について		
〃	報告第10号	専決処分の報告(損害賠償額の決定及 び和解について)		
〃	意見書案 第6号	無年金者対策の推進を求める意見書 (案)	可決	9月23日

# 一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の 要 旨	質問の相手
1	池邊 美紀	1 地域おこし協力隊について	現在の状況と今後の計画はどのようなものか？	町 長
		2 参議院議員選挙について	初めての18歳以上の選挙が行われたが、どのような結果であったか。また、投票率アップに向けての取り組みがなされたが、その結果はどのようなものか。	町 長
		3 小中学校の健康診断について	ピロリ菌の尿中抗体検査を行うべきではないか。	町 長
		4 山之ロスマートICの効果	三股町にとっては利便性が高まり商業観光などでの広がりが見込めるが、案内板や周知などどのように進めていくのか？	町 長
		5 3箇所あるガード下の雨水対策	8月14日の局地的大雨で3台車両が浸かった。大事故が起こる前に、今後何らかの対策が必要と考えるがどのように進めていくのか。	町 長
2	池田 克子	1 災害対策について	① 被災者台帳は作成されているか。 ② 被災者台帳「被災者支援システム」の導入を検討してはどうか。	町 長
		2 学校教育について	① 小・中学校の不登校児童は何名いるか。 ② 不登校児童への対応はどのようにしているか。 ③ フリースクールへの検討と支援を考えてはどうか。	教育長

3	楠原 更三	1 ネットなお仕事誘致・創出事業	<p>① 事業の具体的な進捗状況。</p> <p>② 地方の「新しい働き方」とは何か。</p> <p>③ 先駆性があると言う具体的な理由。 ②・③共に三月議会での地方創生加速化交付金の説明資料の(2) ネットなお仕事誘致・創出事業の説明文全体に対する質問 特に、先駆性があるとされているコワーキングスペース・テレワークという働き方とSOHOという働き方の関連について</p> <p>④ 参考にされた先進例(自治体や具体的な内容)</p> <p>⑤ コワーキングスペースの運営方法。</p>	町 長
		2 インバウンド推進事業	<p>① この事業の現状。 通訳・翻訳・ガイド、多言語の観光案内看板設置・パンフレット・ホームページ作成、観光地の景観整備等の途中経過について</p> <p>② この事業の目的とインバウンド需要の取り込み状況。</p>	町 長
		3 公共施設の現況について (8月8日の講演資料から)	<p>① 朝日航洋株式会社への委託内容。</p> <p>② 朝日航洋株式会社の<u>報告</u>に対する感想。 <u>報告</u>=先日の講演会での担当者の報告内容 1 問目～公共施設の保有量状況に対して 2 問目～アンケートの内容・集計結果に対して</p> <p>③ 三股町の公共施設数。</p>	町 長
		4 地域づくり推進事業について	申請状況について(受理された団体名とその内容)	町 長
		5 文化財について	<p>① 町史編纂過程で発見された代表例。</p> <p>② 梶山城地権者に対する途中経過報告状況。</p>	教育長

4	内村 立吉	1 農業について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人・農地プランの概要と現在の状況について伺う。</li> <li>② 多面的機能支払交付金事業の取組状況について伺う。</li> <li>③ 集落営農組合の法人化について伺う。</li> <li>④ 町内農地の耕作放棄地の対策について伺う。</li> </ul>	町 長
		2 町の新規事業について	過疎地域定住促進奨励金、移住定住応援事業の概要について伺う。	町 長
		3 教育について	みやざき弁当の日について伺う。	教育長
5	堀内 義郎	1 大雨による被害対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 6月梅雨時期の農地（法面、農道の崩壊）、一般道や排水溝の被害状況はどうであったか。</li> <li>② 梅雨時期のゲリラ豪雨による宮村並木地区田畑の水害対策を十分にすべきではないか。</li> </ul>	町 長
		2 定住促進と人口の偏在化解消について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 長田、梶山、宮村地区の過疎地域定住促進奨励金制度の実績は。</li> <li>② 宮村地区（小鷲巣）での宅地分譲について協議の進捗状況は。</li> <li>③ 均衡ある発展を図るため、人口が減っている地区に対して、空き家の利活用や定住のための奨励金創設はできないのか。</li> </ul>	町 長
		3 「三股町公共施設等総合管理計画」について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 町民アンケートの結果と今後の公共施設等の在り方をどう考えるか。</li> <li>② 五本松住宅の今後の方針は。</li> <li>③ 避難所となっている2地区分館を早急に耐震長寿命化すべきではないのか。</li> </ul>	町 長
		4 「木造耐震化補助制度」の拡充について	今までの申し込み件数と、どのように条件を緩和し利用を促すのか。	町 長



6	福田 新一	1 町営五本松団地跡地をどう活かすか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 組織的な取り組み内容を具体的に。</li> <li>② 計画的な取り組み内容を具体的に。</li> <li>③ 管理及び経営システムの導入内容説明。 (本町将来展開の鍵とも言えるテーマである。) (本町にとって技術、環境、人の集大成とも言えるテーマである。)</li> </ul>	町 長
		2 まち・ひと・しごと創生総合戦略において「人口減少」「地域力の低下」に具体的対策を。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業振興地域(農振)の見直しを。 (2年後の農振改正に備えて)</li> <li>② 行政と町民との協働による農道整備を。 (農道の効率アップと農地美化)</li> <li>③ 企業誘致の進捗状況を。 (農振問題とも絡ませて)</li> </ul>	町 長
		3 集中豪雨対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 鉄道下の道路(アンダー)冠水の対策は。 (ミック・マツモトの西、ジョイフルの北、旧前原の北等)</li> <li>② 道路冠水の原因追求はされているのか。 (役場の東側道路【通学路】等)</li> </ul>	町 長
		4 旭ヶ丘運動公園の管理について	本町における旭ヶ丘運動公園の位置付けを。	町 長
7	指宿 秋廣	1 三股町と都城市との境界について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 行政区画は完全に確定しているのか。</li> <li>② 道路標識が正確な場所に建てられているか。</li> <li>③ 都城市から設置場所について要請があったのか。</li> <li>④ ゼンリンの地図は正確に行政境が表示してあるか。</li> <li>⑤ 今回の参議院議員選挙で、都城市は南九州大学に投票場所を設けていたが、その行為は合法か。</li> <li>⑥ 行政境の都城市内に三股町の投票所は設置できるか。</li> </ul>	町 長

8	森 正太郎	1 介護保険について	① 本町の介護保険料の推移を問う。 ② 今後ますますの介護保険の改悪が狙われている。高齢者福祉の後退を防ぐための対応を考えているか。 ③ 本町独自の高齢者サービスはあるか。	町 長
---	-------	------------	--	-----

三股町告示第52号

平成28年第3回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年7月29日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成28年8月2日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

森 正太郎君

楠原 更三君

福田 新一君

池邊 美紀君

堀内 義郎君

内村 立吉君

福永 廣文君

指宿 秋廣君

重久 邦仁君

池田 克子君

山中 則夫君

---

○応招しなかった議員

桑畑 浩三君

---

---

平成28年 第3回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成28年8月2日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

平成28年8月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件について
  - 日程第3 議案第51号上程
  - 日程第4 質疑
  - 日程第5 討論・採決
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件について
  - 日程第3 議案第51号上程
  - 日程第4 質疑
  - 日程第5 討論・採決
- 

出席議員(11名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君  | 2番 楠原 更三君  |
| 3番 福田 新一君  | 4番 池邊 美紀君  |
| 5番 堀内 義郎君  | 6番 内村 立吉君  |
| 7番 福永 廣文君  | 8番 指宿 秋廣君  |
| 9番 重久 邦仁君  | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 |            |
- 

欠席議員(1名)

- 12番 桑畑 浩三君
- 

欠 員(なし)

---

局長 出水 健一君

書記 矢部 明美君

書記 谷口 光君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	西村 尚彦君
教育長	-----	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	-----	黒木 孝幸君
企画政策課長	-----	大脇 哲朗君	税務財政課長	-----	鍋倉 祐三君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長	-----	内村 陽一郎君
産業振興課長	-----	白尾 知之君	都市整備課長	-----	兒玉 秀二君
環境水道課長	-----	西畑 博文君	教育課長	-----	渡具知 実君
会計課長	-----	山元 宏一君			

---

午前10時00分開会

○議長（福永 廣文君） 開会前ではありますが、桑畑君から欠席の届け出が出されておりますので、報告いたします。

ただいまから平成28年第3回三股町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（福永 廣文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において8番、指宿君、9番、重久君の2名を指名いたします。

---

**日程第2. 会期決定の件について**

○議長（福永 廣文君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

議会運営委員長から報告をお願いいたします。議会運営委員長、指宿君。

〔議会運営委員長 指宿 秋廣 登壇〕

○議会運営委員長（指宿 秋廣君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告いたします。

去る7月29日、議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成28年第3回三股町議会臨時会の会期日程等について協議をいたしました。

今期臨時会に提案されます議案は、平成28年度補正予算1議案であります。この提出議案の

内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本臨時会の会期は本日1日限りとし、議案第51号については、委員会付託を省略し、全体審議で措置することに決定いたしました。

以上、当委員会の報告を終わります。

○議長（福永 廣文君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日間とし、今回提案される1議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とし、今回提案される1議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することに決しました。

---

### 日程第3. 議案第51号上程

○議長（福永 廣文君） 日程第3、議案第51号「平成28年度三股町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。平成28年第3回三股町議会臨時会に上程いたしました議案第51号「平成28年度三股町一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

町が無認可で運営しております長田へき地保育所について、施設が築40年を超える建物で老朽化が著しい上、土砂災害警戒区域内にあり、一刻も早く安全な場所に移転する必要があること、加えて、長田地区の今後の活性化を推進していく上で、保育所の存続は欠かせないものであることは長年の懸案事項でございました。

本案は、今般、その整備費の助成として、民間法人等の設置であれば補助率3分の2という好条件の国庫補助金が、平成27年度の繰越予算として予算措置される旨の募集があり、極めて高い確率で採択が見込めたこと、さらに長田地区への保育所設置を受け入れてくれる法人があったことなどの条件が整いましたので、この機会に町内の認可保育園の分園という形で施設整備を進めるために所要の補正を行うものです。

すなわち、歳入歳出予算の総額93億9,858万7,000円に、歳入歳出それぞれ5,837万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億5,696万6,000円とするものであります。

歳入においては、国庫補助金、基金繰入金、前年度繰越金を増額補正し、歳出においては、手数料、委託料、工事請負費、保育園施設整備補助金を増額補正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） ここで補足説明があれば許します。福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 今回、長田保育所の新設に伴う今回の議案につきましては、さきの全協等でもご説明をさせていただきましたとおり、大変大きな事業でございますので、本来であれば、当初予算の中において審議をいただき、決定をいただくという筋のものでございましょうが、今回、今町長が申し上げましたとおり、大変短い期間の中で好条件が重なるということがございましたので、この機を逃さないように整備をできないかなということが、まずありました。そして、あと近年、自然災害にもたらず被害というものが、このように大きくなっております。であれば、これを、私は無認可の保育園の福祉課長というのが、園長の立場にございます。そうであったときに、何とかこれを一時も早く解決できないかということがございました。

そして、なおかつ長田地区におきまして、保育園の存続というものがいかなるものかというものを考えさせていただいたときに、保育園がなくなるということにおいて、小学校がなくなるんではないかというような危機感まで抱いておられる長田地区の住民の方もおられると。そして、今後、長田地区の推進を図る上で欠かせない施設であるというような認識は新たに持ちましたので、今回、この年度途中ではございますが、ぜひご承認をいただきたいというふうに思いまして、ここに上げた次第でございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

#### 日程第4. 質疑

○議長（福永 廣文君） 日程第4、質疑を行います。

議案第51号「平成28年度三股町一般会計補正予算（第2号）」を議題として、質疑を行います。

全体審議の質疑は、会議規則第54条の規定により、一議題につき1人5回以内となっております。

質疑はございませんか。福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 今説明していただいて、さらに資料があるんですけども、26年、

27年、ずっとその園児数の推移ということで、見込みということで書かれております。その中で、今が15名、長田保育所にいまして、29年が11名、30年が8名と減っていくわけですが、補足の中に、①、③はひまわり保育所以外の保育所等からの児童を見込んだものということで、これを含めても8名ということで、非常に人口としては減っていくというのが、そこに出てるんですけども。さらにその5年後、10年後となったときに、果たしてそれは町の荷物にならないかと、それを考えると、1ページ目にあります長田地区に保育所を整備することについてという町のプラス点、保護者のプラス点、長田地区住民のプラス点、まず第一に園児の安全性というのが、その3項目とも上がっています。これを最優先するべきだと思います。

そして、さらに、今福祉課長からもありましたように、タイミングが本当に今、一致したと。そうであればこそ、町の2番目にある「地区の活性化の推進」とあるんですけども、これもあわせて、ただ保育園の建設というだけではなくて、長田地区において、こういう活性化のもとに保育園もさらにこの数字よりもふえていきますよといった町の施策みたいなものはないのでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回、地方創生という形で、長田地域の魅力化というのも一つの提案を申し上げております。その中に、やはり学校、長田小学校を中心にした地域づくり、そしてまた長田小学校の活性化、それに関連するところの保育園という位置づけでございます。

そしてまた、長田地域は、ご案内のとおり、大変高齢化が進んでおりまして、若い人たちの定住というのも一つの大きな課題でございます。そういう意味合いで、現在募集していました地域おこし協力隊、いろいろな形で、この長田の魅力を発信していく取り組み、その中で、やはりこの保育所といいますか、子育て、その部分は非常に重要だろうと。やはりよそからの定住を迎え入れるという、やっぱり基盤整備、インフラ整備という意味合いでも、この保育園、そして学校の充実というのが非常に重要だというふうに考えておりまして、この園児数の推移では、大変少なくなりつつありますけれども、そこをやはりこの現状維持、あるいは増やす努力はこれから必要だろうというふうに考えています。

そういう意味合いで、やはり地域の方々との連携、そして地域の協力をいただきながら、長田の活性化につなげていきたいというふうに考えてます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 町長にお伺いをいたします。

今回、この施設を建てかえるということで、長田小学校の西側に540平米ですか、こういう形で、何かこう窮屈というか、無理したような形のように私自身は見たわけですけども。

同じような施設が児童館というのがあります。それも踏まえた上で、例えば、将来は児童館、



ここにつくりますよとか、そういうのが見えた上でここにつくるというふうにしてもらえるとより良かったのかなというふうに思うんですが、町長として、ここにひまわり保育園の分園ということであると、全協でもちょっとお聞きしたんですが、飛び地になってしまうと。この感じで言うと、このピンクのところなんで、遊具があるところということになるんですが、あまり見てみた感じ、思ったよりも狭いなというのが一つありました。

そういうことから言うと、やっぱり長期ビジョンというのを示したもので、ここですよというふうにしてもらえるとありがたいと思うんですが、これについての、ここに決まった経緯等々について、ちょっと説明してもらえるとありがたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 場所選定については、大変今までも検討を重ねてまいりました。検討を始めた段階では、学校の施設というものを使うということに対して大変抵抗がございまして、当初は理解を得られなかったところでございますけれども、教育委員会のほうと十分連携協議をいたしまして、学校敷地内、つまり今小中連携というのもございますし、ここでは保育園と小学校の連携という形での同じ敷地内での取り組みが非常に長田の一つの新たな切り口かなと、魅力かなというふうに考えまして、この学校敷地内というところを選定したところでございます。

そしてまた、保育園、やはり園児のプール、あるいはまた屋内の施設というのを考えたときに、近くにプールもございます。幼児プールとしても使えます。そしてまた、体育館というのも立派な体育館が隣接していますので、大変機能的な配置ではないかなというふうに思います。

そして、今お話しはこの児童館につきまして、非常にもう老朽化が進んでおりまして、近いうちに廃止の方向にせざるを得ないのかなと。そうなったときに、その児童館をどうするかと、児童館の件については、この学校の教室、空き教室、今のところないということでございますけれども、そのあたり十分工夫しながら、やはりこの放課後児童クラブというような形での、この学校との連携、そのあたりを含めて、この児童館運営ができないかなというのは、今後の課題かなというふうに考えています。

そういう意味合いでは、この場所、私も現地に行きまして、十分測ったりいろいろしましたけれども、この双方統一し、そしてまたこの遊具等を集約化すると、ある程度の敷地は確保できますし、また駐車場等も今後の整備等を考えますと、十分ここで保育園、そしてまた放課後児童クラブとの一体的な取り組みができるのではないかなと思います。

そういう意味合いでは、非常に場所的にも機能的にも非常に立地好条件の場所だというふうに理解しましたので、今回、この好条件の国庫補助を活用しての取り組みにさせていただきました。

以上です。

○議長（福永 廣文君） ほかに質疑はありませんか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ささまざまな好条件が重なったタイミングで建てかえるということになったという。

子供さんの安全確保がやはり一番大事で、これは本当に緊急性のあることだと思いますので、今あるところが危ないと、子供さんをどっかに避難させてその間に取り壊しをして建てかえるかどうかという議論だと思うんですけども、例えば、お金がついたというのが大きいと思うんです。もし、仮に今回のその建てかえのタイミングを逃した場合、次はあったのかなというのをちょっと伺いたいんですけども。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回ののは、以前から検討してたのは、町が施設をつくるのか、あるいは民間のほうで施設をつくっていただいて運営していただくのか、そういう取り扱いがありました。町でやる場合には、全く国の補助金はございません。町単独でやるしかないということでございます。民間がやる場合にはそういう国の補助金が出るということで、そういうふうな取り組みを各町内の保育園等と協議しまして、その受け皿ができたというのが一つの大きなポイントになります。その受け皿になったところが今回の事業主体というふうになりますので、町はそこに補助金を流すということになります。

ですから、その事業主体が補助金を受けて、そしてそういう事業が今回有利な事業として国のほうからの内示といいますか、そのような取り組みが、募集がございましたので、グッドタイミングだったと、そういうふうに、先ほど言いましたように、受け皿、財源、そして福祉課長が説明しましたように子供の安全と、幼児の安全って、非常に危険区域にあるというところで、今回のグッドタイミングだったと。

町のほうでも、以前からどうにかしなくちゃならんというのはもうずっと検討はさしてきておりました。ただし、その財源とそしてまたそういう受け皿等のところが未解決という部分がございますので、今回がそれが解決されたというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 今回のことは、福祉の問題もありますし、過疎化対策、三股町の均衡ある発展というふうなところを見たときに、非常に大きな一歩だなというふうに感じております。

今回、長田へき地保育所は危険地域にあったと。体育館が何かがあったときの防災関係の拠点になってます。

これ、確認なんですけれども、先日も説明一応ありましたが、今回ひまわり保育所と分園という形になりますけれども、給食施設をつくる場所を炊き出しとして使うことができるのかということと、それから予算に出てきてないんですが、出入り口の安全性の確保ということもしっかり

と考えてるのかということをお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 今ご質問がありました、まず体育館が今の長田地区の避難場所になってるということがまず念頭にございます。分園というのは、調理場そのものは設けなければ設けないでもいいということになっております。ただ、調理場をやはり設けて、そういった場合において対応できるように工夫して設計のほうをお願いしたいというふうに考えています。

出入り口の安全性含め、今回のもう一つ老朽化した施設のほうが、児童福祉法にいう基準をクリアしてなかったというのがまずあります。それは、そういった段差の部分だとかの部分も含めてだろうというふうに思っておりますが、その中で、やはり先ほど来出ておりますように、施設の安全性を担保するものというのは設計のほうに盛り込んでいかないといけないと考えています。以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） もう少しかみ合わなかったんで、もう一回説明さしていただきますが、地図の歩道から県道からの入り口の図面、これは毎日使うところですよ。園児たちも、これ十分安全性が担保できてるのかという確認です。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 申しわけございませんでした。入り口のところということですね。

入り口のところにつきましては、今、現場のほうでいろいろ検討してるとこなんですけど、現状としましてはプール寄りのところの駐車場スペースというのが通常はあいてると、ほとんど駐車してないという状況でありますので、現段階の中でも十分な対応が、それなりの部分はあるかと思うんですが、やはり余裕を持って何とか整備をしたいというふうに考えて、フェンスのところが一応花壇等になっております。ここは、もう学校のほう、教育委員会とも話をしたところ、そこについては駐車スペースとして広げて差し支えないというようなご意見をいただいておりますので、そちらのほうも広げる形で出入り口の安全の確保をしたいと考えています。

以上です。

○議長（福永 廣文君） よろしいですか。

重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） まず、この前の全協の時に質問をして、ここで回答をきょう持ってきてもらって、全て、この前質問したかったのは回答はこれで網羅してあるということの一点ですか。ちょっと、私はメモをとってなかったんですが、この前、全協の時に質問した事項が本当に網羅してあるとは思いませんが、補足があれば、後、答弁をお願いします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 一つは、これを受けました民間法人の運営ということであろうかと思うんですが、これにつきましては、私どもで書けますところが、この補足に書いてます、園児数の推移見込みの下のほうの補足欄に書いております、運営費支給見込額、これは運営費ということで組織的に来る財源でございます。年齢別の単価平均額っていうものがいろいろ年齢層に応じて金額が個別になっておりますが、その平均額が18万程度になります。そうすると、10人おったときが12カ月分で2,160万というような運営費が来るという形になります。

そうしたときに、人件費というものがまずありますので、これが常勤のお二人とパートさんを3人程度見込んだときに約1,100万ぐらいの試算であります。そうすると、運営費の中で若干まだ半分程度でございますので、それでひまわり等含めて、分園等含めて運営をしていくという、おおむねのところにつきましてはお受けいただくとしております法人のほうに大体話をしたところ、そういった試算はしているということでしたので、これ以上については法人さんの運営に任せるといふ形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） それから、県のほうからの保育所の新設説明については、地域の人の話し合いもあって、今の危険状況から一刻も早く、車で15分程度にある保育園での移動は成り立っているのか、これはクリアされているのか。それから、ひまわり保育園、やまびこ会との契約、今後とも過疎化におけるこの施設、我々が面倒見ていくというような理事会等での確約はあるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 今のご質問につきましてですが、まず今般の議会においてこれが採決を受ける前に、まず議会の承認を得られたならば分園として受けていこうというようなことを理事会で了承したというふうに聞いております。ですから、今回この議会で保育園をつくるということにおいて採決がいただけたらば、それに基づいて運営をもう積極的に進めるという方向で理事会をまた開催される、予算措置もされるというふうに聞いております。

そして、あと、ひまわり保育園が約15分程度のところにあると、そこを利用するということで、例えば保育所を、まず今の現在の危ないと言われてる保育所を廃止して、そして一刻も早く安全な保育園に年内でも移すと、完成前にでも移すというようなことがあった場合には受け入れができるのかというような協議もしております。それについては、緊急性があるということで建設を計画されるのであれば、それについては用意がありますというふうな回答はいただいております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 今の説明は保護者の方々とも連携がとれてその方向で進めているのか。ここに文面で県からの改善余地がありますよね。これも承知の上で、新設の方向で進んでいるのか。先ほどのやまびこ会とは、理事会との書面をもってしているのか、この2点、再度。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） やまびこ会とのことにつきまして、書面についてはこの議会が終えてからに正式にはなるかと思えます。理事会のほうでは、結局、議会の審議があればそれをそのような形で進めるというようなことで、現状としては議会の採択なしには何も進まないというのが、やまびこ会のほうもそうであろうと思えます。

あともう一点、先ほどひまわり保育所、15分のところにある保育所について、今の保育所が危ないんであれば新しく保育園を建てるのではなくて（「建てる間には移動しなさいと県が指導してる件」と呼ぶ者あり）その件です。

この件については、保護者説明会において、危ないということでの緊急性をもって建設する施設でありますから、その点については年度途中で完成前に安全なところに子供さんがたを通わせていただくということが念頭にありますよという説明は保護者の前でいたしております。そして、そのことについてはご了解いただけますかと。もちろん、子供が年度途中から新しい環境の中に行くことに不安はたくさん抱えてますというふうにご父兄の方おっしゃってる方もおられました。ただ、長田のほうに、安全な場所に保育園ができるのであれば、その条件をのみますので進めてくださいというのは保護者との間では了解がとれております。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 最後です。

そういうような経過の中で、私は、当初予算で、このような緊急で指摘されていることは長年の懸案であり、要望事項等については何年も期待されてきたのではなかろうかなと地元議員にもあったやに思うんです。

この町の当初予算で組んだ場合の差額についてはどう、お答えがないんですが、最後の質問ですが、当初予算で組んだ場合、通常の形の補助で組んだ場合と、なぜこの緊急についての話を、ちょっと、僕は当初案でも組むべきだったと最初の課長報告にありましたが、これは試算はされたのかどうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 通常、この保育園を建てる場合の補助率というのがございます。国が2分の1、そして町が4分の1、事業主体が4分の1というのが通常でございます。今回の、国が3分の2、そして町が12分の1、そしてこの事業主体が残りという形になります。

ですから、町の持ち出しとしましては、通常の場合は4分の1ですから、今回の約6,600万としますと、4分の1の2,200万。これが、今回の場合は、町の持ち出しは550万という形となります。そういう意味合いでも、いわゆる大変有利な事業かなというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 今いらっしゃる保育士が、人という意味、固定じゃなくて数という意味ですが、こうすることによって長田の新しいできる保育所の保育士さんの数はどうなるのか。それはどう確保されるのか。やまびこ会が全てお任せですよってなるのかどうかというのが、要するに基準よりも少ないんです。例えばゼロ歳児の人たちが来たら保育士さん1人で見える数と本当に入られる数とに差が出てくるんです。そういうのが1点。

それから、これは場違いかもしれませんが、三股の町立病院が民営化されるときに、撤退はありますか、しないちゅうことはないんですか、と言ったら、木佐貫町長じゃなかったんですが、時の町長は、そんなことは絶対ありません。私は理事長と約束をしておりますって、こう見栄を議会の場で切られました。しかし、ほんの10年もたたない、多分です、私が議員をしようの間、もう合いませんって、撤退をされました。

そういう形が、要するに今度は民間だから、今は町だからこの話になってます、議会だから。だけど、民間、次はもう絶対口出せないことになるんです。撤退って言われたらそうですかって言わざるを得ない。そういうことの確たる表示があるべきだと思う、その2点です。

民間だからと前のときには、やまびこ会の特別委員会を私はした関係で、民間だ、民間だというのが頭から離れないんです。民間だ、民間だ、だから撤退だと、こうなることが、一番恐れているんですけれども、この辺で、町長の話をお聞きします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 1点目については、担当課長のほうから、人事の件ですから、お話を後でさせていただきますけれども、2点目のやまびこ会。今回引き受ける保育園、やまびこ会、このやまびこ会については以前、百条委員会でもいろいろと問題がありまして、要するに町のほうがやまびこ会に関与の仕方というのが、以前よりもまず、非常に密接になってきていると。

要するにやまびこ会に対する町の監査とかあるいはまたご意見等、いろんな形で連携がとれる状況になっていると、そういうふうな文書等も交わしておりますので、ですから、ある意味では、以前の町立病院みたいな形での処分というのは、まずあり得ないと私は思っております。

またそういう形で、やはり先ほどから言いますように、長田地域の魅力化、活性化のためにはどうあるべきかとなったときに、やはり保育園と小学校、それが地域の活力になっていく。高齢化が進んでいる。その中に若い人が入っていく。そういうようなインフラ整備が非常に重要でございますので、それがなくなれば、この長田地域自体が沈んでいくんじゃないかなと。

そういう意味合いでは、やはりこれは残すということが基本的な町のスタンスでなければいけないというふうに考えています。

そういう意味合いでは、この原点でございますやまびこ会のほうとも十分連携をとりながら、そしてまた、先ほど重久議員からありましたけれども、運営費関係のこともございます。そういうところも、財政、要するに保育料の面についても、あそこの魅力化に通じるような保育料の設定というのもひとつ考えながら、この取り組み、そして保育園と受け手である。民間と言いますけれども、やはりこれは公設民営みたいな形でございますので、そういう意味合いでの連携をとりながら、進めていきたいというふうに考えてます。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 人件費、保育士さんのほうです。今度ゼロ歳、1歳をとるというようなことも含めて、まず私どもも民間さんを受けていただくときに、まずは人件費部分について、どう賄っていかれるのか。もちろんこちらからの組織の運営費でおおむね賄っていかれるということで、思っておりました。

それで、人数的な勘案としては、ここに書きましたように、常勤の方を2名、そしてパートの方を2名、あと調理とか運搬、そういった意味でのパートさんの的な人を1名というふうなことで、あと園長さんが本園と兼任できますので、その辺の合理化を図られた上での試算がされているようです。

これはまた別ですけど、現在保育士さんがうちで、委託さんとパートさんがいて4人いらっしゃるわけですが、役場内に園長という形の私がいるというような状況になっておりますが、それよりも充実した形での取り組みはできるのかなというふうに思っております。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） くどいようですけども、やまびこ会が前よりも強くなっているというふうに町長答弁であったんですが、もともとやまびこ会は、町長が理事長だったんです。もっと強かったわけです。

だけど、月日がたつにしたがって、やまびこ会は民間だ、民営だというふうな話になっていったわけで、そのよりどころのすすめとすれば、これは要望ですけども、確約書、契約書なんかそういうのを町長と確実に結んで、こういう冒頭だったということをやっぱりぴしゃっとこの議決がないとできないんじゃないかと、やっぱり、何でも契約をするときは、入札でもそうですけれども、契約時点で議会の議決事件で発行するというような形になるわけです。

そこら辺を論議してほしかったなというふうに思ってますけれども、もう議会提案されましたので、以後について、町長の発言を再度まとめて、私の質問を終わりたいと思います。ぜひとも確約書並びにそれに類するものをお願いしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 指宿議員のご提案というか、ご指摘のとおりです。やまびこ会との協定といいますか、契約、これについては、要するに今回の議会が終わった後にやまびこ会のほうで、正式的な評議員会、そしてまた理事会を開きまして決定をされると。

その決定に基づいて、町とのやりとりがございますので、それをきちっと文書等で協定という形になるのか、契約書になるのかわかりませんが、きちっとした形で残すというのはやりたいというふうに考えております。（「町とですね」と呼ぶ者あり）はい、町とですね。そういう形で、安定した、そして持続可能な保育園運営ができるような形での取り組みをさせていただきたい。（発言する者あり）はい、わかりました。そういうことで、やまびこ会との取り決めについては前向きに取り組んでいきます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 資料のほうから質問いたします。

長田地区に保育所を整備することについてというところの、小学校のところですけども、プラス点のところは小学校ですが、小保連携の充実、これをプラスとしてあります。マイナスのほうに、生活サイクルの異なる集団間の調整、これをマイナスとしてありますけれども、マイナスのほうにこれを置いた理由を教えてくださいと思います。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） マイナスをプラスに変えていくということの今後についての期待は十分に持っているわけですが、まず単純なところで、ゼロ歳、1歳を預かったときなどに、学校のチャイムとか、そういった子供たちの活動、そういったものが保育園ではそれが赤ちゃんが寝ている状態になったりすると。そういうふうなことで、時間帯、サイクルが大分違いますよねというご質問等は、保護者説明会等でお受けしておりました。

それで、現状としては、その点についてどう対応するかということ、今後前向きに検討しないといけないということが一つあります。

それは一つの例であって、結局学校というのは45分なり50分の中で、一つ一つの区切りで授業が進んでいたり、子供たちが運動場に行ったりプールに行ったりして移動があります。

そうしたときに発生する子供たちとの、保育園のサイクルとの違いというようなものが、一つありましたので、ここで調整というふうに書かせていただいたのは、まるっきりのマイナスということではなくて、それが機能すれば、今後小学校に子供たち上がっていくわけですので、プラスに変わっていくのかなど。ほかでそういういい例も聞いておりますので、これはそういう意味での書きようでございます。

以上です。



○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） よくわかりました。

そうしますと、このプラス点の小保連携の充実の中に入る範囲じゃないかなと思います。決して今言われたことがマイナスになるんじゃないと思いたいと思いますので、マイナスと捉えていただきたくないと思います。

それよりも、生活サイクルの異なる集団間というところで、体制側のほうなんです。福祉課と教育課、異なる集団、この連携がどうなるのか。

6月議会で私は児童館の件、児童クラブの件を質問いたしましたけれども、質問する段階までに、福祉課にも伺いました。教育課にも伺いました。しかし、この連携がないんです。要請をしますと言われたのは、数カ月前ですけれども、まだないようでありまして、この今回のこの件が、小保連携、福祉課と教育課、この連携の充実が一日も早く進んで三股方式となるような形となれば、この長田保育所が三股を代表する視察を呼ぶような、そういうものになっていくのではないかなと思っております。

決してマイナスばかりではなくて、この困難をプラスに変えていくことによって、またそういう充実させることをお願いしたいと思いますけれども、またほかに小学校で、特に長田小学校が特認校ということですが、似たようなことも考えていけば、自然豊かなところで、子供たちが2年ないしは3年でしようけれども、過ごすということで行くと、物すごくおもしろい試みとなるのではないかなと思います。

そうしますと、総合計画の中にあります長田地区活性化、この見直しと充実というほうにまで、広がっていくのではないかなと思いますので、その点につきまして、この福祉課と教育課の連携、こういうことについてお伺いできましたらお願いします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 福祉課と教育課の連携につきましては、今、国のほうも子供の総合プランということで、いろんな連携をするようになっております。

本町でも一昨年に幼保小中連携の会議を立ち上げております。これは民間の保育所、幼稚園が多いわけですが、そこと教育委員会が管轄しております小学校、中学校との連携、いわゆる町内の子供たちを15年間のスタンスで育てましようという気持ちで、連携をしております。

園長会をやったり担当者会議をやったりしてやっておるところですが、例えば昨年度は交流事業を公開して、園の先生方、小学校の先生方とみあって、その活動内容をする。昨年度は勝岡小学校の1年生と、隣のこぼと保育園との交流をしております。一昨年もやりました。

ということで、連携は今着実に進んでおりますし、今、全国的に小1プロブレムと言う、幼稚園、保育園から小学校に入る時の段差が問題になっておりまして、いろんな問題を起こすと。ス

スムーズな流れで行けるようにということで、連携をやっているところです。

本町の取り組みとして、他に類を見ないのは、幼稚園から小学校に入る課程のアプローチプログラムというのを作成をいたしました。それから小学校1年生から、1年生に入った幼稚園、保育園の園児たちが、スムーズに小学校の教育課程に移行できるようにスタートカリキュラムというのを担当者のほうで作成をいたしまして、スムーズな流れができるようにということで、今そういった連携会議というものを年何回かやっておるところであります。

今、まさに長田小学校が一体化、同じ敷地内に保育園と小学校ができるということは、まさに日常的にそういった連携ができますので、モデル的な地区になるのかなということを、今期待をしております。

先ほどおっしゃっていただきましたように、特認校でもありますので、そういったことで、長田地区にやりたいなというのが、1人でも2人でもできてくると、つながっていきますし、活性化にもつながっていくのではないかなというふうに大きな期待をしているところでもあります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 補足ありますか、福祉課長。福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 今回私、児童のほう、福祉課のほうで初めてでございますが、今回、長田保育所の件で、教育課と同じ歩調を合わせて学校を見にいかせていただいたり、遊具の移転についてこういう立ち回りがある、こういうことがあるというのを経験させていただき、そして社会教育の立場からは、この教室の件で児童館担当と打ち合わせをしないといけないということでの投げかけをいただき、行政の仕事の中で、同じ子供たちの成長を見守る中において当然のことではあります。今さらのように、行政の中での教育課との連携というのが、業務上、必要に煮詰め合ってきているというのは、感じておりますので、それ抜きにしては、仕事がなかなか進まないというのが現実でございますので、そういう形での進め方をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、特認校について、これは長田小学校の保護者の方からあったものですが、別の学校校区から、今長田小学校のほうに通わせていますと。もし保育園の対象の子が下にいましたらば、長田保育所に入れるんでしょうかというようなご質問等もいただいたところです。

今後、そのようなケースも出てくるのかなと、その辺の対応も今後検討していかないといけないというふうに思っています。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） まず、この敷地ですよね。保育園に行くときに、途中は小学校の敷地になりますね。すると、「部外者入るべからず」と責任者が書いてある。大体、学校長とあ

りますけれども、この保育園に行くときには、窓口は、小学校になるのでしょうか。（発言する者あり）

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 確かに小学校もいろんなケースがあって、どこからでも他者がつい入り込めないような状況もあったり、あるいはそこは同じ敷地内で関係ないという話には、なっていないのかなとは思いますが。

ただ、それにつきましては、共用スペースも今後出てまいりますので、十分協議会と検討させていただいて、この議会のお話ができるように準備したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） これが、実際、三股小学校の児童クラブであったわけなんですね。児童クラブのほうに訪問しようとして、小学校の窓口に行ったら、管轄が別ですからということをおっしゃられました。おかしいんですね、これは。小学校の敷地ですから、管轄するのは小学校長であるべきであると思っておりますね。

そういうところを、以前にもお尋ねしたことがあったんですけども、この段になって、まだそれがはっきりしていない。これはやっぱりおかしいと思っておりますね。

だから、先ほど、指宿議員のほうから言われましたけれども、道がどうのこうのとか。道からずっとこう保育所のものしていれば、問題はないと思っておりますけれども、責任の所在ということなんですよね。そういうところもよく考えていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（福永 廣文君） 答弁はありますか。（発言する者あり） それでは、森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 保育所をつくるというか、児童福祉と地域の活性化というのは、本来、別で考えなきゃいけないと思っておりますよね。

きょう、いただいた資料の中で、利用者の声というか、利用者の立場からのあれがないんです。プラス・マイナスがないんですけども、子供にとってプラスの面、マイナスの面というのが、その入所の子供さんですね、きょうも来られていますけど、ここに通われている園児さんたちにとってのプラス・マイナスが、書かれていない理由をちょっと伺いたいんですが。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 今、ご指摘の点につきまして、確かに子供さんの立場ということで対象者に上げればよかったのですが、保護者という形で、保育園について同じような回答ということがリンクするのかなと一つは思いましたので。

例えば、ここに書いています保護者のところで、もちろん園児の安全ということは、自分たち

の安全が確保されますよと。そして、昼食が用意されることについても、子供さんもそれは助かることでしょうし、0歳、1歳からも、もし近くの保育園に行けるものだったら。ただ、意思表示が子供の0歳、1歳でできるあれではないので、一応こういう形で、今回は、保護者という形で書かせていただきました。

もっと本人たちの、園児たちの立場ということで掘り下げて書かせていくなれば、もう少し書けたのかもしれませんが、その点に抜けておりました点については、おわび申し上げます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） その優先順位が、やっぱり正しいのかなという気持ちがあって、お金がついたからすぐつくと。子供の立場でずっと考えたら、ここまで老朽化した保育所を今まで放っておかなかつたのではないかなというのを、この資料を見ながらでもそういうふうに思いましたので、ちょっと聞かせてもらいました。

やっぱり利用する子供の、先ほどから質問があるように、安全性の問題とか、先ほど答えにありましたように、小学生と一緒にエリアで子供たちが生活するという問題点なんかについても、やっぱりそこを利用する子供たちの立場に立って、これからいろいろ考えていってほしいなと思いました。よろしくをお願いします。

○議長（福永 廣文君） ほかに質疑はございませんか。池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 私は、2番議員と関連するところなのですが、校区、要するに保育園で卒園して小学校に上がる時の校区の問題、これもぜひ検討していただかないと、長田、梶山は、過疎対策の中で登校のその状態が、校区のそういう条件というのがそこにあっているのではないですかね。その辺をちょっと教育長にお尋ねしたいですけど。

梶山校区から、要するにひまわり保育園に行かれる方のご家族は、長田地域に住んでいらっしゃる方がいらっしゃると思定できると思うんですが、その辺は考えていらっしゃるのでしょうか。校区関係。

○議長（福永 廣文君） 教育長。ちょっと質問が少し。（発言する者あり）

町長、答弁していただけますか。

教育長。（発言する者あり）福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 今、ご質問があった件というのは、今現在ひまわり保育所に、現実、長田の方がひまわり保育所に通われている方がいらっしゃいます。今現在、28年度では6名いらっしゃいます。

そのうち5歳児が2人いますので、その2人が、ひまわり保育園を卒園されるということになれば、当然、長田地区から通われているわけですので、基本的には、長田小学校の生徒になられるのかなというふうには思うんですが、そのことについてということなんですか。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ひまわり保育園に行ってもらっしゃる方が、長田地区に住んでいらっしゃれば問題ないですよ。そこをちょっと確認させていただいたところだったんですけど。梶山地区に住んでいらっしゃって、保育園を卒園したら長田小に入れるのかなというところの心配を。

○議員（10番 池田 克子君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 当然、小学校は校区指定がありますので、梶山地区の子供さんは梶山小学校ですね。当然、特認校との関係だと思んですけども、特認校につきましては、三股小、西小、勝岡小ですので、梶山地区の子供さんは、梶山、長田今の……（「マイクが入っていないですよ」「済みません」「もう一回」と呼ぶ者あり）

もう一回がいいですか。小学校入学に関しましては、一応居住地を単位として小学校が決まっております。一応それが基本ですね。だから、幼稚園、保育園はもう別ですので、それぞれの考え方でやっていると思います。

そこを基本としますと、梶山地区に住んでいる子供さんは、どこの幼稚園に行っても、梶山小学校に行くのが基本だということが第一条件ですね。長田地区の子供は長田小と。ただ特認校がありますよということで、特認校を認めている今の制度は、大規模校、西小、三股小、勝岡小に通っている、その地域の子供さんたち、通える子供さんたちは、長田小を含めて、梶山、宮村に特認校として希望すれば行けますよという制度です。そういうことでよろしいですか。

○議員（10番 池田 克子君） いや、それは分かっています。

○教育長（宮内 浩二郎君） はい。だから、梶山地区の子供は、長田小には行けないということになります。（「そこわかります」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 要するにひまわり保育園から、長田が少ないので、ひまわり保育園の園児さんだったけれども、長田の保育所に移られる。園のほうが、もうちょっと少ないから、梶山小の校区もいらっしゃるけれども、その長田のほうに行ってもらおうかというふうな、そういうものをされたりしたときに、その子供たちは、卒園しても長田小には入れないですよって確認して。（「そう。わかっていますよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） おっしゃるとおりです。長田小の保育所に行くことはできますけれども、卒園したときには、梶山小と、現段階ではそういうことになろうかと思えます。

○議員（10番 池田 克子君） それを配慮できないのかということです。入れないのかということです。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 今回の制度では入れませんので、そのことにつきましては、また今後検討していきたいというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

---

### 日程第5. 討論・採決

○議長（福永 廣文君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第51号「平成28年度三股町一般会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ないようですので、次に賛成討論の発言を許します。池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 賛成の立場から討論を行います。

長田校区におかれましては、スピード感をもってきちんと対応していただきまして、本当にありがとうございました。長田地区の後ろからびりびり感じながらも（聴取不能）。今回、提案された（聴取不能）総合計画は、これまで何度も——マイクのスイッチ（聴取不能）。（発言する者あり）

今回、提案された長田へき地保育所の移転の計画は、これまで何度も議論をされてきて、今回採択されれば、ようやく実現できる運びとなりました。

運営母体が変わることになりますけれども、危険地域からの移転、新築のことは、長田へき地保育所関係者のみならず、長田地区住民の悲願でもありましたので、住民の一人として大変うれしく思うところでございます。

同時に、私は、平成23年度から、毎年一般質問で過疎化対策関連の訴えをしてきておりますので、今回の後続く5地区公民館や児童館などの問題にも期待をしているところであります。

長田へき地保育所は、素晴らしい幼児教育を行っています。それは、年齢で分けずに、小規模だからできる兄弟のような強いきずな、それぞれの役割や責任を持つての園生活になっています。お遊戯会や卒園式では、子供が持っている能力のすばらしさ、それを感じ、本当に感動するほどであります。ぜひ、こういったものを続けてほしいというふうに思います。

一方、長田地域のほうでは、平成23年に自治公民館長を中心に、中学校、小学校、保育所、高齢者クラブ、壮年クラブ、消防関係者、地区有志が集まり、長田地区過疎化対策協議会が立ち

上がりました、これは、長田地区の活性化、それから同時に、長田小の存続という目標を掲げての発足でありました。

長田小学校の全校児童は、18名という非常に少ない時期もありました。このままいくと、小学校がなくなり、長田地区が大変なことになるという危機感を持つての発足でもありました。

それにより、県から「いきいき集落」の認定を受け、長田地区のよさを知ってもらい、交流人口をふやそうというふうなことで、長田峡物産展を行ったりして、行ってきました。地区住民のきずなも深くなりましたし、物産展を通して交流が深まり、長田を知っていただいた方もたくさんおられました。

今回の保育所移転の問題は、若者定住につながる過疎化対策そのものであります。もちろん町長も、三股町の均衡ある発展という言葉を何度も使われておられますので、現在、長田地区には、新築住宅というのは1戸でとまっております。今後またこういったものも期待をしたいところがあります。

人口動態のみを見れば、どこの地区も減っていくわけで、その数字だけを見て乱暴に合理化を進めるといのは、これはいかがなものかなというふうに思っております。町内各地域の活性化と三股町の発展をぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、過去、この長田へき地保育所で、トイレの水洗化というのを訴えましたら、くみ取り式から簡易水洗になりました。そのときの説明は、施設がやっぱり老朽化しておりまして、そのうち建てかえるので、この段階で頑張ってもらいたいというふうな答弁でした。それから数年たって、ようやく今回こういう新築の話が来ました。

今回の危険地域からの移築の案件というのは、議会や関係部署に数年にわたり何度も訴えてきましたので、ようやく悲願達成という感じでありまして、長田地区住民、保育所保護者の願いがようやく届いたのではないかなというふうに思っております。

議員各位におかれましては、ぜひとも、今回、福祉の問題、それから過疎化の問題、大変大きな問題でございますので、そのご理解をいただきまして、全会一致で可決していただきたいというふうに思います。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（福永 廣文君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第51号「平成28年度三股町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時02分休憩

-----  
[全員協議会]  
-----

午前11時05分再開

○議長（福永 廣文君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

----- . ----- . -----  
○議長（福永 廣文君） それでは、以上で平成28年第3回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時05分閉会  
-----



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 福永 廣文

署名議員 指宿 秋廣

署名議員 重久 邦仁

三股町告示第55号

平成28年第4回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年9月1日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成28年9月5日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

森 正太郎君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
福永 廣文君	指宿 秋廣君
重久 邦仁君	池田 克子君
山中 則夫君	桑畑 浩三君

---

○9月8日に応招した議員

---

○9月9日に応招した議員

---

○9月12日に応招した議員

---

○9月23日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成28年9月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第52号から議案71号までの20議案、諮問第2号から第3号までの2件及び報告第7号から第10号までの4件、一括上程  
日程第4 決算審査報告
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第52号から議案71号までの20議案、諮問第2号から第3号までの2件及び報告第7号から第10号までの4件、一括上程  
日程第4 決算審査報告
- 

出席議員(12名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
3番 福田 新一君	4番 池邊 美紀君
5番 堀内 義郎君	6番 内村 立吉君
7番 福永 廣文君	8番 指宿 秋廣君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 出水 健一君 書記 矢部 明美君  
書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画政策課長	大脇 哲朗君	税務財政課長	鍋倉 祐三君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	内村 陽一郎君
産業振興課長	白尾 知之君	都市整備課長	兒玉 秀二君
環境水道課長	西畑 博文君	教育課長	渡具知 実君
会計課長	山元 宏一君	代表監査委員	谷山 悦子君

午前10時00分開会

○議長（福永 廣文君） おはようございます。

ただいまから平成28年第4回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（福永 廣文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、森君、12番、桑畑君の2人を指名いたします。

**日程第2. 会期決定の件について**

○議長（福永 廣文君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いいたします。指宿君。

〔議会運営委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○議会運営委員長（指宿 秋廣君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る9月1日議会運営委員会を開き、本日招集されました平成28年第4回三股町議会定例会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます議案は、平成27年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定についてほか計19件、諮問2件及び報告4件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会

において慎重に審査をいたしました結果、本定例の会期は、本日から9月23日までの19日間とすることに決定いたしました。また、意見書案1件が提出されており、本日、本会議終了後、全員協議会の場で論議、調製し、その結果を最終日に追加、上程することとしております。その他、日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので説明は省略いたします。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（福永 廣文君） お諮りします。本定例の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月23日までの19日間とすることとし、また、意見書案1件が提出されており、本日、全員協議会の場で論議、調整し、その結果を最終日に追加提案することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、本定例の会期は、本日から9月23日までの19日間とすることと決定いたしました。また、意見書案1件については、本日、全員協議会の場で論議、調整し、その結果を最終日に追加提案することに決しました。

---

**日程第3. 議案第52号から議案第71号までの20議案、諮問第2号から第3号までの2件及び報告第7号から第10号までの4件、一括上程**

○議長（福永 廣文君） 日程第3、議案第52号から議案第71号までの20議案、諮問2件及び報告4件を一括して議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

平成28年第4回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について提案理由の説明を申し上げます。

まず、平成27度の各会計の決算認定にかかわる各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号「平成27年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第53号「平成27年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第54号「平成27年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第55号「平成27年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第56号「平成27年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第57号「平成27年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第58号「平成27年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて」、議案第59号「平成27年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の8議案については、平成27年の一般会計及び特別会計における決算認定にかかる案件でありますので、一括してご説明申し上げます。

平成27年度におきましても、例年どおり厳しい財政状況下にありましたが、一般会計において、歳入決算額104億9,983万1,978円、歳出決算額101億8,005万19円、翌年度繰越額2億8,513万1,959円、国民健康保険特別会計において、歳入決算額35億971万6,647円、歳出決算額33億9,731万2,283円、翌年度繰越額1億1,240万4,364円、後期高齢者医療保険特別会計において、歳入決算額2億4,017万8,598円、歳出決算額2億3,924万9,679円、翌年度繰越額92万8,919円、介護保険特別会計において、歳入決算額21億4,200万4,018円、歳出決算額20億9,898万2,950円、翌年度繰越額4,302万1,068円、介護保険サービス事業特別会計において、歳入決算額1,399万4,602円、歳出決算額1,295万6,795円、翌年度繰越額103万7,807円、梶山地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額5,054万8,855円、歳出決算額4,948万8,056円、翌年度繰越額106万799円、宮村南部地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額3,704万2,717円、歳出決算額3,628万2,090円、翌年度繰越額76万627円、公共下水道事業特別会計において、歳入決算額4億5,326万395円、歳出決算額4億4,584万193円、翌年度繰越額742万202円となり、いずれの会計においても剰余金をもって決算ができましたことは、町議会議員の皆様をはじめ、町民各位の深いご理解とご協力の賜物であり、深く感謝申し上げる次第であります。

次に、議案第60号「平成27年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、剰余金の処分について議会の議決を求め、さらに、同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定を求めるものであります。

初めに、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金5,359万8,817円のうち、1,200万円を減債積立金に積み立て、1,400万円を建設改良積立金に積み立て、2,703万7,715円を自己資本金に積み立て、残余56万1,102円を翌年度に繰り越そうとするものであります。

次に、決算において、平成27年度は、施設費として新設配水管の敷設を1キロメートル、老朽管及び小径配水管からの布設がえを1.6キロメートル施工し、配水管の耐震対策に取り組むとともに、良質な水の安定供給に努めてまいりました。

決算の状況につきましては、収益的収入及び支出において、消費税抜きで収入額が3億9,168万9,265円、支出額が3億4,334万2,784円となり、当年度純利益が4,834万6,481円となりました。

一方、資本的収入及び支出においては、消費税込みで収入額が1,241万1,927円、支出額が1億8,523万4,508円となり、差し引き不足額1億7,282万2,581円については、減債積立金、建設改良積立金、当年度分損益勘定留保資金ほかで補填したものであります。

以上、9件の決算につきましては、監査委員の審査に付し、その意見書並びに関係書類を添えて議会の認定を求めようとするものであります。また、物品調達基金ほか2つの基金について、その運用状況報告書を提出しておりますので、よろしくお願いたします。

以上、9議案についてそれぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認並びにご認定くださるようお願いいたします。

引き続き、各議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第61号「三股町殿岡生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、三股町殿岡生活改善センターの管理を指定管理者が行うことができることに伴い、三股町殿岡生活改善センターの使用料を指定管理者の収入として収受させ、また、使用料の決定及び変更柔軟性を持たせることによる適切な運用、管理を図るため、条例の一部改正するものであります。

次に、議案第62号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、三股町殿岡生活改善センターの施設使用料につきまして、管理を指定管理者が行う場合を考慮し、また、都城市における同等施設の使用料の状況から、現行の使用料を見直すことによる適正な運用管理を図るため、条例の一部改正するものであります。

次に、議案第63号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、職員の町外への赴任及び派遣に伴い生ずる職員手当について、所要の処置を講じるため、住居手当、単身赴任手当及び地域手当を定めることを目的に条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第64号「平成28年度三股町一般会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、国、県の補助内示、決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算で計上できなかった経費等について、所要の補正措置を行うものです。歳入歳出予算の総額94億5,696万

6,000円に歳入歳出それぞれ3億605万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億6,308万9,000円とするものです。

まず、歳入について、主なものをご説明申し上げます。

地方特例交付金及び地方交付税は、交付決定により増減補正するものです。

国庫支出金は、番号制度構築事業、保育対策総合支援事業、介護施設の施設整備交付金を増額補正し、採択されなかった事業等を減額補正するものです。

県支出金は、働く拠点づくり推進事業補助金、農業振興費補助金を増額補正し、内示等により林業費補助金などを減額補正するものです。

繰入金は、特別会計繰入金に国民健康保険特別会計ほか、特別会計の前年度決算に伴う清算返還金を増額し、基金繰入金は、ふるさと未来基金からの繰入金を増額し、健やか福祉基金からの繰入金を減額補正するものです。

繰越金は、前年度決算に伴う剰余金を増額補正し、諸収入についてはコミュニティー助成事業補助金等を増額補正するものです。

地方債は、土木債を増額補正し、農林水産業債、教育債、臨時財政対策債を減額補正するものです。

次に、歳出について、主なものをご説明申し上げます。

総務費は、企画費においてコワーキングスペース改修工事費、電算管理費においてシステム変更委託料を増減補正し、一般管理費において雇用契約職員委託料を減額補正するものです。

民生費は、社会福祉費において都城市子ども発達センター運営負担金や地域介護福祉空間整備等施設整備補助金などを増額補正するものです。

児童福祉費においては、保育対策総合支援事業費補助金を増額補正するものです。

衛生費は、保健衛生費において予防接種委託料を、清掃費において都城市へ返還する衛生センター負担金前年度清算金を増額補正するものです。

農林水産業費は、自衛防疫推進事業補助金や日本一種雄牛増生事業補助金を増額補正し、畑地帯総合整備事業負担金を減額補正するものです。

土木費は、道路橋梁費において道路維持補修費として工事請負費を、住宅費において修繕料や公営住宅等長寿命化計画見直し業務委託料をそれぞれ増額補正するものです。

消防費は、コミュニティー助成事業補助金を増額補正するものです。

教育費は、小学校費において宮村小学校プール排水工事費を増額補正するものです。

災害復旧費は、小災害復旧事業に伴う工事請負費を増額補正するものです。

諸支出金は、前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てし、予備費は、収支の調整額を補正するものです。



次に、第2表地方債補正について、ご説明申し上げます。

地方債補正については、前目工業地域雨水対策事業において、事業費の増加に伴い限度額を増額補正するとともに、その他については、事業費の決定に伴い、限度額を減額補正するものです。

また、勤労者体育センター耐震補強事業については、起債事業として対象外となったため廃止するものです。

次に、議案第65号「平成28年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額34億9,726万3,000円に歳入歳出それぞれ3,081万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,808万2,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、療養給付費等交付金の過年度分及び27年度収支決算による繰越金を増減補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、平成27年度国保事業費等清算による一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第66号「平成28年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億4,308万8,000円に歳入歳出それぞれ176万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,484万9,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料の現年度分及び平成27年度収支決算による繰越金を増減補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

議案第67号「平成28年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額21億5,457万2,000円に歳入歳出それぞれ4,448万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,906万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰越金を増減補正するもので、歳出の主なものは、基金積立金、償還金及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第68号「平成28年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,418万2,000円に歳入歳出それぞれ103万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,521万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰越金を増減補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への操出金を増額補正するものであります。

次に、議案第69号「平成28年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,518万4,000円に歳入歳出それぞれ113万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,631万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び平成27年度決算に伴う繰越金を増減補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、震災派遣の単身赴任手当及び平成27年度決算に伴う一般会計への操出金を増額補正するものであります。

次に、議案第70号「平成28年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,704万1,000円に歳入歳出それぞれ100万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,804万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び平成27年度決算に伴う繰越金を増減補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、公共枡設置工事請負費及び平成27年度決算に伴う一般会計への操出金を増額補正するものであります。

次に、議案第71号「平成28年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4億2,590万7,000円に歳入歳出それぞれ782万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,373万1,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金及び平成27年度決算に伴う繰越金を増減補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、舗装補修委託料及び平成27年度決算に伴う一般会計への操出金を増額補正するものであります。

次に、諮問第2号及び諮問第3号の「人権擁護委員の推薦」についてであります。関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

ご承知のように、人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することになっております。

まず、諮問第2号につきましては、現在、本町の人権擁護委員として要職にある今村理絵氏の任期が平成28年12月31日付で満了となっております。氏は、1期3年間にわたり、常に、自由人権思想の普及に努力されており、引き続き、人権擁護委員の適任者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号につきましては、現在、本町の人権擁護委員として要職にある柿原信知氏の任期が平成28年12月31日付で満了となっております。氏につきましては、今期満了をもって退任されることとなりますが、7期21年間にわたり、常に、自由人権思想の普及に努力され、これまでの崇高なるご尽力に対し、敬意を表する次第であります。

そこで、後任につきまして、種々人選の結果、大隣雅春氏を最適任者として推薦いたしたく、ここに人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告4件を提出いたしております。

報告第7号「平成27年度継続費精算報告書の報告について」、報告第8号「平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」、報告第9号「平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告について」、報告第10号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」の報告4件につきましては、それぞれ関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） 補足説明があれば許します。ほかに補足はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） それでは、補足はございませんので、これで終了いたします。

---

#### 日程第4. 決算審査報告

○議長（福永 廣文君） 日程第4、決算審査の報告を求めます。谷山代表監査委員、お願いいたします。谷山さん。

○代表監査委員（谷山 悦子君） おはようございます。

報告いたします。

平成27年度決算審査について報告申し上げます。

一般会計、特別会計、基金運用状況につきまして、7月1日より、町長より審査依頼がありました。監査委員2名で、7月4日から8月1日までの期間、審査を行いまして、また、水道事業会計の決算についても、6月16日に町長より依頼がありまして、7月4日に決算審査を行いました。

決算書、事項別明細書、証拠書類、諸帳簿及び関係書類等を審査した結果、いずれも正確に、適正に処理されていると認められましたので報告いたします。

さらに、財政健全化につきましても、8月19日、健全化判断基準及び資金不足比率について審査を行いまして、報告第8号及び9号のとおり、早期健全化基準、経営健全化基準をそれぞれ下回っており、町の財政状況が健全であることを確認いたしましたので、合わせてご報告いたします。なお、詳しいことにつきましては、別紙審査意見書をご参照くださるようお願いいたします。

報告終わります。

○議長（福永 廣文君） ありがとうございます。

それでは、しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時37分休憩

-----

午前10時39分再開

○議長（福永 廣文君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

----- . ----- . -----

○議長（福永 廣文君） それでは、以上で、本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって、本日の会議を散会いたします。

午前10時39分散会

-----

議事日程(第2号)

平成28年9月8日 午前10時02分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(11名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
3番 福田 新一君	4番 池邊 美紀君
5番 堀内 義郎君	6番 内村 立吉君
7番 福永 廣文君	8番 指宿 秋廣君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	

---

欠席議員(1名)

12番 桑畑 浩三君

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 出水 健一君	書記 矢部 明美君
	書記 谷口 光君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	副町長 .....	西村 尚彦君
教育長 .....	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長 .....	黒木 孝幸君
企画政策課長 .....	大脇 哲朗君	税務財政課長 .....	鍋倉 祐三君

町民保健課長 ..... 齊藤 美和君      福祉課長 ..... 内村 陽一郎君  
産業振興課長 ..... 白尾 知之君      都市整備課長 ..... 兒玉 秀二君  
環境水道課長 ..... 西畑 博文君      教育課長 ..... 渡具知 実君  
会計課長 ..... 山元 宏一君

---

午前10時02分開議

○議長（福永 廣文君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（福永 廣文君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、池邊君。

〔4番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（4番 池邊 美紀君） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして質問を行います。

まず、私は大変期待をしておりました地域おこし協力隊についてでございます。

思うように進んでいない状況が見受けられますけれども、現在の状況と今後の計画はどのようなものか、町長にお尋ねいたします。

続きは、質問席にて行います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。池邊議員から、地域おこし協力隊についての現在の状況と今後の計画等についてのご質問がございました。それについてお答え申し上げます。

地域おこし協力隊については、募集期限の7月22日までに2名の応募がございまして、現在、地域おこし協力隊に関するレポートなど提出書類の審査を終了したところであります。

今後につきましては、まず、応募者との日程を調整した結果、10月4日に最終面接のため、本町を訪問していただくこととしております。

活動内容については、当初の計画のとおり、隊員1名には、長田地域に住んで、長田地域の魅力化のために活動していただき、もう一名の隊員には、本町全体の観光及び物産振興のために活動していただくこととしておりますが、具体的な活動については、長田地域観光協会及び商工会

とも意見交換し、調整してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 今、町長のほうからお答えがあったのは、2回目、修正された募集期間だったというふうに思いますが、担当課にお尋ねいたしますけれども、当初の募集期間、募集期限というのはいつだったのでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 1回目の募集期限は5月27日でございました。

で、前回、6月の議会でもお話ししたんですけれども、この時点で8名の方が応募の動きがあったということで、実際応募された方は2名だった。で、2名の方につきましては県内の方だということで、適格ではなかったということで、2次募集をしたところでございます。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 今回、この事業というのは、6月議会のときに申しましたが、大変私、期待をしております。それは、外からの目というようなものを取り入れて、どこまで事業として発展するのか。ほかの地域でもこの事業を通して素晴らしい成果を上げているところもたくさん事例としてあるわけですので、大変期待をしております。

で、6月の一般質問で私はこういったことを言っております。「総務省の数字を見ますと、昨年度2,625名の地域おこし協力隊が発動しています。ということは、かなり目立たない目にとまらないといえますか、地域の魅力を伝えられなければ、優秀な人材の獲得はなかなか難しいということになります。ほかの自治体の待遇や受け入れ条件の見直し等も含めて考えていただきたいというふうに思います。」と、今後の期待を込めてという言葉をあえて先に述べて、こういったことを伝えておりました。

そのあと、担当課では、こういったことを協議されたのか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 5月27日までの募集に関して、実態が8名あったけれども、全員適格ではなかったというところで、その後、ふるさと回帰センターと、東京のほうでございませけれども、こちらのほうに出かけまして、宮崎県版の地域おこし協力隊募集のほうを県のほうでセッティングをしていただきまして、そこに参加させていただきました。

今、議員が言われるように、三股町の知名度といいますか、宮崎県自体の知名度が大変全国的に低いと。で、地域おこし協力隊の人気がある県は関東の周囲の、例えば、長野、岐阜、こちらあたりをセッティングするとかなり多くの方が来られますけれども、東北、九州ということになると、なかなか集まってこれないと。しかも、その中での三股町ということになると、市レベ

ルの名前は結構全国的に、そのときも小林と串間と一緒に参加させていただきましたけれども、小林、串間の名前は知っておりますという参加された方のご意見でございましたけれども、三股町は知らないというところでした。

知名度が低いというところで、また、関東より離れているということで、やはりPRが必要なところ、今後は、そういう形で進めていきたいと。

ただ、今質問にありました処遇改善といいますか、こちらにつきましては、年度当初は、やっぱりこの形でいきたいと。金額的には多くはないんですけども、ただ、他の自治体も見てみますと、やはり同程度の報酬を支払っているというところがございますので、ほかのものについては、若干差がある部分もございますけれども住宅手当とか、ただ、報酬については、さほど差がないというところで、一応状況を見ながら、また次年度以降は検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（４番 池邊 美紀君） それでは、町長にお尋ねします。

町長は以前、議会の一般質問は、出たことはしっかり受けとめて、そして共有していくというふうにおっしゃいました。

前回、6月と同じような質問をして、私は大変期待を込めております。三股町の町長として、そのときどのような指示をされたのか、もしくは、どのような共通認識を持たれたのか、今の状況をどのように考えているのか、町長にお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この地域おこし協力隊については、年度当初から早速取り組むように担当課のほうにお話ししたところがございます。

ただ、先ほどありましたように、第1次募集については該当する人がいなかったということで、地区座談会等でもお話しさせていただきましたけれども、2次募集という形での取り組みをさせていただきます。

やはりこの募集の実施ということで、できるだけ早く該当者が従事できる環境づくりをということで、今後の予定としてまして、一応11月に面接を終えてから、従事できるんじゃないかなと思っています。

できるだけ早くということで考えていましたけれども、11月と大分遅くなりましたけれども、しかし、しっかりとこの該当者の方にお話をさせていただきましたして、本町の魅力、そしてまた本町のよさを発信し、そしてまた地域おこし協力隊として地域の活性化につながるように、意見交換して、そして努力をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。



○議員（4番 池邊 美紀君） 現状、大変スケジュールがずれ込んでおまして、現在2名というふうなことで、欠員が出る可能性もこれは十分あるのかなというふうには私は思いますけれども、そのまますなりとお2人の方が仕事についてくだされば問題ないんですけども、そういうふうなことも考えると、まだ何か手を打たないといけないのではないかというふうには思うところでもあります。

先日、小林市の職員の方とお話しする機会がありまして、地域おこし協力隊のことをお尋ねをいたしました。

2つ大事なことを話の中で教えていただきました。1つ目は、目標設定が大事だということ。これを明確な数字で出したほうがいいですよと。それに向かって進みますので、というふうなことでありました。これはそうだなというふうに納得しました。今回、三股町の場合は2つのミッションというのを出してありますけれども、やはり明確なもの、それに向かって突き進むようなものを明確に示さないといけないんだらうなというふうなことを感じたところです。

そして、2つ目、これは私意外でありました。3カ月ぐらいは自由に地域を見て歩いてもらう。私は、事業時間が決まっているので、短期間でありますので、スケジュールどおりにぽんぽん進めていかないといけないですよというふうに思ってたんですが、そうではなくて、やはり外部の視点というのが大変大事なので、新鮮な目で地域のよいところ、改善すべきところをまずしっかり歩いて、見てもらって、その上で活動してもらう。それにおいては十分時間をかけて、遊んでいるような感じになっても、しっかりと地域を見てもらうというのが大事ですよというふうなことを教えていただきました。

担当課長にお尋ねいたしますが、人材が決まって、何をするかというのが、どのような結果に導くかというのは大事だというふうに思いますが、今のことを聞いて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 先ほど、町長の答弁にもございましたけれども、具体的な活動については、長田地域、そして観光協会、そして商工会、こちらのほうと、採用に至ったときには即座に協議を始めたなというふうに思っております。

そのパートを、その方を入れて、交流という形の場もつくりたいと思っておりますし、今、議員が言われたように、三股町をまず知ってもらうということが大切だと思います。今応募されている方は関東圏の方でございますので、お一人は宮崎県を知っていらっしゃるということでしたけれども、もう一人の方は行ったこともないと。

ただ、8月でしたか、7月でしたか、ご自分の自費でこちらに来られて、三股町というところを1日かけて回られたそうございまして、それも感想も含めて本人には行動していただきたい

などというふうに思っております。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（４番 池邊 美紀君） ぜひ時間をかけてゆっくり、しっかりと外部の目というもので三股町を評価してもらった上で、事業達成を導いていただきたいというふうに思います。

地域おこし協力隊は、大変私興味もありますし、期待もしております。いい事業成果を出していただきたいというふうに思います。

最後に、町長の所感をお願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 本町として初めてのこの地域おこし協力隊の隊員でございますので、育てるという意味、そしてまた、先ほどから言われましたように、外からの目というものを大事にしながら、三股をどうやって発信できるのか。いろんな形で意見交換をしながら、長田地域の活性化、そしてまた商工・観光のあり方等、そちらのほうの効果が出るように努力をさせていただきたいなと思っています。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（４番 池邊 美紀君） 長田地域も大変待っているところでございますし、物産振興の関係で考えましても、外部の目を見ていただくと、ああ、こういうすばらしい方法があるのかというようなところも出てくるかもしれないというふうに、期待をしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次の質問に移ります。７月に行なわれました参議院議員選挙についてであります。

初めて１８歳以上の選挙が行われました。その結果がどのようなものであったか。それから、近年、本町は投票率が悪いわけでありまして、そのことを選挙前に町長も大変危惧されておりました。投票率アップに向けた取り組みと結果はどのようなものであったか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、お答えいたします。

参議院議員選挙におきましては、全体の投票率が４７．７７％で、前回の参議院議員選挙よりも１．４７％低い投票率となったところであります。

今回の選挙より選挙権が１８歳以上に引き下げられたところですが、若者の投票率を見ますと、２０代が２３．３６％、３０代が３０．３１％となっております。１８歳、１９歳の投票率は、実際に居住していない学生等がいる中で、３５．０７％と初めての選挙権ということもあり関心は高かったものと思います。

また、役場の期日前投票所の状況を見ますと、保護者と同伴で投票された方が多いようでした。

投票率アップの取り組みといたしましては、出前講座、模擬投票、広報紙での選挙特集、公用

車・防災無線を活用した広報、町内スーパーでの街頭啓発を行いました。また、役場以外の期日前投票所といたしまして、期日限定でありますけれども、三股駅、西部地区体育館、第6地区分館を増設しまして、西部地区体育館の実施日前には、都城東高等学校へチラシの掲示により周知依頼をお願いしたところであります。

役場以外の期日前投票所の結果につきましては、三股駅92名、西部地区体育館56名、第6地区分館16名でありました。今回の結果を受けまして、今後、期日前投票所の表示の方法、周知の実施周知についてさらに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 以前、私が提案しておりましたが、選挙事務のアルバイトにできるだけ若い人を入れるということも大事なのではないかというような提案をいたしておりますが、今回、その18歳から20歳までの活用というのはどのようなものであったのか。あったのか、なかったのかだけでも結構です。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 今回の投票事務の補助ということで、前回同様、南九州大学のほうをお願いしたところであります。実際十数名の応募ということでお願いをしたところなんですけれども、本町においては2名ということで、他県の出身の方で2名の学生さんが従事されたという結果になっております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） ぜひ積極的に活用していただきたいというふうに思います。

簡単にいかないのがこの投票率だということは承知しておりますが、いろんな方法を使って投票率を上げる努力をすべきだというふうに思います。選挙前にワースト1位になるんじゃないかと大変危惧されておりました町長は、今回、結果をお聞きされましてどのようにお考えなのか、所感をお聞かせください。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 最下位ではなかったということで、ちょっと安堵いたしましたけれども、全体的に投票率が低いというのは本当に大きな課題だなというふうに考えています。

ただ、これを年代別投票率で見ますと、60代が約65%、70代が約7割に近いと。やっぱり、言われるように、若い世代、20代、30代のあたりが20%台、30%ということで、非常に投票率が低いと。このあたりの対策というのがこれからの課題だなということであります。そのあたりにまた今後とも選管とともに周知そしてまた啓発をしていかなければならないという

ふうに感じたところでございます。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（４番 池邊 美紀君） 私たち議員もそうですけれども、町長も選挙というのは大変大事なところでもありますので、投票率アップには十分今後力を入れていただきたいというふうに思います。

次に進みます。次に、小中学校の健康診断についてお尋ねいたします。

成長期である小学校、中学校時代の健康は、その人の人生において影響があります。大きな意味を持つものであります。三股町では多くの診断がなされておりますが、胃がんなどの原因にもなるとされるピロリ菌の尿中抗体検査を行うべきではないかというふうに思っております。どのようにお考えなのかということをお聞かせください。

ちなみに、ピロリ菌というのは、正式名称はヘリコバクター・ピロリで、1983年に発見されて、胃の粘膜に常在している悪い菌でありまして、主に胃や十二指腸などの病気の原因になります。子供のころに感染し、一度感染すると多くの場合除菌しない限り胃の中に住み続けるわけでありまして。

で、ピロリ菌に感染すると炎症が起こりますけれども、この時点では症状のない人がほとんどでありまして、大人になってから感染すると、激しい胃の症状もあります。さらにピロリ菌の感染が続くと、感染範囲が胃の出口のほうから胃の入り口のほうに広がって、慢性胃炎が進んでくる。さらに、全身的な病気などを引き起こすおそれがあるということが、これわかってきます。

で、1984年、発表されてまだ間もないんですけれども、国際がん研究機関が、ピロリ菌が胃がんの原因であると発表して、これ世界的に大きなニュースになりました。胃がんの原因がわかったというようなニュースでもあったかなと覚えておりますが、感染の有無を検索するスクリーニング検査——尿中検査というのは、これは簡単でありまして、20分程度でわかるため一番よく使われる検査方法であります。

以上のようなことを踏まえた上でお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 現在、小中学校の健康診断につきましては、学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則にのっとり実施しております。

その中で、尿検査に関しましては、検査項目をたんぱく、糖、潜血とされ、腎臓病や糖尿病等に関連するものを中心に行っており、ピロリ菌の尿中抗体検査は行っておりません。

先般、WHO——世界保健機関では、胃がんの8割がピロリ菌の感染が原因と発表をしました。先進国では少ないとされているピロリ菌ですが、その中で、日本は50歳以上で7割が感染しているという統計も出ております。

また、胃がんは日本人には男性で2位、女性で3位と、罹患率の高い病気であることから、その原因となるピロリ菌の除菌ががん予防の一助になるとも言われております。

このような状況の中、他県では中学生を対象とした尿中抗体検査を実施している自治体や、県全体で実施しているところもあるようではございます。本県におきましては、中学生を含む若年層での調査・研究が進んでいないという現状もあり、県内で本検査を実施している自治体はございません。このため、本町も現段階において本検査を実施する予定は、現在のところございません。

しかしながら、今後は本県の動向、他県の取り組みとその効果等を注視してまいりたいと考えております。さらに、本町の児童生徒の健康管理及びがん予防教育の充実を図るとともに、家庭への理解啓発にも努めてまいり所存でございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 他県では、もう先進的にやっているところもあります。ピロリ菌自体が注目され始めたのが近年でありますので、これまで尿検査を行っていても、このピロリ菌検査というのはやられてなかったというのが実情ではないかなというふうに思います。だからこそ、今、三股町は子供たちのために、また医療費抑制のためにやっていくべきではないかなというふうに思ったところであります。

で、ちょっと質問をしたいんですけども、以前、池田議員のほうもこのピロリ菌のことについてお尋ねをしています。そのときは尿中抗体検査ということで質問ではなかったかなというふうに私は記憶しておりましたが、そのときは、どのような議論をされたのか、もしどなたかお答えできれば、お答えください。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） ピロリ菌抗体検査についてお答えします。

6月議会でピロリ菌検査についてご質問がありましたので、町民保健課内で検討をさせていただきました。現在、2年前にピロリ菌検査を検査項目として実施しておりますが、これ以外に、40歳以上の成人の方を対象に集団健診または個別健診でピロリ菌検査について実施の方向で今検討している段階です。

これにつきましては、今、具体的にどういう検査方法で、どういう方を対象に、どういう方法であるかということを担当者のほうと今詰めていっているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 児童生徒の健康というのは、大きく医療費にはね返ってきます。

で、医療費抑制の観点からも、その人の健康な人生というふうなことを考えた上でも、それから、三股町はアスリートタウンというふうなことをうたっておりますので、その視点で考えますと、ピロリ菌検査を早い段階で行うべきではないかなというふうに思いますけれども、予算の関係を抜きにすれば、町民保健課長はこれをすべきかどうかということは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 他県におきましては中学校2年生で実施しているという症例があるということを確認しているところです。

ただ、まだ症例も少ないかなと思いますので、中学生に関しましては、成人にすべきなのか、中学生の段階ですべきなのかということをもう少し検討が必要かなと思います。

というのも、中学生同士では感染しないんですけれども、そこ辺の感染であるということに対しての意識とか、そこ辺のきちんとした情報提供が必要であるということ。それから、陽性者が中学生で5%ぐらいということなんですけれども、陽性者に対しての連絡の方法、説明の方法ということが、大人に対してよりもやはり中学生に対しての説明というのは、保護者も含めて慎重にやるべきだと思っております。

また、除菌に対してやはり副作用のために薬が合わない方も何%かいらっしゃいますので、大人でも、それに対しての対応とか、やっぱり使用したために薬疹が出たりとかいう症状で、ちょっと大変な思いをしたという実例も町内でも聞いておりますので、それに対して町としてどうすべきか。

また、一部ではありますが、除菌ができない方もいます。その方に対しては、次の除菌の段階にするんですけれども、どこまで町として除菌に対して責任を持って対応するか、そこ辺がもう少し慎重に検討してから、実施は考えていきたいと思っておりますので、そこ辺の他県の状況をもう少し詳しく調べ、検討する必要があると思っております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） やっぱりピロリ菌に感染して胃がんになるリスクが高まるというふうなことを考えると、除菌というのも大事なんですけれども、それを持っているかどうかということを確認するスクリーニング検査というのは、これ大事なことではないかなというふうに思います。その人がピロリ菌を持っていて胃が痛くなるというようなことであれば、ピロリ菌を除去すべきだということが明確になるわけなので、胃痛の原因とか、そういったものがどのようなものなのかというふうなことをわかるというのは、これ、その人の人生においても有用なことであるというふうに私は認識しております。

最後に、町長にお尋ねいたします。児童生徒というのは成長期の真っただ中であります。この時期に健康であるということがその人の人生において重要なことであることは、もうこれは理解されているというふうに思いますけれども、今、説明がいろいろあった中で、町長はピロリ菌検査についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど、課長のほうで回答がございましたけれども、これについては、まだまだ今後慎重に検討する必要があるのかなど。やっぱり検査というものについては、この副作用を含めてどんな子供たちに影響を与えるのか、いろいろと多面的に検討しないと、安易に実施するとか、いい結果をもたらすのか、そのあたりはやっぱり専門家の方々の検討を踏まえながら取り組むべきかなというふうに思います。

本町では、池田議員のほうからピロリ菌のお話等がございまして、人間ドック、そちらのほうに検査項目を2年前から加えたところでございます。そしてまた、この集団健診、特別健診等を、そちらのほうの取り組みというのを今検討しているという段階でございますので、こちらのお話の小中学校の健康診断については、先ほど申し上げましたように、慎重に検討する必要があるのかなというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） ちょっと今、町長のお答えの中で、違うなと思ったのは、これ尿中抗体検査は、検尿というのはするんです。で、検尿する中で、その中の検査項目の一つに入れることが大事なんではないか。これは子供のうちに持っていれば、ずっと大人になっても持ち続ける。胃がんのリスクというのはどんどん高まっていくというふうに考えれば、早い段階でピロリ菌というのが体の中にあるのかどうかというのを検査する必要があるんじゃないかなというふうな質問でありましたので、そのあたりは十分認識した上でご検討いただきたいというふうに思います。

次に進みます。山之口のスマートインターチェンジについてであります。

9月24日開通予定の山之口インターチェンジ、三股町のためにつくったと言ってもいいんじゃないかなというぐらい今後期待できるわけではありますが、今後、三股町にとって利便性が高まって、商業また観光などの面で広がり期待できるわけではありますが、案内板またそういうスマートインターチェンジがあるという周知、どのように進めていくのか、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ご案内のとおり今月の24日に都城市山之口スマートインターチェンジが開通いたします。開通によりまして本町からは都城インターチェンジと合わせまして2カ所

のインターチェンジが利用できるようになりまして、町民の利便性の向上はもとより、企業などの経済活動の発展にも寄与するものと思います。

今回の開通が交流人口の増加や企業誘致、雇用創出など、本町を初め圏域の発展につながるように期待しているところでございます。

案内板や周知などその他について、担当課長のほうから回答させます。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 開通によります本町の効果ということと、これからの取り組みということで説明させていただきたいと思います。

まず、本町への効果として3点上げたいと思います。

1つ目は住民生活の利便性の向上効果であります。特に通勤時間の短縮によりまして居住区域の拡大に期待ができると考えております。

2つ目は、物流の効率化・高速化による輸送コストの圧縮によりまして、企業の誘致そして雇用の創出に期待できるものと考えております。

3点目は、圏域における観光周遊ルートの新たな形成であると考えております。

これらの効果を引き出すための今後の取り組みにつきましては、スマートインターの位置を考慮した新たな居住区域・工業用地域の指定の可能性について、関係部署と十分な協議を進めていく必要があると考えております。

観光事業につきましては、スマートインターが山之口サービスエリアに直結していることから、サービスエリア内に圏域観光ルートの形成に伴う観光案内板の設置、また高速道路ガイドマップを活用した観光地絵図の記載、サービスエリア内の三股町観光マップの備えつけ、三股町への既設誘導看板の表示内容の見直し、県等とPR手段を講ずる必要があると考えております。

また、観光PR事業につきましては、町観光協会とも連携し、具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 私、今、お話を聞いておりまして、私と同じ認識で間違っているかもしれないと思ったことを1つご指摘しますと、宮崎から来ると、スマートインターチェンジの出口が先にあるんです。そして、サービスエリアは後なんです。だから、サービスエリアにインターチェンジのことを幾ら書いたとしても、そこをおりてくるわけですので、その人には情報は伝わらない。もちろん、そこを利用する人たちに周知するということはもちろん大事なんですけれども、あそこをおりる人たちにその情報を伝えようと思ってそれをするんであったら、それはちょっと違うというようなことであります。



今回、このスマートインターチェンジに関しては、大きなチャンスだというふうに私は思っております。これまで商圏とは考えていなかったやはり川南とか都濃とか門川、それから県北までを含めたところに、三股町へいろんなことも引っ張ってくる。また、発信するというところを考えると、向こうへの発信というのは今後有意義なことではないかなと。

で、できてすぐはやっぱりスタートダッシュで大事なところですので、ぜひそういったところを考えていただいて、手を打っていただきたいというふうに思います。大変こちらのほうも期待をしておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に進みます。本町の3つのガード下の雨水対策についてお尋ねをいたします。

これは、ほかの議員も質問されているようですけれども、同じような内容になるかと思いますが、ガード下というのは、三股町の人ならわかりますけれども、都市部でいうと高架橋の下というふうな意味合いらしいので、ちょっとガード下という指摘がどうかと、文言はどうかというふうに思いますけれども、皆さんがお考えされているところのことでございます。

8月14日の局地的大雨で3台の車両がつかったわけでありましてけれども、これは大事故が起こる前に、今後対策が必要であるというふうに思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） JR九州の鉄道高架下道路の雨水対策についてですけれども、町内には、日豊本線沿いに3カ所ございます。

まず、稗田西交差点——稗田の小牧書店のところでございますが——の北側に位置します県道財部庄内安久線との立体交差、次に、稗田東交差点、ジョイフルのところでございますが、の北側に位置します県道都城東環状線との立体交差、3つ目が東亜石油スタンドの北側に位置します町道下新・東原1号線との立体交差がございます。前の2カ所は県道でございますので、都城土木事務所が管理しておりまして、本町では町道との立体交差箇所を、この東亜石油スタンドの北側を管理しているところでございます。

ご質問の8月14日の大雨による3台の車両浸水の件及び対策につきまして、都市整備課長が回答いたします。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） それでは、浸水車両3台の内訳ですが、県道財部庄内安久線に2台、県道都城東環状線に1台ございました。宮崎県の雨量観測情報によりますと、この日は夕方16時から17時までの1時間に34ミリの降雨がありまして、高架下が冠水したのではないかと思います。

本町が管理します高架下ですが、昭和55年に設置されまして、流入してきた水はポンプ機械施設により榎堀都市下水路へ排水しておりますが、平成20年の8月の豪雨の落雷で停電が発生

しまして、ポンプの異常による不稼働で冠水し、乗用車1台が浸水した経緯がございます。

これを踏まえて、利用者の安全対策としまして、翌年の平成21年度、水位を自動で感知し段階的に冠水値及び冠水・通行止めを表示する電光表示の冠水情報板を設置しております。また、この表示と同時に、都市整備課職員3人と年間に管理委託している業者3人へ電話連絡が入るようになっております。そして、電話連絡がありますと現場に急行しまして、手動によるゲート封鎖を行っております。

で、本町の対策としましては、昨年、ポンプ2台のオーバーホールを実施し、また、高架下への流入量を減らすために、立体交差の北側のほうの町道側溝を逆方向へ流れるように整備しました。多いときは年間二、三回の冠水による通行止めを実施してはりましたが、本年度は、現在一度も通行止めは発生しておりません。近年の局地的短時間豪雨の対策は大変厳しいんですが、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、県管理の2カ所におきましても安全対策の要望を行っていききたいというふうに思っているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 車両がつかったところというのは県道のほうでありまして、県道だから、町は知らんよというわけにはならないというふうに思います。やはり、これは私、時間雨量34ミリ、あのあたりはもうちょっと降ったのではないかなというふうに思いますが、時間雨量34ミリぐらいなら、今まで何度も冠水しているような感じも受けますので、今後、まだ恐らく続くだろういろんなときに、年次ごとに考えると、想定できる範囲内のことであるというふうに思いますので、こちらのほうから何か県のほうに、こんな雨量になっていますよというようなことをつなぐというような連絡体制というのはできないのかというふうに思いますけども、そのあたりは、担当課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 今、議員おっしゃいましたように、34ミリじゃなかったんじゃないかというところは、この34ミリというのは役場での観測です。で、今、寺柱、そして蓼池、長田のほうに雨量観測計が、総務課が仕掛けてますけども、それももう雨量が違うんです。

だから、先ほど申しました局地的に短時間の豪雨が降るということで、実際、稗田の部分がどの程度の雨だったのかちゅうのは、またそれ以上だったのかもしれないなどは考えております。

で、県道のほうにつきましても、同じように冠水すれば通行止めという電光表示板が出るようになっておりますし、同じようにポンプアップして排水すると。で、業者のほうにも、契約した業者のほうへ連絡が行って備わっているんですが、なかなか、先ほど言いましたような短時間でということになると、連絡が行ってからでは遅くなるという感じがあります。

で、今回、たまたま車がつかったのが、この14日ということがあるんですけども、それ以外にも冠水して通行どめになったというのは聞いております。ポンプの本数をふやすのか、そこ辺はちょっとなかなか対策がわからないんですが、県のほうへも再度要望をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） やはり大事故が起こる前に、こういうものは対策を講じなければいけない問題だというふうに思っておりますので、これはあえて今回質問をさせていただいたところでございます。

やっぱり町内で起こるような大事故については、目を光らせておいて、何も起こらないようにするのが町の役目でもありますので、そのあたりをぜひ対策を講じていただきたいというふうに思います。

最後になります、今回の一般質問に関しては幾つか提案をさせていただきました。ピロリ菌のことでありますとか、地域おこし協力隊のことでありますとか、期待も込めてというふうなところであります。

また、山之口インターチェンジも、効果を大変期待をしております。

最後に、町長の所感をよろしく願います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） いろいろとご提案また今後の取り組みについてのお話等がございました。一つずつ、いつも申し上げているんですけども、私を含めて真摯にこの検討をさせていただくというふうな姿勢で、この問題提起等についての取り組みをさせていただきたいなというふうに思っています。

○議員（4番 池邊 美紀君） 以上で質問を終わります。

○議長（福永 廣文君） ここで、10時55分まで本会議を休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時55分再開

○議長（福永 廣文君） 引き続き本会議を再開いたします。

発言順位2番、池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） 通告いたしました（1）災害対策についてと、（2）学校教育について、それぞれ質問の要旨に沿ってお尋ねいたします。

まず、(1)の①被災者台帳は作成されているかについてであります。

当町は幸いにも、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震のような大規模災害は発生しておりませんが、ここ近年、列島各地で想定外が起こっております。最も身近な災害として、先月の台風10号が各地に想定外の被害をもたらしました。この10号の動きは観測史上初であったようであり、亡くなられた方、被害に遭われた方々へ心からのご冥福とお見舞いを申し上げます。

さて、災害対策については、あらゆる角度からたびたび質問いたしておりますが、災害を想定しての事前の対策はますます重要になってきております。被災者台帳作成もその一つであります。これは、被災した後の台帳ではなく、被災を受けたときの対応のために事前に作成しておくべきものであります。住民基本台帳をベースに、家屋データや要援護者のデータも入力しておきます。これは被災者支援システムに使用するためのものですから、②の質問につながっておりますが、当町では既に作成されているのか、お尋ねいたします。

後は、質問席にて行います。

○議長(福永 廣文君) 町長。

[町長 木佐貫 辰生君 登壇]

○町長(木佐貫 辰生君) 被災者台帳は、平成25年度に災害対策基本法の一部を改正する法律にて施行され、大規模広域災害発生時等を想定して、第90条の3で、「市区町村長は、当該市区町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳を作成することができる。」というふうに明記されております。

本町の取り組みについてのご質問ですが、総務課長のほうから回答させます。

○議長(福永 廣文君) 総務課長。

○総務課長(黒木 孝幸君) 被災者台帳は災害の発生後に作成されるものでありますが、情報の一元管理、情報共有を行うことで、被災者の負担軽減、的確・迅速な援護が期待される場所があります。

県内では、宮崎市、延岡市が作成済みとなっております。本町は作成しておりません。県では、熊本県が、熊本地震を受けまして各市町村において作成を進める方針であることから、それを参考に本年度県内の市町村を対象に説明会が行われるという予定になっております。

当町の当面の対応といたしましては、災害対策基本法及び施行規則に示された項目について情報収集・提供を行っていくということになります。

以上です。

○議長(福永 廣文君) 池田さん。

○議員(10番 池田 克子君) 被災者支援システムを導入すれば、これは必然的に作成しなけ

ればならないわけでありますので、次の2の質問に参ります。作成されていないということでございますので。

ご存じのように、被災者支援システムは、阪神・淡路大震災で壊滅的な打撃を受けた兵庫県西宮市の職員が、被災者のために必要な支援策を構築したものであります。被災者の被害状況や避難先などの基本情報を一元管理することで、罹災証明の発行などがスムーズに行なわれるほか、緊急物資管理や倒壊家屋管理などさまざまな行政事務に力を発揮いたします。

このシステムも平時から導入することによって、災害時には即効果を発揮することができます。何回も申し上げますが、いつ起こるかかわからないのが災害であります。事前の備えこそが住民の安心・安全につながります。この被災者支援システムを導入されていれば幸いです。しかし、まだということでもございましたので、できれば、今被災していないからつくらんでいいという考えじゃなくて、さっき申したように、事前につくっていることによって、災害時にはあわてないで対応がすぐできるという部分も兼ね備えたこのシステムでございますので、できれば早急なシステムへの導入をしていただけないのかなということ、再度お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 被災者支援システムにつきましては、現在、宮崎市が地方公共団体情報システム機構の提供をするシステム運用を行っております。これは、議員がおっしゃったとおり、阪神・淡路大震災で被災した経験をもとに、兵庫県西宮市が開発したものを使っております。

システム導入につきましては、本町では避難行動要支援者についてシステム導入を行っているところであります。避難行動要支援者システムとの連携や被災者支援システムが町村の規模で対応できるものなのか、慎重な検討が必要であると認識しているところであります。

今後、先ほど申しました県が被災者台帳について説明会等を行っていく予定でありますので、状況を見定めながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 平成21年の1月に、総務省が被災者支援システムを収めたCDを全国の自治体に無償配布をしておるわけです。で、その全国の自治体ですから、当然当町にもこのCDは届いていると思うんですけども、そのときは必要性を感じられなかったんでしょうか。ちょっと担当の方々もその当時の方とまた違う部分もいらっしゃるはずですから、それは即答できない部分があるかと思うんですけども、現在つくってないということは、そういう結果であったのかなと思うわけですが、どなたか、当時のことをご存じの方はご答弁いただけたらと思います。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 今、21年に配布されたということで、ちょっと私どもその辺は認識していないところであったんですけども、今回の被災者台帳のシステムの改正ということで、これについては情報の他の自治体間とか、そういうのも共有できるというような部分を、個人情報保護の観点からも法的に定めたという意味合いもありますので、そこ辺も今回25年に変更されたところであります。その辺も含めて、また今後検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） このCDを人口2万人の奈良県の平群町が総務省の要望に呼応して、早速10月には被災者支援システムの導入しているわけです。これは奈良県と大阪府の県境にあるところです。地図で調べてもらえればいいんですが、人口2万人です。我が町と余り変わりません。

で、その平群町の特徴が、これはもうすごい特徴だということで国際の、要するに外国の方も視察に来られるぐらい素晴らしい取り組みをされておられるようですけれども、特徴が、もう稼働当初から最新の住民基本台帳のデータと連動して、毎日午後9時にその状況が自動更新される、そういう仕組みをつくったということです。だから、住基台帳ですから、当然その日その日に変動があるわけですけど、これを午後9時に自動更新していったということです。

そして、被災者台帳には住基データ、要援護者データ、家屋データが入力されて、地理情報システムの導入で、瞬時にエリア別被災者名簿を作成されるようにしたということです。

ですから、こういう先進的にやっていらっしゃるところに、さっき県のほうの指導が今後あるというふうなことをおっしゃったんですけども、やはり「百聞は一見にしかず」ですので、実際にここの奈良県の平群町に、どうでしょうか、1回視察にお出でになったらいかがかなと思うんですが、町長、いかがでございましょうか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この被災者システムはどういうものかということで、ネットでいろいろと調べさせていただきました。

今回、熊本地震があったわけなんですけど、その中でも、やはりこの倒壊家屋の把握、そしてまた避難所に罹災証明書の発行等で非常に困難をきわめたというふうなお話がありました。

そういう意味合いでは、この被災者支援システムを見てみますと、避難所関連システムとか、倒壊家屋管理システム、そのほかにも緊急物資管理システムと、いろんなシステム等と連動するという内容でございまして、大変これを導入すると意義があるなというふうに感じております。

また、視察についてはいろいろ検討させていただきたいと思えます。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 先ほど課長の答弁の中に、県においては2カ所とおっしゃいましたんですが、実は、本年の5月現在でありますけれども、宮崎県においては7団体が既に導入しているようです。で、まだ7団体ですから、まだまだ必要性を感じてないのが、これは現状かなとは思いますが。

その中で、高鍋町、ここは既に24年度に導入されているんです。そして、この被災者支援システムと要援護者管理システムを同時に導入されておって、日々、住民を見守ることにつながっているようであります。既に宮崎県にもそういうところがあるということです。

そして、被災者支援システムの導入を希望する地方公共団体や民間事業者に、地方自治情報センター——さっきおっしゃった、無償でこれは提供しているわけです。そしてまた、地方自治体からの求めに応じて、被災者支援システム全国サポートセンターから講師を派遣することも可能であると言っているわけです。

ですから、あらゆる手段においてアンテナを張っていただければ、いろんな形で、ほかにやっていないけれども、当町ではこういうふうにやりましたという部分が出てくるわけですので、そういう県の指導を待たずに、何回も申しますけれども、住民の安心・安全につなげていただくためにも、本当にこれは真剣に、先ほど申しましたような視察も大事ですし、こういうふうに講師を派遣すると言っているわけですから、こういうサポートセンターにどうなんですかと聞いて、先手必勝でやっていただきたいと思いますが、これ、もう一度、町長にお尋ねしたいと思います。いかがでございましょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど申し上げましたように、大変緊急時に役立つシステムだなというふうに改めて感じたところでございます。

先ほど、県のほうでも説明があるというお話をさせていただきましたけれども、町としましても独自に今後検討させていただきたいなというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） よろしく願いしておきます。

では、次に参ります。学校教育についてであります。

近年、全国的に児童虐待、いじめ、不登校といった子供をめぐる問題が後を絶ちません。また、それらが原因で幼い命が絶たれております。本当に痛ましいことであると思っております。子供は社会の宝だと言われておりまして、それは当然のことです。しかしまた一方では、社会の一員であり、構成員でもあるわけです。子供を独立した人格と捉えて、権利を認めなければなりません。ユニセフは、子供にやさしい町は、子供の権利条約を具体化している町であると定義

づけております。これまでの子供を保護の対象としてきた考え方を一歩前進させるときが来ているのかもわかりません。

といったところで、そういう私たちの考えも少し別な視点で考えを置いていかないといけないということ考えたときに、次の質問に入りたいと思っております。

先月のテレビの特集番組をやっておりました。不登校の児童がふえるのは、夏休みが終わって2学期が始まる今の時期だというふうに言っておりました。そしてまた、子供たちがそれぞれの理由を言っておりました。考えさせられる部分も多くありました。当町ではどうなのでしょう。全国には約12万の不登校の児童生徒がいると言われております。当町も多分例外ではないと思えますけれども、小中学校それぞれ不登校児童はあるいは生徒は何人おるのでしょうか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 不登校の児童生徒につきましては、心理的要因等により年間30日以上欠席したもので、病気や経済的な理由による欠席は除くと、文部科学省は定義しております。

それに基づきますと、町教育委員会が調査し把握している町内小中学校の不登校児童生徒は、平成26年度におきまして、小学生8人、中学生33人で、全体に占める割合は、小学校が0.49%、中学校が4.16%となっております。これは、全国の割合と比較しますと、小学校がプラス0.1ポイントで、全国とほぼ同程度、中学校がプラス1.4ポイントで、全国より若干高い結果となっております。つまり、不登校児童生徒の割合は、全国と同様に本町におきましてもわずかではありますが、増加傾向にあります。

また、不登校のきっかけとなっている主な要因でございますが、無気力、遊びなど、本人に係る問題が多くなっておるところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 不登校になっている子供たちは、当然それぞれの理由があるわけですね。さっきおっしゃったように、理由をおっしゃいました。本当にその一人一人にとってみれば、大変な理由でもあるわけですが、次の②の質問に入りますが、その子供たちにどのような対応をされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 2点目の質問ですが、不登校児童生徒への対応についてですが、学校におきましては、先生方が連携し家庭訪問や教育相談を行っております。しかしながら、学校だけでは解決が困難な状況もあり、県の事業として配置されておりますスクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラーを活用しながら、不登校児童生徒の学校復帰を目指した支援を行



っております。

町の教育委員会では、毎月学校訪問をして、不登校児童生徒について情報を交換しながら、学校における指導について助言などを行っております。

また、適応指導教室を設置しており、不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた取り組みを行い、児童生徒や保護者からの相談にも対応しているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） いろいろ手を尽くされて、それでもやはり不登校を繰り返している子供さんたちが当然いらっしゃるんじゃないかなと心配しているわけです。

で、その不登校をしている子供たちが、どこで、どういうふうに時間を費やしているのかなど。不慮の事故に巻き込まれなければよいがと心配いたしているところでございますが、そういう相談は現在はございませんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 先ほども申しましたように、相談には乗っているんですが、子供たちの不登校の対応はさまざまございまして、ほとんど家での引きこもり状態で、家でゲームをしている子供と、あるいは、遊び型の子供たちで外でぶらぶらしている子供もいます。ときたま学校に来る子供もおります。また、適応指導教室もおります。対応はさまざまですけども、保護者は大変苦慮しておりまして、どうしたらいいかと非常に心配をされて、子供に対する指導で手をあぐねんでいらっしゃる家庭が多いのが現状でございます。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 担当課の方々、あるいは、さっきおっしゃったスクールソーシャルワーカーとか、本当にそれぞれ一生懸命対応してくださっているのを私も十分承知いたしております。でも、それでも不登校がなくならないのが現状であるということでもあります。

でも、これはまた当町だけではなくて、全国的な傾向であります。ですから、今、全国の各所にフリースクールが開設されております。これは3番目の質問になりますけれども、このいじめや勉強の悩みなどで不登校になった子供たちが、フリースクールに通う中で自分の居場所を見つけたり、再び学校に通えるようになるケースは多いと言われております。

そこで、お尋ねいたします。まず、フリースクールが当町にあるのかどうかわかりませんが、なければ、どっかに開設できないか。そして、そこに支援できないか、3番目の質問になりますけれども、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 現在、三股町内の小中学校においてフリースクールに通っている児

童生徒はおりません。また、本町にもそういうフリースクールはございません。

しかし、先ほど回答しましたように、不登校児童生徒への対応について、教育委員会では適応指導教室を設置しまして、学校復帰に向けた支援を行うとともに、児童生徒や保護者との教育相談、家庭訪問などを行っております。

今後は、国、県のフリースクール支援のあり方に注視しながら、教育委員会といたしましては、小中学校は義務教育段階でありますから、学校復帰を第一に支援していくとともに、不登校になる前の初期対応を大切に、日ごろからきめ細かな対応をとるために、各学校との情報交換等の連携を推進していきたいと考えております。以上です。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 文科省が、今、フリースクールに通う子供たちを経済的に支援するということで、6億円の補正を組んでおります。そして、モデルのフリースクールのところにこの補助金を入れましょうというふうに、今、このフリースクールを文科省は推奨しているわけです。そういう流れになっております。

ですから、この当町にはないけれども、フリースクールの必要性というか、そういうものを教育長としてはどのようにそのフリースクールというものを捉えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 先ほど言いましたように、不登校の子供たちの対応はさまざまですので、もうフリースクールというものがあれば、行こうかなという子供も中にはいるかもわかりません。文部科学省もこのフリースクールに対する理解を深めまして、民間が経営するところがございますから、内容的に教育の目標を達成する事業所といいますか、フリースクールであれば、出席扱いを認めるという方針も出しております。各設置している教育委員会がそれを認めればです。

だから、本町といたしましても、本町にもしそういった施設があれば、そのいわゆる教育課程をよく精査しまして、認めて、そこに通う子供については出席扱いということも今後は考えられるというふうには思っているところです。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 文科省の調査によれば、昨年3月現在ですけど、フリースクールの団体・施設、そこに通っている子供が全国で4,000人以上いるということで、さっき教育長が答弁の中でおっしゃったように、この議員立法で、フリースクールなど小中学校以外で教育を受けた場合でも義務教育の修了が認めましょうということで、来年度、通常国会に提出されるようでございますので、これが成立すれば、18年の4月からは、来年の4月から新制度がス

タートするということになるわけです。

ですから、そういうふうに対策を、一生懸命さっき言いましたように、やっているけれども、やっってるけれども、結果としては、やはりなくなってないということ、これはもう現実ですから、どうすればゼロになるかというやはり対策的なものを組もうとするならば、じゃあ、自分たちがこのフリースクールを、今の当町になれば、どういう形でフリースクールをつくっていいのかというような方向で知恵を出し合わせるのも必要じゃないのかなと思うんです。

それで、フリースクールといったら、何か特別な部分として捉えがちなんですけれども、例えば、図書館の一角にそういう場所を設けてあげるとか、あるいは、中央公民館の中の1室を、そういうふうなフリースクールを開設して、いろんな必要な方々にそこでフリースクールの運営をしていただくとか、方法はいろんなところでもいろいろやっているようでございますので、そういう意味では、フリースクールの設置支援、そういうものをどうでしょうか、早急にどうか、とにかくスタートしなければ到着しないわけですから、実施の方向でやっていくと、フリースクールをつくっていくというような方向でご回答をいただきたいんですが、教育長、もう一度お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 先ほども申しましたように、フリースクール自体、民間で設置するものでございます。教育委員会としましては、先ほどおっしゃいましたように、中央公民館の1室を適応指導の教室として設置しております。で、指導員を2人配置して、学校復帰に向けた学習支援、自立支援をやっているところでございます。

教育委員会として、このフリースクールを設置するということは、今のところは不可能でございますので、何かの形で相談に乗っていくことは可能かもわかりません。今のところ、適用指導教室、サンライトルームという名前で子供たちが3人ほど通って、一生懸命頑張っておるところです。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 教育委員会が主導してということはできないというご答弁でございましたので、では、町の自治体がそういういろんな形でこれを、フリースクールの設置に向けてNPO法人の方に声をかけるとか、いろんな形で知恵を出し合っていただければできるんじゃないかと。そういう形でしているところもあるわけです。ですから、ぜひぜひこれはフリースクールというエリアをつくっていただきたいと思いますが、町長の答弁を求めます。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 町のほうでは、行政としてしまして教育委員会と連携をとりながら、

やはり小中学校の教育指導等に当たっていくというふうな形で進めております。

そういう意味では、今言われるように、町では適応指導教室イコールフリースクールみたいなものでありますので、そういう意味合いで適応指導教室の充実、そして、生徒たちはそちらのほうにも通いながら学校復帰、それが基本ではないかというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 文科省自体が、もうこれを推奨するという方向でフリースクールを認めていっているわけですので、やはり子供たちが、一番最初、私が申し上げたように、人権というものの角度から考えると、その子供たちがなぜ不登校児になったのかというものを考え合わせたときに、フリースクールに通うことによって、その子がまた学校に通いたいという気持ちになったという事例がいっぱい出てきているわけですから、やはり一つの段階をつくってあげるといっても、やはりその子供が悩んでいる、本当にSOSを出している、そういう部分を受け入れてくれる部分としては、やはりこれは私たちも少し視点を変えていただけたら、ありがたいと思うんですけど、もうぜひほかのところのフリースクールをつくっているところの事例とかも参考にさせていただいて、今後の中でご検討をお願いできたらと思います。よろしくお願ひしておきます。

では、私の一般質問をこれで終わります。

○議長（福永 廣文君） 発言順位3番、楠原君。

〔2番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（2番 楠原 更三君） 発言番号3番、楠原です。通告に従いまして質問いたします。

ことしの3月議会で取り上げられました事柄から幾つか伺います。

まず、地方創生加速化交付金による事業の中のネットなお仕事誘致・創出事業について取り上げます。その際に、配付された資料を抜粋したものを資料として準備しております。ごらんください。

その資料の説明文に、「日南市と連携し、首都圏から地方移転したIT企業など、新しく創出された雇用の場でも活躍できる人材を育成するため、子育て中の女性や障害者など、地域内に残る労働力や移住・定住するクラウドソーシング経験者の力を活用し、地方の新しい働き方としてテレワークを推進する。具体的には、コワーキングスペースを整備することで、テレワークの拠点づくりを行う。」とあります。クラウドソーシング、テレワーク、コワーキングスペース、これらの英単語や地方の新しい働き方など、具体的にはとあっても、この説明文だけでは具体的なものをイメージすることは私にはできていません。

そこで、この事業について、多分基礎的、基本的であろうことについて伺ってまいります。

コワーキングスペース整備費用として1,225万7,000円、事務局運営経費222万円、テレワークによる人材育成経費504万8,000円という予算が組まれて半年ほどが経過しました。地方創生加速化交付金による事業です。加速化交付金、名称から見てもスピード感が要求される事業であろうと感じられます。目で見えるとか、手で触れられるような具体的なものが既に幾つかあるのではないかと思います。

日南市との連携した事業ということですが、日南市では既に、赤レンガ倉庫がコワーキングスペースとして結構頻繁に紹介されています。このネットなお仕事誘致・創出事業の本町での具体的な途中経過を伺います。

後は、質問席から行います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） ネットなお仕事誘致・創出事業の中で、①事業の具体的な進捗状況についてお答えいたします。

旧商工会館をコワーキングスペースとして整備する施設整備事業について、その進捗状況について具体的に報告いたします。

先月に設計・施工業者を選定いたしました。そして、10月に着工、12月竣工を目指して、現在、詳細な設計に関し協議を進めているところでございます。

テレワークによる人材育成事業については、日南市との連携事業として、今後、テレワークに関する認知度を上げる目的で、11月に導入セミナー、4日連続になりますけれども、開催し、12月ごろに育成講座、これは定員15名を考えておりますが、を実施したいというふうに考えております。

なお、7月には、子育て中の保護者を対象に、テレワークに関するアンケートを実施し、523人の方から貴重なご意見等をいただいたところであり、今後、事業の推進の参考にしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 今、初めて知りましたが、確実に進んでいるということを感じました。

しかし、今のところ広報みまたとか、回覧板とか、そういうので今言われたようなことは私は見てないような気がしますけれども、何らかの方法で広報活動はされているんでしょうか、お伺いします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 今、町長の答弁にございましたけれども、まずは施設整備事業ということで、今、打ち合わせを業者のほうとしているところがございます、今後、今月中には着工したいというふうには考えておりますけれども、先ほど議員が言われたように、もう9月なのだという、事業はちょっと遅いじゃないかという話だったんですけれども、日南市と連携事業ということで人材育成事業のほうを考えておりましたけれども、こちらのほうが、日南のほうで交付金の対象とならなかったというところで、この調整にちょっと手間取ったところがございます、これが解決、日南のほうで交付金ではなく自主財源というか、市財のほうで対応するというところで調整がついた関係で、ようやく今スタートに入ったところでございます。

今後また、進捗状況についてはお知らせしていきたいというふうには思っております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 決して遅いとは、そこは一言も言っておりませんので。

で、町長から言われたことを、先ほど7月中に513名の方にアンケートをとられたということでしたけれども、そういうときに、同時に周知するというのも一つの方法ではないかなと思うんです。新しい事業ですので、役場内部だけで終わるんじゃないで、始めようとしたときには、まず外堀を埋めて、やらざるを得なくなるような状況をつくるというのも必要なことではないかと思っているんです。

で、実際、今、町長のほうの答弁にありましたように、着実に進んでいるわけですから、それを一つ一つ町民に知らせることによって、雰囲気盛り上がると思うんです。若い世代を対象とする、また、子育て中の方々、障害を持っていらっしゃる方々に、少しでも夢が持てるようなものになることを期待をするわけですが、そのためには、全て準備ができてからやるというんじゃないで、その途中からやることによって、自分の尻をたたくということにもなるんじゃないかなと思いますので、尋ねたところです。

次に参ります。今読み上げた文書の中に、首都圏から地方移転したIT企業など、新しく創出された雇用の場と、過去形であらわされています。ということは、具体的な例が幾つかあるんじゃないかと思っておりますけれども、伺います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 地方の新しい働き方ということで、よろしいですか。

○議員（2番 楠原 更三君） いいえ、違います。その前の地方移転したIT企業など、新しく創出された雇用の場というところで、地方移転した、新しく創出された、言葉尻をつかむように申しわけないですけれども、過去形であらわしてありますので。3月議会の資料です。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 申しわけありません。日南市と連携しということで、首都圏か

ら地方へ移転したIT企業などのということで、具体的にこういうのを事例というか、こちらにつきましても、日南市が首都圏から地方移転したITなどを、今、積極的に受け入れをやっているということで、今後、日南市を参考に、三股町もこういう形で進めていきたいということ、この事業の推進の中で活字を説明文として入れたところをごさいます、三股町に直接というのをごさいます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） わかったような、わからないようなんですけども、そうでありますれば、地方移転を予定しているIT企業など、また、新しく創設される雇用の場というような表現であれば、次、言われたことが納得できます。この表現だけの問題ですけども、我々はそれでは判断できませんので、そこをちょっと尋ねたところです。

じゃ、次に行きます。今いろいろ読み上げていますけれども、今でもなおかつワーキングスペースを整備し、テレワークの拠点づくりを行うとありますけれども、ワーキングスペースとは一体何なのか。テレワークの拠点とは、どのような状態となることを目指しているのか。先ほど言いましたけれど、私はイメージできませんけれども、説明いただけますでしょうか、お願いします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） コワーキングスペースというのは、個人が机、椅子、ネットワークなどの環境を共有しながら仕事を行う場所ということで、よく職場をシェアするというような表現もされますけれども、それではなくて、その中にお互いの情報を共有しながらというところがついてくるんですけども、個人でされる場合は、どうしても運営費等にも経費がかかりますし、そういう環境を整備したところを情報を交換しながら共有することで効率的にもなりますし、また、作業の内容も充実してくると言われておるところのことを指してワーキングスペースという表現を一般的にはされているようでごさいます。

町にとっては、今までの統計結果から、三股町で情報通信業で就労されている方が、平成14年の国勢調査で50人、平成18年度の国勢調査で60人、そして、平成22年度の国勢調査で81人ということで、ふえております。

で、平成22年度をまたさらに内容を分析してみますと、情報通信業に就労されている方の53%が39歳以下ということで、若い人たちが、こういうITと言われるような業種についていられるケースが多いということで、まずは3つの目標を立てまして、若者の仕事を吸収する情報通信業を活性化し、若者の人口の流出の抑制を図るところ。それから、子育て中の母親、障害をお持ちの方の仕事を創出し、所得向上を図るところ。そして、都市圏に住むテレワーカー、先ほどのと関連しますけれども、地方移転というITのところをごさいますけれども、本

町の移住を図るといった点を目的といたしまして、このテレワークの拠点づくりを行うというものでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） もう一回です。テレワークとは何なんですか。そこをもう一回お願いします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） テレワークは、パソコンなどの機器を利用して時間や場所の制約を受けない勤労形態を意味するというやつでございまして、この中にSOHOという言葉もございまして、定義的には若干違うということで書いてございまして、どちらも同義語で使われることもありまして、厳密な区分はないと。SOHOはスモールオフィス、ホームオフィスというところでの形態ということで。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） そこで、今、平成14年の数字から紹介していただきましたけれども、もう一回、3月議会での資料に行きますと、地方の新しい働き方として提案されているようですけれども、実際、平成14年にそういうような統計をとられているわけですが、この新しい働き方というのは、今の時代として新しいという見方なのか、それとも三股として新しいという見方なのか、伺います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 先ほども言いましたけれども、テレワークといった情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を、新しい働き方というふうに考えております。

国のほうでも、こういうテレワークという働き方については、以前から取り組んでいたところなんでございますけれども、なかなか推進を図っているけれども、実際取り組む状況が悪いということもございまして、そのときどきというか、その時点においても、新しい働き方という位置づけをされているようでございます。

世界最先端IT国家の宣言を政府のほうで行っておりますけれども、その中においても、テレワークの推進ということで、新しい働き方を行っているような状況でございまして、かつての年数を経過しておりますけれども、取り組みの状況がなかなかたどり着かないというところで、常に、新しい働き方という表現はされているようでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） はい、わかりました。

国の表現に従ってというような意味ですね。



資料の2をごらんください。これ見ますと、総務省の平成11年版、情報通信白書から抜粋しておりますけれども、その中に、平成11年ですけれども、近年インターネット接続の普及により、SOHOが注目を集めている、テレワークという新しい就業形態の一つであるとあります。

平成11年版なんですね。同じく14年版には、テレワーク、SOHOとは、情報通信を活用した遠隔型の勤務形態であり、通勤負担の軽減、育児・介護と就業の両立。女性・高齢者・障害者の就業機会の拡大、地球環境への負荷削減などのさまざまなメリットがあるとあります。

また、平成6年度より、都道府県、市町村及び第三セクターが、地域住民が共同で利用することのできるテレワークセンターを整備する場合、施設・設備費、用地取得費・道路費を補助しているともあります。

このように、コアワーキングスペースという言葉は登場してきていません。先ほど答弁の中で、若干違いますけど、テレワークとかありましたけれども、似たようなことがここに述べられていると思いますけれども、テレワークとか、SOHOという働き方は、その立地条件を含めて20年ほど前には登場しているんです。

したがって、十分に先進例があると思いますが、この三股におきまして、このネットな仕事事業を進めるに当たって、どのような先進例を参考にされていますか、伺います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 自治体として、全国で初めて公設のコアワーキングスペースを開設したのは、日南市でございます。その日南市の取り組みと、そして高千穂町です。コアワーキングスペースということで、居酒屋を改修いたしまして、「しごつ」という「452」という名前を使っているんですけれど、先進事業として視察いたしまして、この中では施設整備に向けて周知方法やネットワーク構築のノウハウなどを参考としたところでございます。

県内の2カ所を先進地ということで視察させていただきました。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 日南市と高千穂町ということ、今お聞きしましたけれども、私が調べたのでいきますと、コアワーキングスペースが現在どれほどあるのかということ、調べてみたのですが、調べ方がちょっとまずかったのかもしれませんが、一番多いのが東京136カ所、次が、大阪41カ所、愛知の18カ所、神奈川、兵庫の15カ所という数字を見つけましたが、続けていきますと、九州におきましては、宮崎、大分、佐賀に1カ所ずつと書いてあったんです。

その1カ所が日南ということで、高千穂が出てこなかったんですけれども、あと、鹿児島と長崎に2カ所、沖縄、福岡が3カ所、熊本が4カ所となっています。

こういう数字、どこまで、今の高千穂が抜けているということで、自信をなくしたわけですが、どこまで信用していいか、ちょっとわかりませんが、数字のバランスからいきま

すと、遠隔地型ということで、SOHOにしても、コワーキングスペースにしても、推進されているようなんですけれども、現状では、都会型のように思います。

遠隔地型の勤務形態であっても、基本的に競争原理が機能するわけですし、他の業種と同じく、やはりFACE to FACEの関係が重要と言われていると思います。

各地のコワーキングスペースをネットで見ますと、利用者を獲得するためにさまざまな特色を出されているようです。

よほどの特色を持たないと、地方では成り立たないのではないかと危惧しますけれども、本町では、本町のこのコワーキングスペースにどのような特色を考えておられるのか伺います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） コワーキングの全国的な組織というか、設置状況ということで、今聞かしていただいたんですけれども、自治体だけではなくて、民間のほうもかなり設置されているということで、恐らく全国的には何カ所もあるのだろうなというふうに考えております。

日南市におきましては、自治体として初めてコワーキングを設置したのが日南市ということで、三股町も同じような形で、自治体で設置しようということで考えておりますので、日南市を参考にということでお答えしたところでございます。

テレワーカーという人たちが、どうしても都市部に集中しておりまして、先ほども言いましたけれども、そういう方を地方でということで、誘致しようかなということが一つの目的でありますけれども、本町の特色につきましては、今までの町内にいらっしゃるテレワーカーと言われる方が数名いらっしゃいます。

こういう方々を今うちのほうで、今は、まだ委嘱してないんですけれども、いろんな形で指導を仰ぎながら、皆さんの使い勝手がいいような形で、このコワーキングスペースを拠点として整備していこうというふうに考えておりますし、また、日南市のように、IT企業の誘致までいけたらいいのかなというふうには考えております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） この件につきまして最後ですけれども、どのような運営を考えられているんでしょうか。お尋ねします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） ただいまも言いましたとおり、直営というところではスタートはしたいというふうに考えております。町の直営です。

現在、利用時間、利用料金、それから人員配置など、運営に関することについて、協議をしているところでございまして、12月議会において、設置条例の審議をお願いしたいというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 資料3をごらんください。

これに載しているのは、総務省平成18年のSOHO支援団体が成功するための実践事例というところから抜粋しておりますけれども、この支援団体が民間もあると言われましたけれども、これを見ますとさまざまところが支援団体となっているようです。その中に、もちろん自治体も入っております。

三股の場合には、スペース提供型ということで、この事業が始まるのではないかと思いますけれども、若者が三股にこういうのがあるからということで、もしUターン等で希望を持って帰ってくる、これが一番理想だと思うんですけれども、例えば、危惧する一番代表的な例がシーガイア、あそこも大々的に県が後押しをしてやりました。たくさんの方がUターン、Iターンもあつたようですけれど、私の知り合いもかなりUターンで、Jターンですかね、帰ってきました。

しかし、ああいうことになって、やめなければよかったと考えた人がたくさんいるんです。

今度は規模は小さいですけれども、若者に夢を与えるUターンを促すという場合に、町がまずスペースを設定するわけですから、幾らかそういう将来的なものにも責任をとる必要があるような気もするんです。

したがって、今言いましたように、運営について、どこまで町が入るのか入らないのか、そういうところも、広報の段階で示す必要があるのではないかなという気がします。

場所をつくったよ、はい、じゃあ、あんたたちやってくださいと、いう形にするのか、それとも、NPOみたいなものを間に入れるのか、町が、先ほど言われましたけれども、直営と言われましたが、直営をどの程度にするのかとか、そういうところも、今後煮詰めていただいて、広報活動等に使っていただくことが必要ではないかなと思っております。

以上で、このネットの仕事については終わり、次にまいります。

インバウンド推進事業を次の質問としておりますけれども、資料の4をごらんください。

インバウンドという言葉、この事業を見るまで、知るまで、知りませんでした。ようやく最近なれてきたようなところがありますけれども、これにつきましても、3月議会の中におきまして説明されましたが、もう一回確認します。

この事業は10の市と町で総額1億5,256万円、そのうち本町は1,100万円を負担するとなります。正式には、10市町連携インバウンド推進事業委託料として計上されているようですけれども、具体的には、多言語観光案内板設置に300万、多言語観光パンフレット作成に150万、多言語対応ホームページ作成に100万、観光地の景観整備に500万、通訳・翻訳ガイドに50万とあります。この事業の具体的な途中経過を伺います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） まず、インバウンド推進事業及び運営事業についてご説明申し上げます。

日南市の油津港に入港する台湾や中国等のクルーズ船観光客をターゲットして、先ほどお話しがございました10の市町で構成する、宮崎県南部広域観光協議会が昨年度設立されまして、本町も参加したところでございます。

インバウンド推進事業は、この協議会が事業主体となり、地方創生加速化交付金を活用して、構成市町それぞれが外国人観光客を受け入れる環境づくりに取り組む事業であります。

本町におきましては、交付金1,000万円、そして町費100万円の事業費、1,100万円がこの事業の受け入れに取り組んでいるところであります。

事業の現状等については、担当課長からご説明申し上げます。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 事業の内容ごとの取り組み状況についてご説明いたします。

まず、通訳・翻訳ガイドにかかわる事業につきましてでございます。対象言語は英語、中国語に大半なるということですので、その辺に対応できる町内事業者の外国語研修セミナー等の開催を含め、英語、中国語ともに、町内在住の外国人の方へお願いをする予定であります。事業費は、50万円であります。

続いて、多言語の観光案内看板設置につきまして、椎八重公園、長田峡、三股町物産館よかもんやの3カ所に設置されている案内板に、外国語表記を加えることを計画しております。

加えて、長田峡につきましては、景観整備基本計画とあわせて内容を検討しておるところであります。事業費は300万円であります。

パンフレット作成等の観光PRにつきましては、既存パンフレットを一新した上、英語版2,000部、中国語版5,000部を既に作成しております。

また、多言語ホームページの作成につきましては、スマートフォンでも対応できる専門業者を選定中でありまして、観光PR総事業費は250万円となります。

最後に、観光地の景観整備につきましては、長田峡の整備基本計画を南九州大学に委託しております。その計画につきましては、9月下旬に計画内容が提示される予定であります。

基本計画に基づいた景観整備に、10月くらいに着手し、29年の2月の完成を予定しております。事業費は500万円であります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） はい、よくわかりました。

こういうのも、インバウンドということ、この言葉自体がなじみがあんまりないと思うんで

すけれども、広報等を使って、これも町を挙げてこういう動きがあるんだということを、やっぱり教えていたきたいと思うんですね。

私もあちこちで、このインバウンドについてお話する機会があるんですけども、まず、インバウンドという言葉を知らない方がほとんどであるということです。

そういうのを三股町が何でやるのっていう疑問を持つ方もいらっしゃいます。そういうことを周知する、それが今までかなり何にしても不足しているような気がいたします。

もう役場の中の身内の中だけという形が強く感じとれますけれども、そのところお願いしたいと思っておりますけれども、先ほど、町長も言われましたけれども、大型クルーズ船の問題で、油津港に到着して、大型観光バスが数十台とまっていると、そこに分乗して、10の市や町の観光地とか、ショッピングセンターへ出発するというのがイメージできますけれども、そういう流れの中で、三股はどのような位置づけになるのか、ちょっとイメージできないですね、今のところ。

だから、観光地の整備とか、そういうものに投資をしていくという流れになるんでしょうけれども、もう一つ、このインバウンド、外国人観光客ということになりますが、実際は、ご存じのように中国人観光客を指すことになると考えています。

ですが、町、三股町単独ではしょうがないんでしょうけれども、この10の市町の中で、例えば、北京とか上海とか、香港とか、台北とか、中国語圏への積極的な売り込みというものは、その10の連携であるんでしょうか。

もし、そのような取り組みがあるとした場合に、本町への取り込み、いわゆる本町のPRはどのようなものになるのかと思いますけれども、何か答弁できますでしょうか。お願いします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 今、議員のほうでおっしゃられた、10市町におきます、各市町村の取り組み内容については、確認はしておりませんが、三股町として、考えているインバウンド事業というところで述べさせていただきたいと思います。

まず、このインバウンド事業の取り組みの目的なんですけれども、これにつきましては、外国人観光客により与えられる恩恵というふうに考えております。

都市圏では、中国人に見られますように、爆買いというところで、非常に経済的効果というのは見込まれますけれども、これは地方地域では、そういった爆買いというのは見込めないというところありますので、逆に地方地域にしかできないインバウンド事業のあり方いうのを、模索する必要があると思います。

そういった中で、今、情報としまして、外国人観光客の志向が買う志向から見る、する観光と、そういった視点に流れているという情報も聞いております。本町では、この見る、する観光の整

備、そちらのほうに視点を置きながら、自然、伝統、文化、歴史と関連づけた体験、あと技術、景観、イベント、地場産品、あと食す、そういったものを売りとした、観光資源のPRに重点を置きたいと考えております。

こういった重点を置いた中で、事業により経済と地域活性が前進することにつなげたい、というふうに考えております。

今現在、外国におけます三股町の観光PRの一つとしまして、町内商工業者の海外業種に合わせた外国語観光パンフレットの配布、そして、パンフレット作成業者の海外駐在員による、パンフレットPRを今行っているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） インバウンド事業につき、また、次で質問やろうと思ったんですが、ありがとうございました。

町単独でやるのももちろん大事だと思いますけれども、外国に対しては、先ほど言いましたけど、10市町でまとまってというのは考えられないものでしょうか。

そちらのほうは、人もお金もあるわけですから、ぜひそちらのほうで、せっかくやるのであれば、この10市町がそれぞればらばらでやったって、10分の1の力しかないでしょうから、10分の10の力でやるために、いろいろ取りまとめをするところが必要だと思いますので、その働きかけをしていただいて、よりこれが有意義なものになるようにとつくづく思います。

直接向こうに乗り込むというくらいの旅行社を使って、そういうことまでであると、より現実的なものになるのではないかと思いますけれども、現時点においては、やっぱり、三股というのは弱いと思うんです。どう考えても。

そこで、思ったのが、インバウンド、外国人観光客というよりも、この10市町の中の残りの9ですね、9の人、町の人たちに、三股をどうアピールしていくのか、どうしたら三股を訪れてくれるだろうかというような目線も、ここで必要じゃないかと思うんです。

どっちみち観光地の景観整備をされるのであれば、対象を外国人観光客に絞るんじゃなくて、県内の他の市町の方々に目線を向けて、この予算を重点的に傾斜配分するというようなことは考えられないんでしょうか、伺います。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 今議員がおっしゃったとおり、やはり1市町と考えてのPRではなく、この連携した10市町のお互い話の場を持って、相互的な協力に対するPRという活動も、今後ぜひ必要な事項だと思いますので、今後また考えていきたいと思っております。

あと、またその外国人を対象じゃなくて、やはりこういった整備事業もやっていきますので、

県内の三股町をPR、そういった面でも努力していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議員（2番 楠原 更三君） はい、お願いします。

○議長（福永 廣文君） 楠原君、質疑の半ばでございますけれども、昼食の時間となりましたので、午後1時半まで本会議を休憩いたします。

午後0時04分休憩

-----

午後1時30分再開

○議長（福永 廣文君） 午前に引き続き、本会議を再開いたします。

それでは、楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 引き続き質問させていただきます。

午前中にネットなお仕事にしても、インバウンドにしましても、本気度を積極的に町民の皆さんに見せていただきながら、推し進めていただきたいということをつけ加えまして、次に進めたいと思います。

8月8日に行われました、三股町公共施設問題講演会について質問いたします。

現在、全国的に公共施設等総合管理計画策定が進められているということを、総務省のサイトで知りました。現在、県内では、延岡市、小林市、川南町が策定しており、残りの23の市町村が、今年度中の策定を目指しているとありました。

このような流れの中で、先日の講演会が開催されたことだと思っています。講演会の中にもありましたが、高度経済成長期を通して国民の生活水準が急激に向上していくわけですが、特に、団塊の世代の方々の歩みとともに、例えば、小学校入学とともに、教室の増設、また、生活水準の向上とともに、生活環境や教育環境の充実というように時代が進んできました。

そして、現在、それらの多くが老朽化のために、全国的に深刻な問題として取り上げられるようになってきている状況を受けての講演会であったと思います。

また、公共施設問題と並行して今後考えていかなければならないものに、同じく団塊の世代の方々が関係する25年問題があります。これらはともに、繁栄の裏にある当然しなければならない一種の後始末であるような気がします。

講演会の初めに、公共施設の現況について、委託先の朝日航洋株式会社の担当者による説明が行われました。

まず、朝日航洋株式会社に2年間とお聞きしましたが、どのような事柄を委託されているのか伺います。大まかな内容で結構ですので、よろしく願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 公共施設等管理計画を、これを朝日航洋への委託ということで進めております。その委託内容についてご説明申し上げます。

公共施設等管理計画とは、人口減少や少子高齢化の進展といった社会環境の変化や、施設の老朽化等を踏まえ、今後の施設の総量や施設で提供されている機能等について見直し、地域の特性に応じた施設の方向性を定めようとするものであります。

本町では、27年度と28年度の2カ年で公共施設のあり方について、基本方針を定めるというものでございます。

27年度は、公共施設等総合管理計画策定業務で、前提条件の整理、施設類型ごとの実態把握、施設評価、インフラ試算基礎資料の作成などを、28年度はアンケート、講演会、計画素案の策定支援、計画の作成を。また固定資産台帳整備業務では、27年度に財産抽出調査、土地、家屋、その他有形固定資産、無形固定資産など、各種台帳の整備データ化を。28年度は、公有資産異動処理、財務書類の作成支援、開始貸借対照表の作成支援などが主な委託内容となっております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 今、おおまかなところを詳しく説明していただきまして、余りわかりませんでした。後で、見直したいと思えますけれども、この講演会の最初の朝日航洋司会者の、担当者の報告の内容に、何か釈然としないような気がいたしました。何か一定方向に世論を誘導するような、穿ち過ぎかもしれませんけれども、恣意的な面を少なからず感じました。

なぜかと言いますと、その理由の1つ目ですけれども、公共施設は、本来住民サービスの向上に資するものではないかと思えます。当然のことながら、どの施設も当初は、各地域の期待に応えてきたものであったはずです。

資料5の括弧1をごらんください。

公共施設の保有量は県内町村の中で一番多い状況です、と赤字で記してあります。そして県内平均よりも約1.5倍の公共施設を保有していると続いています。

これ見ますと、公共施設が多すぎると言わんばかりの状況ですけれども、これが三股の魅力の一つでもあったのではないかな、という見方もできるのではないかなと思えます。

一般財団地域総合整備財団、ふるさと財団ともいうそうですけれども、その資料におきまして、公共施設マネジメント計画での、箱物三原則によりますと、1、新規整備は行わない。2、施設の更新、建てかえは複合施設とする。3、施設総量、延べ床面積を縮減するとあります。

講演会でのその後の桑野先生の講演では、資料5の括弧の2をごらんください。

下のほうですけれども、平成23年現在で、人口1人当たりの公共施設の延べ床面積も総延べ床面積、1人当たりの総延べ床面積も、本町は県内自治体では、少ない部類に入るとの資料です。これ見ますと、公共施設建設に関しては、本町は先見性があったという見方もできるのではない



でしょうか。県内の他の町村と比較しても、決して多過ぎてはいなかったということではないでしょうか。

どうもこの資料5の1にあります、三股町の公共施設の数はいわゆる県内町村の中で一番多い、1.5倍の公共施設を保有しています。この見方をどうもこの下の桑野先生の資料と見比べると、何となく見方が違うことによって、こんなにも違うのかっていう感じを受けました。

町長にお尋ねします。この朝日航洋株式会社の担当者の説明について、どのようにお考えになりましたか。お尋ねします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 要旨のこの1問目ですね。公共施設の保有量状況に対しての観点から、お答えいたします。

報告では、県内の町村で建物保有の保有量の一番多いのが三股町、建物の老朽化の状況については、役場とか、鉄筋コンクリートづくり耐用年数50年とした場合の築30年以上が56%あり、耐震改修が必要であると説明がございました。

公共施設の保有量の状況につきましては、ここにありますように、全体で11万7,000平方メートルで、そのうちこれを分離しますと、4万平方メートルが町営住宅、約34.3%でございます。そして、3万6,000平方メートルが学校教育施設というふうになっており、この2施設で、2つの施設で全体の約3分の2を占めているところでございます。

町営住宅については、ストック計画により、今後統廃合により削減する計画でございます。学校施設については、耐震化を含め計画的に整備してきたところでございます。

その他の施設については、統廃合を含め個別にこれから検討してまいります。

町民1人当たりになると、約4.8平方メートルで、県内の市町村平均は9.11平方メートルでございます。本町は県内町村で人口が一番多い自治体でもあり、保有量が多いのは、当然という感じがございます。

しかし、方向性としては、総務省の更新費用試算ソフトを使った、維持・更新費用では、25.6%財政縮減しないと、コストと財源のバランスがとれないというふうに出ておりますので、次の世代の過剰な財政負担とならないように、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 具体的な数字を上げていただきまして、ありがとうございます。

私が言いたいのは、この間の勉強会について、どうも減らさないかんぞと、全国一律の考え方、それを押しつけているような感じがしまして、三股独自の状況というのが、あの中では、感じるできませんでした。

それで、その朝日航洋の文言に釈然としない2つ目申し上げたいと思いますけれども、町民アンケートの集計結果、これもちょっと釈然としなかった。あの報告だけでは。

資料5の括弧3、町民アンケートの集計結果をごらんください。

赤の米印とそして同じく赤文字であらわされていますけれども、約6割の方が公共施設は減らすべきと回答していますとあります。減らすべきというのは、総論としてそうなのか、それとも個別的、具体的な施設を念頭においてなのか、これではよくわかりません。

ある時代の片づけをしなければならない時期が来るということは、ほとんどの方が理解されているはずですが、だから、総論として、公共施設は減らすべきという声が多いというのは、当然だと思いますが、問題は具体的にどの施設を対象とするかという各論になった場合です。

実際に、この間、8月の臨時会の際の長田地区の方々の行動を見れば、現実問題として捉えることができます。

そのような状況下での今回のこのアンケートの集計結果の報告の仕方は、余りにも安易過ぎるのではないかと。なぜかと言いますと、アンケート内容の公表も同時にあれば、どういう内容でこのような結果が出たのか、推測することができるわけですが、ただ、結果として6割が減らすべきと回答しています、というふうな持っていき方というのは、安易過ぎるのではないかな、これが恣意的な面からなのか、それともただ、報告が足りなかつただけなのか、ちょっとわかりませんが、あれをもとにして、講演会が催されたような、組まれているような気がしております。

第5次三股町総合計画後期基本計画によりますと、町民アンケート調査結果が、その内容とともに公表されています。今回のように、実施されたアンケートの内容も公表されずに、このような集計結果のみの報告はいかがなものかと思えます。

このアンケートの集計結果、報告の仕方に対して、どのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） お答えいたします。

アンケートについては、おっしゃるとおり、まだ、外にそう出したという数値ではないのは確かであります。そう意味では、やはり説明が足りなかつたのかなということは、考えております。

アンケートの内容についてなんですけれども、アンケートについては、全てで5項目ほど出してあります。

1つは、まず、現状としまして、建物の総床面積と平均の1人当たりがどれくらいなっていますというものと、あと、10年以内に町の建物の二、三割が老朽化に伴う対策行う必要がありますという表現。あと、公共施設維持していくために、予算の確保というのが、やはり難しくなっていますというような表現。そういう老朽化した公共施設を増加したりしていく中で、安定的

にサービスをするために、方法として、公共施設の一元的な管理と複合集約化、長寿命化です。建物の長寿命化。事業コストの平準化ということで、平準化を行うためにアンケートの回答をお願いします、というようなことで、アンケートを出しているのが、今の結果であります。

確かに、今回、町民アンケートの結果、資料のほうで、6割の方が減らすべきというような回答されておりますけれども、これは、おっしゃるとおり、総論的なところでありまして、確かにアンケートの結果でいきますと、利用者数でも、毎日とか、週に何回か利用しているという方でいくと、利用の割合的には少ないような結果が、実際出ておりますので、これについては、また、今度全員協議会等もありますので、その中で、全てお示ししたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 都城のように、広域合併したところと、単独町政進めている本町とでは、この問題の捉え方は当然違うと思います。

やはり、住民目線のほうで、いろいろ財政的にも大変だと思いますけれども、違うというところを見せていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この問題の最後ですけれども、桑野先生の説明の中に、資料5の最後、括弧4、最後ですけれども、ごらんください。

自治体が保有している公共施設の把握についての部分ですけれども、赤で示していますが、自治体住民が公共施設の全体像を把握していない、とありました。

実際、そのようなものなののでしょうか。本町の公共施設の数、建物の数でよろしいんですけれども、もしわかっていれば、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 町の公共施設について、学校教育施設、子育て支援施設など、例として、三股小学校を1施設として数えた場合に、施設類型ごとの施設数が125施設となっております。

個別に、その倉庫とかトイレなど、個々の棟数で把握しているのが、345棟となっております。これについても、23日の全員協議会のほうで、一覧表をお渡ししたいと考えております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） はい、よくわかりました。

くどいようですけれども、このアンケートの集計結果、6割の人が減らすべきと回答しているというアンケートの中には、そういう建物の数とか、それからインフラ施設を含めた公共施設の全体像の説明というのは、なされていたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 先ほどの内容で、総面積と1人当たりの面積だけが示されてありますので、それぞれの類型施設数というのは示しておりませんでした。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） それでは、この具体的な全体像が把握されていない状況でのアンケートというのは、効果が薄いように感じます。

したがって、先ほど言われましたけれども、今後とられるアンケート、こういうのも内容を含めて公表していただきたいと思っております。

次に、次の質問に移ります。地域づくり推進事業について質問いたします。

本年度は、この事業に申請した団体が多かったと聞いています。地域づくり、地域活性化に多くの団体が名乗りを上げられて、大変喜ばしいことだと思います。

どのような地域づくりを、どのような団体が行おうとされているのか、私は大変興味、関心を持ちます。

このような地域づくり事業の取り組みに、町民全体に関心を持ってもらうことが、効果を高める一つではないかと思っておりますけれども、町として、何か対応されているでしょうか。また、今年度申請され、受理された団体名及び目的などをお伺いします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） みんな創ろう、みまたん地域づくり推進事業は、地域の特性に応じた創造性豊かで多様性に富んだ地域づくりに取り組む団体に、最長で3年間補助金を交付するものでございまして、町民によるまちづくりとして、支援しているところでございます。

今年度6月10日を申請期限としたところです。合計7団体、事業別では、コミュニティーサロン活動事業が5団体、音楽等を通じての地域づくり事業が2団体となっており、新規継続別では、新規が4団体、継続2年目が2団体、継続3年目が1団体の申請があったところでございます。

申請を受けまして、町内で活動する各種団体の代表者等で組織する、地域づくり推進事業審査会において、事業内容の審査を行った結果、7団体いずれも承認されたところでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 町民全体で、その活動に関心を持ってもらうための町としての取り組みは何かされてますでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 募集を、こういう要件でやりますという募集を回覧、そしてフェイスブック、それからホームページ、こちらのほうで出しておりますし、また、結果のほうも公表をしておりますので、一応、形としては、こういう形で流してはおります。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） わかりました。

しかし、全国的に地域おこし、まちづくりという雰囲気、どこにでも地方は特にあると思いますけれども、本町でもやっているんだよというのを、すぐわかるような何かをほしいと思うんです。

私もいろいろ画策したわけですが、ちょっと時期的に間に合いませんでしたが、どういふところが実際どんな状態なのかというのを知るすべを持たなかったもんですから、この広報もまたにでもいいでしょうし、そういうものにも載していただくと、じゃあ、うちもやろうかとか、こういうものがあるんだったら、うちも、というふうになっていくような気がするんです。

例えば、先日、一村一品運動を提唱された平松知事が亡くなりになられましたけれども、例えば、三股でいけば、9地区ありますから、一地区一品運動でなくても、一字地区一品運動みたいな、何かそういうような雰囲気が上がっていけば、地域づくりとかまちづくりというのが、本当に町民のものになっていくのではないかなという気がするんですけれども、先ほどから言ってますけれども、広報について、いろいろ考えていただくことで、活性化がもっと現実的なものになるのではないかなと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、最後になりましたけれども、毎回、毎回お聞きしております、文化財についてお聞きします。

文教の町三股ですので、文教という言葉、今まで辞典で調べたことなかったんですけども、辞典によりますと、文教という言葉は文化と教育に関すること、当たり前のことですが、その次にあったのが、主として行政機関で用いる言葉とありました。

余り一般的な言葉ではないという気はしましたけれども、三股は文教という冠をいただいている町ですけれども、現在進行形における教育という面につきましては、教育研究所で、鋭意に取り組まれているようですので、間もなく、町民の多くの方が納得できるような結果として示されることを期待しています。

それから、文化については、文化というものを考えてみますと、長年のこれまでの蓄積として、それが今にあらわされているものであると思います。

そのような意味で、今、編さん中の新しい町史を心から待ち望んでいます。

しかし、町史が編さんされたとしても、どれだけの人がそれを実際手にとれるのかと考えたときに、あんまり多くは期待できない感じがします。

まず、一つですけれども、編さんを終えた後、出版される冊数ぐらい、冊数というのは今わかっているのでしょうか。計画されているのでしょうか。お伺いします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 冊数までは、具体的な数字では、今お答えできませんけれども、よろしいでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 突然で申しわけありませんでした。

しかし、町の歴史を町民の方々に広く周知していただくためにというものと、記録という意味両方あると思いますけれども、せっかくだからであれば、多くの、一人でも多くの町民の方に目を通していただきたいと思いますけれども、できた、はい、見なさいというのであれば、なかなか手にとる方というのは、多くを期待できないんじゃないかと思いますが、したがって、この編さん過程の中で話題をつくる、そして待ち望むという姿勢をとっていただくことは、大切じゃないかと思えます。

図書館に複数冊準備していただいて、そこに見に行くとか、今までの例でいくと、寄贈された個人の方たくさんいらっしゃるようですけれども、そういう方は限られていますので、図書館、または学校に複数冊ずつ配布していただくと、おのずと何冊というのが出てくるかと思えますけれども、この町史をどれくらいに考えていらっしゃるかということにも、これかかってくるのではないかなと思っております。

前回の議会におきまして、町史編さん途中で貴重な資料が発見されたと、教育長は答弁されています。これは、非常に話題をつくるのに役に立つんじゃないかなと思っております。

町史編さんで出てくるいろんな資料というのは、持ち主の方からお借りしたものが中心ですので、お返ししなければなりませんけれども、一時的な展示をすとか、広報みまた等で逐一紹介するような方法、こういうものは考えられない、どうでしょうか。お聞きします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 今、町史編さん過程での収集した資料等の紹介等も含めてよろしいでしょうか。

○議員（2番 楠原 更三君） はい。

○教育長（宮内 浩二郎君） 町史編さんの過程で発見されました代表例といたしましては、まず、明治時代中期から後期にかけての個人所蔵の資料が上げられます。

資料は数百点に及びますが、一部紹介しますと、農業、林業にかかわる具体的な作業を詳細に記録した日記類や、年中行事に関すること。

また、三股村議会議員時代の行政資料等も見られ、明治時代の本町の姿を考察する上で、大変貴重な資料であると評価しておるところであります。

次に、昭和22年にアメリカ軍によって撮影された、蓼池地区近辺の航空写真を入手できたことも代表例として挙げられます。

この写真によって、都城東飛行場跡の客観的な考察を行うことが可能となりました。

また、本町が江戸時代に、鹿児島藩の領域に含まれていたことを考慮し、鹿児島県の資料も収集しましたところ、数多くの発見がありました。

これらの集められた膨大な資料を、専門機関の協力を仰ぎながら、解読し、根拠資料として、執筆することが町史の基本コンセプトとなっております。

そして、改訂版刊行以降の昭和60年から平成27年までの30年間を記述することも、町史の重要な役割であります。

今回の町史編さん過程で多くの資料を収集できたことは、非常に喜ばしいことであります。今後とも、町民に資料収集を呼びかけ、研究考察を重ねていきながら、町民とともに、本町の歴史解明に尽力していきたいと考えております。

現段階で、解読しているという状況でございまして、資料も一般の目に触れるということ、そこまでは至っておりません。展示するというところまでは、非常に貴重な資料でございまして、今後その資料をどうするかということにつきましては、編さんが終了後、考えていきたいと考えておるところです。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 今申し上げましたけれども、町民の方々の興味関心をあおるということで、逐一、全てが調べ終わってからというよりも、段階的に、周知するという方法はとれないものかなと思うんです。

例えば、前回まで、議場でお願いしていた小倉邸の利活用というのを、何回となく言いましたけれども、今、関係の方々と一緒に小倉邸のほうを、いろいろと扱っておりますけれども、その中で、先日、木箱に、これくらいの木箱に、高さこんくらい、開けてみますと、よろいかぶとが入っておりました。

聞いてみますと、町内でよろいかぶとを見るというのは、前例がないというのを聞きました。

例えば、それをガラスケースに入れて、そして、文化会館のロビーのところにも置く、それくらいでいいんですね、私が思うのは。そうすると、三股にもこういうのがあったのか、という興味関心を持つでしょうし。

そして、また、小倉さんところですけども、大きな屏風絵があります。まだ、見てません。怖いもんですから。

そういうものも、ロビーにでも、ちょっと期間をおいて、飾っていただくとか、そうすると、地元を見直すということにもつながるんじゃないかなと思いますし、自分でもどっか探してみようとか、そういう行動に出るような気がいたします。

それから、明治中期の手描きの地図も出てきたんです。今、教育課のほうに預けてありますけ

れども、それから、明治期の土地台帳、物すごく分厚いやつ、そういうのを、私見るだけでうきうきするんですけれども、私が特別変わっているのかどうか、わかりませんが、そういうものを広く町民の方々に見ていただく、それだけでも価値はあると思うんです。

せっかくいっぱい、私だけでも、きょう来ていらっしゃる方も含めてですけれども、たくさんの資料見つけ出しました。これも自分たちで保管するのもなんですから、預けているものはたくさんありますけれども、そういうものに光を当てていただきたい。

できんことはないと思うんです。全て調査が終わってからという、全てが終わって全てじゃなくて、終わった部分から逐一大きな場所をとらなくても、ちっちゃな場所でもいいですから、先日、文化会館に行きまして、そういうことができんでしょうかって、無理やりと、ちょっと話を雑談の中でしたところなんですけれども、これでは、宝の持ち腐れというような意味があるんじゃないかなと思います。

せっかく集まっているわけですから、持ち主の方の了解を得て、期間限定で、見る人が1日1人、2人しかいないかもしれませんが、そういう本気度というものをを見せていただくと、町史が編さんされた後、じゃあ手にとってみようかという人が1人、2人ふえていくんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、これも毎回伺っておりますけれども、梶山城の件について伺います。

私は、6月議会で次のように質問し、お願いをしております。

梶山城については、十数年前に、同じような案件がうやむやになったことがありますので、こたしも同じことになりはしないかと心配している方もたくさんいらっしゃいますので、途中経過報告については、ご配慮をお願いしますとお願いしました。

しかしながら、現在でも、梶山において、梶山城のことはどのようになっているのかという声を頻繁に聞きます。もし、史跡に指定された場合、その後は、地元の方々が整備保存、活用等に頑張ってもらわなければならないのではないかなと思います。

そのような今後のことも考えるならば、情報をせめて地元の方々と共有するということは、非常に大切ではないかなと思います。

担当課、ここでは教育課になるでしょうけれども、担当課へは直接言わなくても、ずっと考えていらっしゃる多くの方々の声を、どのように斟酌するかということは、協働のまちづくりを進めていく上で、大切なことではないかなと思います。

このような件、どのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） ご質問の梶山城の地権者への現状報告というのは、たいへん重要なことであるというふうに理解をしております。



今後、丁寧な対応が梶山城跡保存整備事業を推進する上でも、大事だという認識しているところではございます。

現在の経過といたしましては、実際に売買契約の済んだ方がいらっしゃる一方で、農地転用の手続が必要な方、立木、「たちぎ」ですね、補償費の予算計上が必要な方、相続手続が必要な方と、個別に対応を進めているのが実情であります。

本年度につきましては、11月に文化庁調査官が来町し、現地確認及び調査が行われる予定ですので、その結果を踏まえた上で、地元の方々へ報告を行いたいと考えております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 今のようなお答をもう何回となくお聞きしているような気がします。

もう一回聞きますけれども、このことについて、担当されているメンバー何人いらっしゃいますでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 実際、直接担当しているのは1人でございます。黒木、1人です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 県のほうからもお見えになりますし、今お聞きしたところ、国からも来られます。

そういうことと同時に、今度は、多分その方だったら、町史編さんの一生懸命されていると思います。

時間はたつぷりと、何年もかけるのであれば、可能だと思いますけれども、例えば、町史編さんがもうそこに来ている、文化庁からの方もいつに来られると、決まっていれば、どうしても1人で対応できる範囲内なのか、そうでないのか、どちらだと思われれます。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 梶山城の問題、そして町史編さん含めて、もう1人町史編さんにはかかっているものはおりますけれども、梶山城は1人で、四苦八苦しているところでございます。

人数が多いにこしたことはありませんけれども、生涯学習係がメインとしてチームを組み合わせながら、現地説明会等は、生涯学習係全員でチームとして説明会に行き、説明に行くとか、そういったことの対応については、チームでやっているところでございます。

専門的な分については、担当1人でやっております。調査官のほうもこれをちょうしてから、国に持っていくと、大変な事業であるということは、お聞きしているところです。現段階では、今、1人で一生懸命頑張っているというのが現状でございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 話を聞きますと、農地を外すんですかね、そういう法律上の手続、それに時間がかかっているということを知りましたが、それを待っていれば、何年かかるかわからない、今の状況でいけば、1人で対応している状況が続けるとしたならば、何年かかるかわからないような状況だというふうに、私感じているんですが、そうすると、今地権者の方もほとんどの方が、高齢の方です。もう、亡くなっていく方も出てきて、おかしくない状況でもあります。

そういう現実と、役場での手続、担当、そういう面を両方考えてもらわないことには、これはまた大変な相続の問題とか、そういうのがまた相まってくるんじゃないかなと思うんですけども、もうちょっとペースを上げていただく、ということはどうでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 先ほど、限られた人数の中で、業務遂行しておりますが、限られた時間でございます。

町史編さんにつきましては、特に、タイムリミットというのが決まっておりますので、優先度は、どちらかわかると思うんですけども、町史編さんをまず優先し、町史編さん事業をやり上げなくちゃいけないと、これは70周年事業に向けてやっておりますので、それを考えますと、梶山城ストップされているわけないんですけども、いろいろといろんなところからアドバイスいただきながら、都城からも来ていただいているんですけども、いろんなところからアドバイスいただきながら、また、進めていってはおりますが、専門家が1人ということで、スピード感というのにつきましては、大体おわかりだとは思いますが、限られた時間の中で、頑張っております。

一生懸命、私たちもそこは進めているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 私もいろいろかかわっておりますので、よくわかっているつもりなんですけれども、わかっているけれどもお願いしたいという気持ちなんです。

町長、どうでしょうか。そういうことに対しまして。一言ご意見お願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 梶山城については、私も生涯学習課長をしまして、その時代からかかわっているわけなんですけれども、そして、また、この町史編さんと梶山城については、以前から、教育委員会のほうに、スピード感を持ってやってくださいという形で、話はしております。

私は、何でこんなにおくれるのかなと、そんなに難しい仕事じゃないんじゃないかなと、私は思っています。

要するに、自分でも農地転用とか、そのような農振除外とか、いろんな手続等やってきました

けれども、今回、開発公社のほうで、用地取得しております。

そういうところで、今回、転用関係が必要だということでありまして、要するに、転用関係は地権者の同意をいただきながら、町のほうで、また、開発公社のほうで支援いたしますので、そこでチームとしてやっていけば、そんなに難しい話じゃないなというふうに思います。

ただ、今、言われるように、町史編さんが限られていますので、そちらのほうをまず重点的にやっていくということが、まず第一。

ただし、その梶山城について、言われるように、地権者のほうにきちっと定期的に報告していくと、やっぱり、町のこの動きが見えないというのが、地元のほうで不安になっている原因じゃないかな、思いますので、町のこの実態等を説明しながら、地元に入っていけば、ご理解得られるんじゃないかなというふうに思います。

そういう点で、ちょっとまだ時間がかかるかもしれませんが、鋭意に取り組んでいますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 地区座談会におきまして、その問題は出なかったということ聞いております。

けど、気になっている人はたくさんいらっしゃいますので、そして、何回も前から申し上げますけども、現在のところ、国指定までいくような文化財は梶山城だけと聞いております。

三股の誇る文化財ということだと思いますので、面積もかなりのものがありますから、今町長から強い気持ちを伝えていただきましたので、ぜひ、よろしく、スピード感を持ってお願いしたいと思っております。

以上で質問終わります。

○議長（福永 廣文君） 発言順位4番、内村君。

〔6番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（6番 内村 立吉君） 発言順位4番、内村です。

通告に従いまして、質問をさしていきたいと思っております。

6月議会的时候は、非常に、梅雨時期でして、非常に雨が多かったですね。そして、7月の15日ごろ、梅雨が明けまして、ことしは、例年にないような暑さが続きました。1年、1年、暑さが強くなっていくような感じがいたします。

農作物につきましても、いろいろ影響があるようでございます。

その中で、農業となく諸状況厳しい問題があるんじゃないかと思っております。今回は、農業に関することを中心に質問していきたいと思っております。

まず、人・農地プランの概要と現在の状況ということで伺いたいと思っております。

あとは、質問席にて質問させていただきます。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 農業について、人・農地プランについてのご質問でございますので、まず、人・農地プランについてご説明申し上げます。

人・農地プランとは、直面している厳しい農業環境に対し、持続可能な力強い農業実現するために、基本となる人と農地の問題を、集落、地域で徹底的な話し合いを行い、問題を解決するための未来の設計図となるものでございます。

本町は、平成24年度に、町内を6つの地域に区分した、三股町人・農地プランを作成いたしました。

概要等、現在の状況については、産業振興課長のほうから回答させます。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） それでは、人・農地プランの概要と現況の状況について説明をさせていただきますと思います。

人・農地プラン、まず、事業概要ですけれども、地域の不耕作農地を地域の担い手に円滑に流動化を図ることによる、担い手の経営基盤の強化にあります。

地域の担い手となり得る人を中心的経営体と位置づけ、認定農業者や推薦農業者といった方々が該当するものであります。

また、事業の円滑な推進を図るため、中間管理機構事業との連動性が必要となります。

本町では、平成28年度で5年目を迎えておりますが、現状の課題としまして、まず、1点目、プラン作成後の定期的、または細かな検討がなされていない。2点目、担い手となる中心的経営体数に、地域的な格差がある。3点目、農地の圃場整備条件により、中心的経営体の誘導が難しく、特に水田活用の流動集積が困難な状況にあります。

今後の取り組みとしましては、地域プランごとの問題を町全体の問題として、地域間における検討の場を積極的に進めることで、中心的経営体へ広域的な活動を促す。

また、中間管理機構事業の積極的な活用による、連動性を高めることで、費用負担が少なくスピード化の図る圃場整備のあり方について、話し合いの場を設けたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、町長と産業振興課長のほうから、いろいろ詳細的に説明があったんですけども、農業の関係につきましては、高齢者の問題、後継者の問題、農地の貸し借りの問題、それに対しましては、農業委員会とか、農地中間管理機構とかいろいろあります。

その中で、なかなか思うようにいかないということが現状じゃないかと思っております。

その中で、水の問題とか、いつも言ってますけれども、そういう形で、国が政策的にということと、地域で考えていかなければならないようなことが、現時的にあるんじゃないかと思っております。

その中で、地域の中で、話し合いの中で解決していく、こういうことが、最終的にそういう問題になってくるんじゃないかと思っております。

国が、今政策的に、主食用米とかしてますけれども、飼料用とか、そういう中で、国が補助金を出している。そんなところで、一番問題になっているんじゃないかと思っております。

今後、最終的に考えなければならないことは、水の問題、日照りが続いたときの問題でありますから、なかなか水不足になって、水の奪い合いのけんかになります。

何年前だったですかね、梶山地区で変な事件があったですかね。そのような問題になりかねないんじゃないかとも思っております。

そのようなことを、行政中心となって、今後、中に入って、このようなことに対しましても、なかなか難しい問題ですけれども、まとめていっていただければいいんじゃないかと思っております。

多面的機能支払いについて伺います。

この事業につきましては、平成19年に、民主党政権時代に、農地・水・環境保全対策事業として、国と県と町の予算ということで、予算化されております。

しかし、その中で、農業に対する予算は、大幅に削減されたと聞いております。土地改良予算も大幅に減額ということでした。

それから、自民政権になりまして、多面的機能支払とかいうことで名称を変えております。また、大幅に削減された予算も、もとに戻すのに大変であるということでもあります。

発足時には、平成19年、その当時、町内で何カ所から始まり、現在何カ所で取り組んでいるか、その全体の金額というものは、どのくらいになるか伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ご指摘のように、平成19年度より、この農地・水・保全管理支払交付金事業という形でスタートしていきまして、平成26年度から、この多面的機能支払交付金に名称が変わったところでございます。

この多面的機能支払交付金は国土保全、水源の涵養、自然環境の保全及び美しい景観の形成などの、多面的機能を有する農業農村の役割が、高齢化や担い手不足などの問題により、低下している中、多面的機能の利益を享受している地域住民との共同活動を支援することによりまして、農地・水路・農道等の地域支援の適切な保全管理を進めるとともに、担い手農家への農地の流動

化を後押しする事業であります。

本町の取り組み状況については、担当課長から回答します。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 事業の現在の内容等につきまして、ご説明いたします。

事業の内容につきましては、農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など、基礎的な共同活動の農地維持支援、それと、水路、農道等の施設の補修、植栽やビオトープづくりなどの共同活動の資源向上支援に大別されます。

また、交付金の配分額につきましては、活動組織の活動範囲における、農振、農用地の種目別面積により決定されます。

その内訳は、国が50%、県が25%、町が25%でございます。

本町では、平成19年度の初年度に、3カ所の活動組織が発足しまして、平成28年度4月1日現在、9つの活動組織となっております。

平成28年度の交付金の総額につきましては、2,170万円でございます。この組織活動により、農地保全、景観の維持はもちろんのこと、農道、水路などの補修に細かく、そして迅速に対応できることが特徴であります。やはり利便性の高い事業として、積極的に取り組んでいる状況でございます。

課題としましては、活動組織の運用事務負担や会計検査対策上の書類整備、検査等の煩雑が考えられますが、現在組織ごとの書類の整理、管理、検査にかかわる事務を、県土地改良連合会へ委託をしております。

また、監督の立場にあります町としましては、土地改良連合会の整理した書類、事業実施状況の報告を受け、活動組織ごとに、9月の中間検査、そして4月の完了検査による、検査を実施しております。

現在、活動組織のさらなる活性化を図るため、活動組織の事務負担の軽減、交付金の広域的活用、事業事務の軽減及び身近な指導業務の一元化に向けた活動組織の広域連携化について、平成29年度からの運用実施を目指し、検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、詳細的にいろいろ説明がありました。

これは、多面的機能支払いということですから、非常に範囲が広いわけですがけれども、例えば、景観的な要素もありますから、小学生から敬老会、さんさんクラブですか、空き缶拾いとか、そういう関係も、この分野に入ってくるわけです。

そして、今、担当課長の産業振興課長のほうから言われましたように、書類審査が行われると

というようなことです。これに対しましても、県の水土里ネットが入られて監査が行われています。そして、町の担当課長のほうも、何回か書類審査が行われております。

このような本町の取り組みの中で、不審な点、指摘されるような点はなかったか、伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 先ほど、お話ししましたとおり、町のほうとしましては、各組織の書類の整理に関しましては、県の土地改良連合会のほうに委託しております。

そちらのほうで取りまとめられたものを、町としましては、9月そして4月、実際、組織を皆さん、組織ごとに集めまして、それで、その書類に従って、検査、監査をしております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 審査をいろいろされているということですがけれども、このことにつきましても、予算の金額の1割を県のほうに納めるわけですがけれども、その中で、本町外で問題になっているようなことが、今うわさされております。

この中で、書類審査を行って、その中で問題になっていることに対しまして、何のために監査しているか、何のために審査しているか、このようなことが、保全会が何カ所かあって、そういう中で書類審査が行われています。

そのようなことで、県とか担当課長が審査の中に当たられて、この指摘されるようなことがあるということだから、その保全会ばかりの責任じゃないわけですよ。

県の担当者の責任になってくるわけです。そして、課の担当者の責任ということも問われてくるんじゃないかと思っております。

今、何カ所かそういう問題が上がっております。そんなことに対しまして、ちょっと聞かせていただきたいと思っております。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 今、議員のほうから、質疑案の話ありました内容については、一部の新聞で取り沙汰されてます、例えば、架空組織団体が発注する、そういった工事、委託、工事発注に関する、それが一本に集中しているとか、そういったところがあるかと思っております。

また、あと、作業に出られる会員の方々、この方々の日当支払い、その件についてもいろいろ言われている話も聞いておりますが、そういった点につきましても、町としましては、全て、原本をもとに、各組織を呼びまして、その中の役員さんと状況の内容を確認、それと、出席した人数、それと、そこに支払われた金額、そういったもの全て確認もしております。

また、工事の発注等に関しましては、3者以上の見積もりをもってということで、そういった

指導もしております。

そういったところで、町としましての指導を行っております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 指導行っているということですよ。

このことに対しましては、もしそういう不正とか、書類審査におかしな点があったら、そのさかのぼって、返還をしなければいけないということがあります。

何でこういうことが出てきたかというようなことがあったら、ほかのこのそういう保全会をやっているところが、内部的な人が告発をしたわけです。このことに対しまして。いろんな保全会の交流がある場で、そうしたときに、こういうことを、私たちはお金をもらってないということが言われてきて、その中で、出てきたわけですから、本町におきまして、このようなことが絶対におきないように、十分気をつけて、やっていただければと思います。

もし、1カ所でもそういうところが出てきたら、三股町全体の立場的な問題になってくるんじゃないかと思っております。そういうことが絶対起こらないように、やってもらえればいいんじゃないかと思っております。

続きまして、今の農業問題につきまして、農業ばかりじゃなかなかやっていけないということで、非常に厳しい問題があります。

その中で、集落営農組合というのは、非常にいい組織じゃないかと思っております。

集落営農組合につきましても、いろいろ話があります。地域の中でいい組織だと、いう話があります。その中でこの法人化という話があります。集落営農組合ですね。

町内に集落営農組合は何カ所あるか、そして、法人化ということも言われております。

法人化に対して、いい面も、悪い面もいろいろあるんじゃないかと思っております。そういうことで、メリッ的な問題、デメリッ的な問題、あったら聞かせていただきたいと思っております。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） それでは、農業集落営農組合についてということで、ご説明いたします。

農業集落営農組合とは、地域農業農村の実情を鑑み、集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同での農機具所有や農作業を行うことで、生産性を高めるための組織を示します。

現在、本町では、樺山集落営農組合、蓼池集落営農組合、梶山集落営農組合、大鷲巣集落営農組合の4つの集落営農組合が存在しております。

農業法人についてですけれども、農業法人は、農業を営む法人の総称であり、大きく分けると、農地を必要とする農地所有適格法人、旧農業生産法人を指します。それと、農地を必要としない



一般農業法人があります。

それぞれに農事組合法人と会社法人があります。

農業法人化のメリットとして、まず1点目、複式簿記による財務管理を行うことで、お金の流れを把握し、経営発展の指標とするということです。2点目、従業員が安心して働ける職場、長期的雇用の確保。3点目、取り引き相手に対する信用力。4点目、円滑な次世代への経営継承。そして、5点目、所得分配による事業主への課税軽減、そして並立課税の法人税適用があります。

農業集落営農組合の本来の目的を生かした法人化の方向性は、地域農業の実情を鑑み、均衡をはかりつつ、農業の生産面での共用、組合員の共同の利益を増進する地域型農業法人であり、いわゆる農事組合法人ではないかと考えております。

本町での事例では、今市、下新、上新を拠点とする中央地区に農事組合法人今新が存在しております。現在、今新では、農業者の高齢化、担い手不足、不作農地の実情を鑑み、共用によるバレイショ、カンショ、大豆、米の生産に取り組んでおります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、いろいろと説明がありましたけれども、多分、今から先は、どこの集落営農組合も、いろんなことを勉強会とかしながら、法人化になっていくんじゃないかと思っております。

そんな中で、いい面がたくさんある状況だと思っております。こういう組織というのは、小さい農家にとっては、非常に助かる。しかしながら、大きいものだと、ちょっと対等するわけです。大きいものださんとは。

大きいものは、その集落営農組合員に対しては、ちょっと苦言的なことを述べるわけですけど。そこらあたりの調整というのは、なかなか難しい問題で、その営農組合はリーダーさんというのが、大いに土地改良さんとか、地域の主体とした農業をやっている方を集めての話し合いの中で、リーダーシップというのを大いに発揮してもらえれば、すばらしい集落営農組合になっていくんじゃないかと思えます。

このことに対しましての、そこ辺たいの調整がなかなか難しいけど、そこをいかにやっていくことが難しいことですが、なっております。

次に行きます。

三股町の農地、畑と田んぼがあります。農作地、荒れ地といいますか、耕作地ということで、これらがあると思えます。どのような状況であるか伺いたいと思えます。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） それでは、ご説明いたします。

本町の耕作地の面積は、2015年農林業センサスにより、1,380ヘクタールであります。

耕作放棄地は一般的に、調査等による農家などの意思に基づき作付をする考えのない土地を示すものでありますので、ここでは、農地の有効利用に向けて講ずるべき農地、遊休農地といたします。

それと、保全的な農地の復元が可能、または不可能と見込まれる農地、これは荒廃農地といたしますので、この2つを含めた非耕作地として報告させていただきますと、平成28年4月1日現在、9.5ヘクタールでございます。

耕作地に対しまして、0.68%となっております。

非耕作地に対する対策につきましては、農業委員会による農地パトロールの実績をもとに、非耕作地、違反転用地を取りまとめ、班編成による、年1回の農地利用状況調査実施しております。

調査後は、調査結果を集約し、再生利用可能な農地、再生利用困難な農地などの判断をするとともに、改善を必要とする農地につきましては、改善内容を農地所有者、または耕作者に通知しております。

また、非耕作地の周辺状況の判断から、情報提供による担い手の集積や、中間管理機構事業の情報提供を実施し、生産性のある農地として再生できるように、取り組んでおります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、農地のことに対しまして、状況であったり、対策的なこととられるというようなことを、巡回とかとられているというようなことで、答弁がありました。

耕作放棄地とか、荒れ地ということは、いろいろとちりが捨てられたり、そういう、以前も申しましたけれども、そういうことにも、ちり捨て場とか、そういうことにもなりかねないですから、できるだけこのようなことをなくしてもらいたいような形で、こういったようなことに対しましても、集落営農組合というところが、力を発揮していくんじゃないかと思っております。今後もそんなことで、今後お互いにそのことに対しましても、やってもらえればいいんじゃないかと思っております。

次に行きます。

町の重要事業ということで、過疎地域定住促進奨励金、移住定住応援事業の内容ということで、伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 過疎地域定住促進奨励金につきましては、過疎地域に人口減少を防止するとともに、地域の特性を生かした、快適で豊かな地域づくりに寄与することを目的に、平成9年度から取り組んでいる制度でございます。

この制度における過疎地域とは、小学校の複式学級が見込まれる長田、梶山、宮村の各小学校の地域とし、内容といたしましては、過疎地域以外から過疎地域へ引っ越した方が、一定の条件を満たした上で、住宅を建築または購入した場合を対象とする新築購入奨励金と、住宅を建築または購入しない場合にあっても、小学生を扶養している場合を対象とする転入転居奨励金があり、いずれも3年間に分けて交付するものでございます。

もう一つありました、移住定住応援事業でございます。

こちらにつきましては、総合戦略の新規事業ということで取り組んでいるものでございます。

昨年度、本町への移住希望者のための情報サイトでございます、みまた〜ん. comを開いたしまして、町内の利活用できる空き家情報の集約など、さまざまな情報を提供できる環境づくりに努めているところでございます。

また、都城宅地建物取引業協同組合と空き家に関する情報の共有化を図るため、ことし1月に三股町空き家等情報バンクの運用に関する協定書を締結したところでございまして、今後連携を強化することによりまして、移住相談等に的確に対応できるものと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 長田地区と宮村地区のほうに対しましての、奨励金ですね、これに対しまして、2地区に対しまして、以前も申しましたけれども、上米地区と櫛田地区は非常に家が建っています。

中米地区と谷地区というのは、なかなか農振がかぶっておいて、この除外ができないということ、もう何回も聞いております。

そんなことで、今の状態だったら、中米地区と谷地区は非常に高齢者ばかりのところになってしまう。そういう形があるわけです。これに対して、農振除外できないものか、伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 今のご質問にありました、また、そういった定住促進という意味からも、農振地域の除外という点についてですけれども、実は、農振地域の見直しというのが、5年に1回見直しをやっていくわけですが、その年が本町におきましては、平成30年を計画しております。

そこによって、その地域のそういった問題という点で、農地から除外して、そこに定住といいますか、住居地、住宅地、そういったもんでできないかというご相談については、検討は十分できると思います。

ただし、具体性といいますか、ここにこういうことを建てて、住宅を建てて、その周辺の例え

ばインフラ整備とか、そういったものが可能なかどうかとか、そういったものを十分に検討していただいた上での、そういった農振除外の見直しというところを出していただければ、検討はできるというふうに考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） このことに対しましては、学区の区割りの問題にもなってくるんじゃないかと思っております。

三股小学校と三股西小学校の学区区割りの問題がありました。その中で、なかなか状況として、難しい状況でありまして、三股西小学校校区が約800名くらいになるんじゃないかと、西、三股小学校が400を切るんじゃないかというような話もありまして、早くからこういうことに取り組んでいかなければいけないんじゃないかと思っております。

そして、また、非常に、2地区は農業が盛んなところであるわけですがけれども、その中の2地区の農業規制という、除外というの厳しくなっているわけです。

今の農業というものは、2地区ばかりで、田畑をつくっているわけじゃなくて、宮村地区の小サギス、大サギス、そして、前目地区、早馬下、蓼池、そして、梶山地区、そんなとこまで2地区の人たちがつくっております。

そんなことで、今機械化が進んでいる、そんな中で、ぜひこの農振地域を外して、私たちがそういう、今産業振興課長が、条件提示がある中でできるとした、答弁をいただきました。

町長どうですか、伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 農振地域については、農業を主たる、農業を主体とした土地利用を目的に設定しているところがございますけれども、しかし、農家住宅等、やはり必要性があれば、個別に、個別案件として、除外というのは可能でございます。

ただ、集落として、線引きというのは、非常に厳しいと、要するに具体性がないと、これは除外というのは、厳しい法律でございますので、そういう意味合いで、個別に相談していただければというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） ぜひ、こういうことは、前向きに、検討していただいて、私たちの要望がかなうような体制をやっていただければと、この場で、またよろしく願いをしておきます。

続きまして、県の教育委員会が小中学校を対象として、宮崎県弁当の日を始めたということがあります。県内の小中学校がほとんどが、取り組んでいるということでもあります。

本町の取り組んでいる状況、いつから取り組んでいるか、目的はどのようなことをやるか伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 宮崎弁当の日につきましては、県では平成22年度より、普及啓発を始めております。

本町におきましても、平成22年度から取り組みを開始し、現在では、小学校が年間3回、中学校は年間2回取り組んでおります。

取り組み内容といたしましては、学校では、給食の時間に御飯でおにぎりをつくったり、おかずを弁当箱に詰めたりなどの活動を行い、弁当づくりへの関心を高めております。

また、遠足など弁当が必要な学校行事を弁当の日とし、各家庭において、発達段階に応じた弁当づくりに挑戦するなど、学校と家庭が連携した取り組みを行っております。

この取り組みの効果といたしましては、メニューを考える際、食べる量を考えて、品数を決めたり、栄養のバランスをを考えて、食材を選んだりするなど、自分の食を管理する力を培うことにつながっております。

また、弁当づくりの苦労などを実感することによって、毎日の食事や家族、生産者等に対する感謝の心が育ち、児童生徒の中には、給食のときに、苦手なものに挑戦する姿も見られております。

さらに、親と相談しながら、弁当をつくることで、親子のコミュニケーションがふえたなど、家庭内の対話づくりにも効果が見られており、教育委員会といたしましては、今後も各学校の弁当の日を支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、食育ということが言われているわけですがけれども、いろんなことで教育につきましては、学校ばかりじゃない、学校と家庭と地域ということが言われております。

全体で取り組んでいかなければ、学校側の責任ばかりじゃない、家庭もある、地域、以前に秋田県が全国統一テストでも、レベル的に第一位であるということを質問いたしました。

その中で、教育長が、秋田県のそういう状況にあるうち、地域がまず取り組んでいるということをおっしゃったので、ぜひ、そういうことをしながら、できたら、個人のアンケートといいですか、そういうことも調査してもらって、意見として収集してもらえれば、いいんじゃないかと思っております。

このことに対しましては、以上で質問いたしますけれども、ことは非常に暑いです。これか

らまだまだ暑い日が続くと思います。

小中学校の運動会の練習もあります。熱中症対策、高齢者の熱中症対策とか、いろいろあります。この前病院に行きましたら、隠れ熱中症ということがあるそうです。なかなか水分の補給しなければいけないということでありました。

そして、また、きょうの一般質問の中でもありましたけれども、夏休み明けの子供のいじめの問題、学校登校拒否の問題、いろいろあります。

8月25日、青森県の中学2年生の女子のいじめによる自殺問題、意見を言うことによって、学校に、子供に、先生に、子供に対しまして、意識を持たせることも、いいんじゃないかと思っております。

こういうことが出ないように、また、そういう伝達というんですか、そういうことをやってもらえばいいんじゃないかと思っております。

以上終わります。

-----  
○議長（福永 廣文君） ここで、3時まで本会議を休憩いたします。

午後2時48分休憩

-----  
午後3時00分再開

○議長（福永 廣文君） 引き続き本会議を再開します。発言順位5番。堀内君。

〔5番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（5番 堀内 義郎君） 皆さん、こんにちは。発言順位5番堀内です。

ようやく9月に入り朝晩は大分涼しくなりましたが、ことしの夏も猛暑で特に6月梅雨時期の豪雨や8月、今月の台風については、いつもとはどこか違うんじゃないかという感じがいたしました。いわゆる異常気象なのかと思ったのですが、特に、8月の台風については、発生箇所や進行方向が以前と変わっており、いつもはフィリピン沖で発生し日本列島に接近してくるのが普通ですけども、今回は日本近海で発生し、台風、記憶に新しい7号、11号9号は北海道に上陸しました。

年間に3つの台風が上陸するのは初めてのことということで、大雨による被害が出たのですが、もともと北海道は台風上陸はほとんどなかったかと思えます。ことしは、熊本地震同様に、今まで想定していなかったような洪水などの被害が発生しました。

また、台風10号は、今までにない進路を進み、一旦、南に下がったかと思ったら再び北東に進路を変え東北地方に上陸し、岩手県に甚大な被害をもたらしました。

被害に遭われた方に対しまして改めてお見舞いを申し上げます。

このような最近では、地球温暖化という海水温の上昇により、台風や梅雨時期の雨の降り方が変わってきているかと思っております。いつもは、梅雨の終わりきるころに大雨が降り、洪水などの被害が出て、いわく、梅雨が終わるといふケースが主だったんですが、ことしの6月の梅雨時期においては、ゲリラ豪雨と言いますか、短時間に激しく降り、前議員も質問があったように、町内においては冠水などがあったということで、道路や田畑の冠水がいつもより多かったんじゃないかと思いましたが、今年の夏は、50年以来の大雨、今までにない想定外のことが多かったのではないかと思っております。

通告にありますように、このように大雨による被害についてですが、6月梅雨時期の農地、特に法面、農道の崩壊、一般道や排水溝の被害状況はどうであったかをお聞きいたします。

あとの質問については、質問席で行いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 大雨による被害対策についてということです。ことしの6月から7月の梅雨前線による集中豪雨やゲリラ豪雨により町内の主要幹線や生活道、農道など、冠水箇所が多く見られたところでございます。

一時的または瞬間的な冠水についての抜本的な解消策というのは、大変難しいところでございますけれども、町では冠水緩和を図るために、年次的に事業化をしているところでございます。

ご質問についての被害状況については、産業振興課長に回答させます。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） それでは、6月の梅雨時期の農地、農道、一般道、排水溝の被害状況について、お答えいたします。

まず、農道の被害でありますけれども、内容は農道の陥没、農道法面の崩壊、農道を舗装した陥没など7カ所で行いました。農地につきましては、法面の崩壊が3カ所、そして、吐水路の崩壊が1カ所の計11カ所の被害が発生しております。

その他小規模の補修を必要とする被害が多数発生しておりますが、原材料の支給や土地改良事業、そして多面的機能支払交付金事業の関連で対処をしている状況であります。

また、一般道や排水溝の被害等につきましては、担当部署に被害がなかったということで報告を受けております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 今、説明がありましたように、農道についてというか農業については、被害があったということで、11カ所、法面とか。これについては、例年に比べて多いの

かどうか、お伺いいたします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 例年ということですが、そういった梅雨の時期には、どうしても被害状況が発生するんですけども、特にことしの場合は、梅雨というよりも集中的な豪雨ということによる突発的な被害ということで、そういった意味では、例年より多いというふうに受けております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） ことしもゲリラ豪雨、そういうことで、例年よりはちょっと多かったような私も気がするんですけども。この前7月に、都城の土木事務所にちょっとお伺いして聞いたんですけども、都城の管内でもちょっと結構あったというようなことを聞いておりました。

先ほども述べたんですけども、今までの梅雨の時期とすると、梅雨末期に大雨が降って、それで被害が出て、それが終わるころにもう梅雨が明けるということでしたけども、まあ、今回はちょっと違ったかなという気がしとるんですけども。

この大雨でいつも浸水するところは、先ほどもあったガード下とか、植木地区とかこっちの西側の地区が多いかと思いますが、どちらかという、町長が言ったように少しずつ対策をとっているというんですけども、それにはちょっとまだいろいろ排水とかそういう鉄砲水とかそういうのについて、排水の処理とかそういうのがまた追いつかない状況じゃあるんじゃないかと思いますが、そういった被害を受けて町長はどういうふうにお考えかお伺いしたいと思います。

（「質問」「ああ」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（福永 廣文君） 堀内議員。

○議員（5番 堀内 義郎君） 濟いませぬ。ちょっと意見がかみ合わなかったかしれませんが、町長は徐々に対策はとっておるということでしたけども、今回のこういう被害があったことに対しまして、まだまだ排水とかそういう田畑の処理能力というのが間に合わないんじゃないかと思いますが、それについては、どうお考えかをお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貴 辰生君） この集中豪雨に対する排水、一時的な冠水、これについて、現場を回りまして、どこがどうなっているかということで大体把握はしているつもりでございます。蓼池方面については、年次的に大きなボックスを中に入れてまして、そこで排水処理をしよう。そしてまた、今現在、大原地区、今住宅が結構建っていますけども、そちらのほうについては、都市下水への接続という形でのボックスを入れておるところでございます。



ただ、やはり河川と住宅が立地されるところが高低差がないもんですから、一気に排水ができるという状況ではありません。そういう意味では、一時的な冠水というのは、いたし方がないと言ったらあれなんですけれども、難しい面がございます。ただ、やはり前目地区の工業団地、あの辺は、ここも一時的な冠水がありますので、年次的に側溝等の拡幅と言いますか、そちらのほうを都城市のほうから三股町と都城市の境界あたりから末端のほうから、整備をしていきたいというふうに考えています。

それとまた、よく問題になるのが、植木地区のエル辺りの冠水でございます。町道並木線のほうから水が来まして、あのあたりが冠水するというので、これについては、土木事務所とそれとまた都城市そして本町と3者で、これから対策と言いますか、それについての打ち合わせをしようというなことで、今、進めているところでございます。

それ以外にも、いろいろと冠水があるわけなんですけど、できるだけその解消に努めたいということで、補助事業等いろんな年次的に町の予算を配分しながら取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 並木地区に関しては、次の質問で回答もあったような感じですけども、さっき町長がおっしゃいましたとおり、三股のサテライトがあるところですね、競輪場の。私も通ったんですけども、7月にですね、そしたら、もう冠水で水が川みたいに流れておって、仕方なく一万城のほうへ通って迂回したというようなことがあります。

改めて通ってみると、大鷲巣への国道付近に冠水注意というな立て看板があって注意を促しているなということで、付近の人からよく話を聞くと、この地区はよく冠水するというのでお聞きいたしております。

話はちょっとそれるかもしれませんが、この前の日曜日の夜のテレビ番組ですけども、NHKの夜の9時からあった「メガクライシス」という特集を見られたかと……。ああ、そうですね。そういう異常気象に関する特集があったんですが、要するに、そういった大雨とか、そういうゲリラ豪雨っていうのは、なかなか、今度も発生頻度が高く、今、異常気象も始まったばかりだということで、もうこれは後戻りできないということでしたので、今後いろいろな被害が起こり得ることが危惧されていますけども、こういったことをNHKが放送しておったんですが、ネット上に、こういったことを放送して恐怖の声が多く上がったということが、書き込まれておりましたので、やっぱりそういった被害対策についても、今後いろいろ今以上に対策をとっていく必要があるかと思えますけども。

先ほど、ちょっと回答もあったんですけども、次に質問にはありますが、並木地区、この地区についても、路肩がちょっと崩れているということで、対応できないかということがありました。

また、ほかにも二、三件、大雨時期に電話があったんですが、山手のほうから鉄砲水が出ている、それが家のほうに入ってくるから、どうかしてくれということで、これについては、クレーピング設置とかいろいろ対処してもらって、本当助かっております。

また、長田の林道についても、雨時期になるといろいろ傷んで敷砂利等いろいろしてもらっているんですけども、それも何回かしていくうちにまたなくなってしまう。大きな舗装とかそういうことをしてもらえないだろうかということをお聞きしますけども、中にはこういう状況のような中で農家の方が、農地のほうに土砂が入ってきて、農業もしづらくなったりあるいは、認定農家のほうもなかなか舗装がしてもらえないから農業のほうを私の代で終わろうかという、そういう嘆きの声も聞いたりしますので、並木地区については座談会でもあったんですけども、この地区については、いかがかないか改めてお伺いいたします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 堀内議員、この②の質問の内容と兼ねてよろしいでしょうか。

○議員（5番 堀内 義郎君） はい。

○産業振興課長（白尾 知之君） 宮村並木地区の農地の水害対策についてお答えします。

先ほど、本年の長雨による被害ということでも報告させていただきましたけども、その中に、今回また並木地区も含まれております。

被害内容につきましては、農道法面の崩壊でございます。この地区は大雨、長雨により、頻繁に農道の冠水災害、法面崩壊が確認され、原因としましては、水路の排水許容量を超えることが考えられます。

直近の対処方法としましては、簡易的措置での対応は効果が望めないことから、並木線側から、排水許容量のアップを図るための敷設工事を年次的に講じていきたいというふうに考えております。

県のかんがい排水事業がございますので、そちらのほうに要望していきたいというふうに考えております。

また、ゲリラ豪雨を含め、想定外の雨量に対する措置を考えた場合に、並木線沿いの端末水路の排水能力とも関連することから、都城市との総合的な整備計画の調整が必要になると考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 以上、よろしくお願ひしますけども、農業とかそういう産業についても、いろいろ今まで以上な対策ではちょっと間に合わない点もあると思いますので、いろいろ県とか調整して、町長がおっしゃるように、力強い農業とかそういう、今、農業につい

でも前議員が言いましたように、高齢化といろいろ担い手不足とか言われていますので、そういった働きやすい環境づくりとか、住みやすい環境づくり、危機管理も含まれますけども、そういったことを、今後対処していただけるようにさらにお願ひしながら次の質問に入りたいと思います。お願いします。

次の質問ですが、定住促進と人口の偏在化解消についての質問になります。

町内の人口偏在化については、何回も言っていますが、植木地区西の増、東の減、長田とか宮村、梶山地区の減、中央部の山王原の空洞化、最近では、上新も含まれると思いますけども、一方、新たに、北の蓼池地区なんかは人口がふえているというということで、勝岡小学校も生徒数がふえていることをお聞きしますけども。

その偏在化を図るために、先ほどありました長田、梶山、宮村地区の過疎地域定住促進奨励金制度というのがありますが、それについての実績、いろんな期間がありますけども、最近の実績でいいですので、どのような効果があっているかをお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 先ほど、6番議員から過疎地域定住促進奨励金制度に関するご質問がありまして、概要については説明いたしましたので、実績のみお答えいたします。

最近のと言われましたけど、今、手持ちに9年度から27年度までということで実績をお答えしたいと思います。

この19年間の実績でございますけれども、小学校区別で、長田小学校区が、新築購入奨励金が7件、それから転入転居奨励金が11件。梶山小学校区が、新築購入奨励金が75件、転入転居奨励金が9件。宮村小学校区が平成18年度からとなりますけれども、新築購入奨励金が60件、転入転居奨励金が9件となっております。全体では、新築購入奨励金が142件、額といたしまして1億890万円。転入転居奨励金が29件、額といたしまして305万円となっております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 今ご説明がありましたように、過疎地域定住促進奨励制度については、いろいろと効果が上がっているかと思っておりますけども、8月の臨時議会において、長田地区、僻地保育園についても、今後、維持するのかどうかということで、維持するということで、要するに過疎化を抑えることが大切ということで、残すということでこういうことによって、少しは歯止めがかかるんじゃないかということが期待されているということになりましたけども。

過疎対策については、奨励金制度のほか、ほかの要望として、宅地の造成でも対応したということで、要するに開発公社が入って梶山地区ですか天神原、あと、宮村地区の眺霧台といろいろ

開発公社で宅地造成してそういった効果が上がっているということでありましたが、その後、宮村の小鷺巣地区においても、こういったことが過疎を抑えるために宅地の造成をしてほしいということで、平成26年でしたか、協議会が発足したということを知っておりますけれども、この協議会の進捗状況についてはどうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 平成26年12月に宮村地区過疎対策協議会会長、小鷺巣自治公民館館長、宮村地区自治公民館連絡協議会会長及び小鷺巣過疎対策委員会会長の連名で宮村地区、小鷺巣地区の過疎防止の施策を求める陳情書が提出され、ことし2月には具体的に小鷺巣地区で候補地を選定した宮村・小鷺巣地区過疎対策活動報告書が提出されたところでございます。

このことについては、関係課で小鷺巣地区が選定した候補地を確認いたしまして、協議したところでございます。課題もあると考えられることから、地元での検討調整をお願いしているところでございます。

なお、町が宅地分譲するには、まずは土地所有者の同意を初め、地域の理解、協力が大前提でございまして、それを受けて全体の事業費や開発行為に関する協議、小学校や保育園の受け入れ等の調整等を行っていくことになり、今後、小鷺巣地区と連携をとりながら慎重かつ計画的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 今の答弁の中で、ちょっと課題があるということがありましたけれども、具体的に何かわかったら教えていただきたい。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 一つは、不整形地だというのが一番大きいと思います。角のところを仮に隅切りで取っても有効活用ができないんじゃないかなというところが思われます。ほかには、学校からの距離が割かしあるのかなというのが考えられました。

もう一つが、北側との段差がちょっとあり過ぎて、かなり擁壁を積んでいかなきゃいけないなと、L型を積んでいかなきゃいけないなということで、事業費はどうなのかなということで、9月中には事業費を算定するというので地元にはお伝えしておりますので、算定した結果をまた地元につないで、地元での対応はどうでしたかということで、また協議を持っていこうかなというふうには考えております。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） いろいろクリアする条件があるかと思いますが、私もその件で、ちょっと自治公民館長さん、あと、民生委員さんと、いろいろ話をさせていただいたんですが、希望する土地としては、県道安久線あたりだと思うんですけども、話聞くと、公民館長さんとか

地元の方によると、ここについては、農業地帯でもあるということで、農業する方の了解もちょっと得なければいけないかなということも聞いております。

要するに、農業するといろいろにおいとか騒音とかそういうのが出てくるんですが、宅地内に、近くにおいては、そういったことも一つあるということがあります。

私としては、こういったこと、少しでも地元で解決してはもらいたいんですけども、なかなかもう話していると、そこで行きどまっているんだよということお聞きしております。余計なお世話かもしれませんが、もうちょっとこういったどっか第三者がこういったことについても入って、要するに例えば、農業しやすい土地をあっせんするなり、別な方向があればそういったことも協議していければいいかなあとと思いますが、そういったことについて、ちょっと考えがもしあれば聞かしていただきたい。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 先ほども天神原、そして眺霧台ということで2つの宅地分譲ということで、取り組んできたところなんですけれども、先ほども言いましたけれども、今までもそうだったんですけれども、地域の理解、協力というのが、まず大前提でございまして、ここまでは、ある程度地元のほうでお願いした経緯がございます。

地域からの要望事項ということで、町はその場所を選定して最終的には、そこで事業を行っていくんですけれども、そこまではある程度の道筋は地元のほうでお願いできないかなということ、今までもやっておりますので、今後、今回につきましても地元での調整というか、検討もお願いしたいなというふうには考えております。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 9月にまた地元で検討するというところでございますので、一部そういった話があったということも含めて、今後、検討の材としていただければいいかと思えます。

次の質問になりますけども、先ほども述べましたが、上新や山王原地区でも空洞化ということで、空き家がふえているということで、子どもの人数も減っているということが言われておりますが、この均衡ある発展というか人口が減っている地区に対して、空き家や定住化のための奨励措置ができないかということで、お聞きしたいんですけども、空き家とか利活用については今までも何回か意見をさせていただいたところでございますが。

3月の一般質問でも、述べたんですけども、公民館長さんが、農地の見直しですが、ちょっと話がずれますけども。農地の見直しが先ほども前議員が言いましたように行われるということでありましたので、公民館長さんを引き連れて農地の見直しの件もちょっと相談させていただきました。

要するに、宅地造成みたいなのところが大きく農地を除外してできないかということ、を以前から

言ったんですけども、国の施策とかいうことで、ハードルが高いということで、ちょっと無理だということを前回、町長のほうが答弁されたんですけども、きょうもそういった農地除外について、できないかということをお前議員が言いましたら、全くできないということはない、具体的な策があればということで、あったんですが、それについても、もちろんいいんですけども、ちょっと時間がかかるんではないんではないかなあということで、どちらかというとき空き家とかそういったほうの利活用というほうが、先決じゃないか。先決というか、早いようにできるんじゃないかと思っているとこでございまして。

空き家についても、これは三股町だけの問題じゃないということで、全国的に空き家がふえているということが言えるということで考えております。

例えば、飢肥地区では、城下町としても空き家がふえて町を損なえているということで、観光や景観を維持する上からも、町並み再生コーディネイター事業というのを立ち上げて取り組んでいるということをお聞いております。

いろいろ全国の空き家バンクということで、どれくらい空き家があるのかなあということで、いろいろ検索してみましたら、日本移住交流ナビというサイトが出てきてまして、その中に、これは一般社団法人ですか、移住交流推進機構が開設しているサイトでありまして、その中の自治体発信住まい情報というのをクリックしてみると、全国の空き家情報が紹介されております。その中で九州のほうを見ても宮崎県では、西都市、小林市、高原町などがそういった空き家情報を紹介しております。

内容については、どこどこの近い空き家とか、つくり、木造づくりなのか鉄筋なのか、築年数とか、賃貸価格などが、紹介されているんですけども、こういった情報公開を積極的にやっているということで、小林については、空き家の情報について謝礼金制度というのがありまして、要するに、空き家情報を互いに、こういう空き家があるよというのを紹介すると、お互いちょっとした謝礼がもらえるということがあります。また、空き家バンク活動事業補助金という制度がありまして——小林ですけども、移住が5年以上見込みがあると決まりましたら、家屋の改修に対して助成をするというのがありました。

このようにいろいろ取り組み方があるんですけども、三股につきましては、移住の窓口が、移住定住ナビ、そういったことでも紹介しているということでもありますけども、こういったことを含め、空き家を活用するのが人口をふやすというか、平準化するための一つの案だと思います。

そのほかにまた、奨励金制度、そういうことも過疎地域以外の人口が減っているところに対しても、差別化を図る上でも検討すべきじゃないかと思いますが、それについてはいかがお考えかお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 昨年の国勢調査においては、本町の人口は2万5,410人となりまして、前回の調査よりも610人増加し、増加率は県内トップでございました。

しかしながら、依然として人口がふえているのは都城市に近い西の町の西部に位置する地域でありまして、東部の地域または町の中のほうも高齢化、減少傾向にあるようでございます。

町は人口減少の防止策としまして、先ほどからお話しています平成9年度から小学校の複式学級が見込める長田、梶山の各小学校の地域を、平成18年度からは宮村小学校の地域を対象としまして、過疎地域定住促進奨励金の交付に取り組んできたところでございます。

質問でございます人口減少地区に対する空き家の利活用については、空き家バンクとかの取り組みやら、また、先ほどの一般質問にもございましたが、宅建協会との連携によります利活用、そういうものに取り組もうというふうに考えております。

定住促進のための今現在執行しております過疎対策奨励金は、複式学級が見込まれる小学校の地域を対象とすることを基本としておりますので、この奨励金については定住者については、現在のところ拡大というのは考えていないとでございますが、先ほど、お話がございました空き家情報、そういうバンク等に対してまた活用に対して、何らかの謝礼とか、その利用に対する助成とかそういうものは、今後の検討課題かなというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 町のホームページがあるんですが、そのトップページのほうに情報発信として、町内の方向けとか町外の方向けという2つの欄があるんです。そのバナーをクリックすると、私はちょっと内容は変わらないかなというような気がして、そういったホームページについても、こういう空き家があるというようなことを紹介して、いろいろ町内外に発信して、いずれは都会から帰省してとか、Uターンとか定年になって住みたいという一つの情報発信として、そういうことができれば、家を建てるよりはちょっと空き家をリフォームしてのほうが、安く上がるかとそういった情報発信とか、そういったことも大切かと思っておりますのでよろしかったら検討のほうお願いいたしたいと思っております。

次の質問に入りますが、このことについても、ちょっと今回は前議員とダブる件が多いんですけども、三股町の公共施設等総合管理計画についての質問になりますけども。

人口減少及び少子高齢化の進展に伴い、社会環境の変化に対応していかなければならないということでもあります。そのためには、今の公共施設の総量や提供されている機能等について見直す必要があるということが言われておりました。これは言われております。

これを見ると、先ほど議員がありましたように、県内においては、三股町では保有量が一番多いということで、人口構成についても老年人口の増、生産年齢の人口の減、年少人口の横ばいなどという統計が出ていますが、これも確かなものかと思っておりますけども、8月にはありましたよう

に公共施設等問題講演会がありました。

その中で、ある会社がアンケートを実施しましたが、そのアンケートの結果と今後の公共施設のあり方をどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、お答えいたします。

まず、町民アンケートの結果についてですけれども、町民アンケートにつきましては、20歳以上の方から2,000人を抽出いたしまして、そのうちの605名の方から回答をいただいたところであります。

公共施設の施設サービス面においては、7割前後の方が普通以上ということで評価をいただいたところです。今後の公共施設の整備や管理運営については、施設の役割や利用状況等を評価し、ニーズや財政状況に見合った内容に減らすべきとの意見が多かったところです。

また、優先的に改修を行う必要があると思う施設は、という問いに対しましては、学校教育系施設が最も多く、今後の方策としては、複合化、共同運営、長寿命化、民間委託で実施すべきとの意見が多かったところでありました。また、使用料の見直しを実施すべきじゃないという意見が多い結果となりました。

アンケートの結果については、今後の公共施設マネジメントを進めていく上での参考にはさせていただきますと思っております。

なお、今後の公共施設のあり方については、人口減少や高齢社会などの社会環境やニーズの変化に対応していく必要があります。また、公共施設は、それぞれの地区の地域振興の拠点施設でもありますので、地域性も配慮しながら検討していく必要があると考えております。

今後も持続的な町民サービスの確保、提供、次の世代に過度の財政負担を残さない施策を行うために、施設の複合化や統廃合も含めて、今後、公共施設等の整備及び管理運営を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 6割の方が減らすべきということですが、これは前の資料をいただいたんですけども、3月の施政方針の中で児童館について統廃合をしてるということで、新しくつくったり統合しながら進めていくということでした。

いろいろ今後の財政状況からすると、サービスは維持しながら管理費とかいろいろ抑えなければならぬということを言われております。

先程も町長が前議員に対しては、町営住宅は統廃合をするということを言われました。また、それによって、次の世代の財政負担にならないような進め方をしなければならないという回答で



ございました。それに伴って、以前、三股の人口については、まだ幾分かはふえているということです。以前、塚原住宅の建てかえとか、今、射場前住宅の建てかえをやっているんですけども、こういった人口減については、ちょっとは公共施設というか町営住宅なんかは考えていかなければ、全く使わないってことじゃあちょっとあれかなと思いますが、統廃合を含めながらなるろうかと思っておりますけども、今、問題になっているというか、五本松住宅についても、いろいろと今まで意見が出てきたんですが、調査中ということで、住宅のほかに体育館とか介護施設とかそういうのも考えられるんじゃないかということが言われておりますが、こういった公共施設の見直しとかあわせて、五本松住宅の件についてはどうお考えかお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 五本松、榎堀第4、射場前団地の3団地の建てかえ施設として、仮称でございますけれども、東原団地A棟及びB棟、70戸の建設を計画しており、今年度はA棟の実施設計に着手したところでございます。

今後の計画につきましては、平成29年度に（仮称）東原団地A棟の建設及びB棟の実施設計、平成30年度にB棟の建設となり、入居者が新団地または他の町営住宅へ完全移転後に、五本松団地を取り壊す計画でございます。

取り壊し後の五本松団地跡地の利活用については、今まで、議会でも複数の議員からご質問があり、同じような答弁になりますのご了承願います。

五本松団地のエリアは、町の中心部に位置し、スポーツ、運動施設、主要施設や福祉施設、文化施設、会館、図書館などの文化施設等にも近いことから、この2.1ヘクタールのまとまった敷地を今後どのように有効活用していくか、中心市街地の活性化を図る上で大変重要であると認識しております。

跡地利用につきましては、現在入居されている方々の今後の生活を最優先に考えながら、これから具体的な協議を行っていく予定であり、議会を初め住民の皆様のご意見などを伺いながら、中心市街地の活性化につながる活用策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） いまだ今検討中ということで、理解しているんですけども、課長がおっしゃるとおり五本松住宅については、町の中心部にあるということで、周りも商店街とか図書館とかいろいろ、環境的に大変住みやすいところ、また、利用によっては町の人口をさらにふやす起爆剤というかそういったことでなるろうかと思っておりますので、それで、今後の財政状況とか考慮しながらつくらなければならないと思いますが、むやみにつくってもいけないということで、それを見極めが必要かと思っておりますけども、いわゆる、町長がおっしゃったように次の世代に財政

負担のないようなつくり方というか施策が必要かと思っておりますので、十分まだちょっと時間があるかと思っておりますので、検討しながら進めていただければいいかと思っております。

次の質問になりますけれども、避難所の件ですけれども、2地区分館ですけれども、この件については、耐震長寿命化すべきじゃないかということで、3月に特定公共建築物について耐震化されていないところが3カ所、分館と児童館、あと、勤労者センター。それが今計画に上がっているということで、お聞きしましたが、先ほどの公共施設管理計画状況に3月議会においては、検討するとありましたが、この一次避難所となっている2地区については、町長もいろいろ何回か分館については、壮年の総会とか集会の場に出向いてはいただいて、ご存じとは思いますが、いろいろまだ活用がされている公共施設だと、私は認識していますけれども、そういった公共施設に対して統廃合ということは、いろいろ出ていますけれども、それについて2地区もこういったことに当てはまってしまうのかというのを危惧しますが、そういったことはどうなのかお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 避難所となっている2地区分館の耐震長寿命化ということです。

2地区分館については、ご指摘いただきましたように現在避難所となっておりますが、耐震診断自体は実施していないところであり、耐震の有無というものはまだわかっていないということころでございます。

これまでと同様、分館としての存続か、または多用途としての有効活用を前提とすれば、耐震化に必要性があるものと思っております。

今後、三股町公共施設等総合管理計画を策定して、来年度以降、個別計画を策定する中で、2地区分館のあり方を検討していく必要があると考えております。

それまでは、災害の状況によって、隣接する第2地区交流プラザや周辺の避難所を活用していきたいと考えております。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 2地区においては、先ほどありましたように二次避難所が交流プラザ、三次避難所が中学校体育館となっておりますが、最近、想定外の状況というか地震とかそういう災害が発生しないとは限りませんが、もし、2地区が全世帯避難しなければならないとなれば、二次、三次避難所だけでは、受け入れられないかなあと、もし、長期化した場合も考えて、ちょっと不足するんじゃないかと思っておりますけれども、一次避難所である2地区公民館については、いろいろまだ会場とか使われる回数が多いですので壮年の総会とか、サークルとかありますので、ぜひ、統廃合のあれに入らないように、すぐには言いませんけれども、ぜひ、長寿命化していただくように私の側からもお願いしながら、長田地区の保育園ではありませんけれども、

やっぱり過疎化の対象になっていくかもしれませんので、そういうことも含めてよろしく願いしながら、この件は終わりたいと思いますが。

次の質問に入ります。木造耐震化補助制度についての拡充になりますけども、8月付の新聞によりますと、国土交通省は住宅の耐震改修に対する補助金を30万円上乘せするという方針を固めました。

熊本地震では、耐震化が不十分な住宅の多くが倒壊、全国的な耐震化率は80%、2013年に現在ですけども、推定されておりまして、目標の95%達成に向けて、支援を追加し、改修を急ぐ必要があるということが理由と書いてあります。

これに伴って、町のほうでは、耐震化について補助制度、耐震化促進事業補助金という要綱がありますが、それとあわせて今までの熊本地震以降を含めて申し込み件数とすると、こういう状況の緩和をどのように促進していくのかお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 木造住宅の耐震化についての今までの実績ですが、まず耐震診断の受診状況ですが、先ほど28年度のおっしゃいますけど、平成17年度から制度を開始されまして、この耐震診断は、平成27年度末までに63件の診断を行っております。

また、耐震改修工事におきましては、平成23年度から制度を開始されまして、同じく昨年度末までに、4件ほどの改修工事への補助を実施しております。そして、昨年10月に制度を開始しました耐震設計の補助におきましては、今のところ申請はございません。本年度は、耐震診断の申請を、今8件ほど受けております。そして、現在のところ3件ほど、診断が終わっているところでございます。

どのような条件緩和というところなんですけど、現在の実施している制度なんですけども、木造住宅耐震診断改修事業を耐震設計基準が改正されました昭和56年5月以前に着工された木造住宅に対しまして、耐震診断、そして耐震補強設計、耐震改修工事について、費用の一部を補助するものでございます。

まず、耐震診断ですが、宮崎県の木造住宅耐震診断士が1棟当たり6万円で診断を実施しまして、費用は自己負担10分の1の6,000円で残りが公費負担になります。

次に、耐震補強設計ですが、耐震診断を実施したもので、診断結果、上部構造評点が1.0未満のものが対象になりまして、補助額は設計に係る費用の3分の1以内または、10万円のいずれか、少ない額となります。

次に、耐震改修ですが、同じく耐震診断を実施したものを改修工事をするものを対象となります。耐震結果の評点が0.7未満のものを1.0以上まで改修する工事は補助対象経費の2分の1以内または75万円のいずれか少ない額になります。また、耐震結果が0.7以上、1.0未満

のものを1.0以上まで改修する工事を補助対象経費の3分の1以内または50万円のいずれか少ない額となります。

先ほど議員がおっしゃいました8月23日の宮日に載っていました耐震補助30万円上乗せというこれにつきましては、これは県のほうからちょっと文書が来ておりまして、8月23日付宮崎日日新聞等で住宅の耐震改修に対する補助金の上乗せに関する報道がありましたが、一般の方が誤解を招くおそれがあるような内容であったことから、改めてお知らせしますということで、これについて30万円の上乗せがあるという制度の補助事業が大きく分けますと、期間事業と効果促進事業という形で耐震補強工事の補助があります。普通のこの30万円の上乗せがある事業につきましては、現在、国と地方が23%の補助、そして消費者が77%を支出している事業に対して30万円の上乗せをする事業でございます。

本件は、全て国が25%、あと県と町が12.5%ずつということで、補助金が50%、現在の所有者は50%の支出になっております。

今回の30万円の上乗せがあった場合、宮崎県外のところの制度につきましては、補助金が43%の所有者が負担が77%から57%へ軽減されるという制度でございまして、宮崎県については、先ほど申しましたように、もう補助額が高いところにいるというところがございます。

拡充と言いますか、これは、ことしの6月10日の宮日新聞の中で住宅耐震化補助の拡大ということで、先ほど私のほうでそれぞれに評点に対して補助額が違いますよというところで、上部構造評点の0.7未満という評価を受けますと、倒壊する可能性が高いと。0.7以上1.0未満の場合は、倒壊する可能性があるというふうな判断がされます。

今回、県のほうが拡充と言いますか、今回の熊本地震を受けまして、木造住宅耐震化の促進について、壁や屋根などの部分的な改修を一定の耐震性能の確保できるなら補助対象となるように拡充しようということで、先ほどの6月の宮日新聞でありますように、国や市町村と調整を進めてきた結果、段階的改修工事として、第1段階に0.7未満を0.7以上まで、1までじゃなくて0.7以上まで改修する第1段階に対して、補助対象経費の2分の1以内、45万円のいずれか少ない額をと。第2段階として、それをまた1.0まで以上とする改修工事に対して補助対象経費の3分の1以内または30万円いずれか少ない額の補助ができるように改正手続きを、今、行っているところでございます。

利用の促進とそこ辺につきましては、本年度、毎年ホームページや回覧等で掲載しておりますけれども、ことしも地区座談会等で、全地区で一応説明させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） ちょっと細かい数字が出てきて、理解しにくかったんですけど、詳しいことはまた改めてお聞きしたいかと思いますが、要するに今回発生した熊本大地震あるいは阪神淡路大震災において、木造というのは倒壊が多かったんですけども、木造づくりというのは、本当に地震に弱いということが風評被害というかそういったことが言われてきました。最近はいろいろな技術が革新して、串間市の会社が、CLTという工法というので、直方する板を張り合わせて強度を高くしたり、断熱性に強い木造建てを推進しているんですけども、そういった風評被害によって木造の、木造っていうか林業の影響が出ないように、都城地区は木造とかそういった産業も地場産業でありますので、そういったことも踏まえて、いろいろ条件緩和とか県のほうと連携していただければいいかと思いますが。2020年の東京オリンピックにおいても、木造づくりの施設になるということで、決まりましたので、そういったことを踏まえて、今後も林業発展のためにも、貢献していただけるようお願いしながら、以上ちょっと長くなりましたけども、今回の一般質問を終わりたいと思います。よろしく検討をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（福永 廣文君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了いたします。失礼しました。残りの一般質問は、明日9日に行うことといたします。

---

○議長（福永 廣文君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午後3時55分散会

---

議事日程(第3号)

平成28年9月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(11名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
3番 福田 新一君	4番 池邊 美紀君
5番 堀内 義郎君	6番 内村 立吉君
7番 福永 廣文君	8番 指宿 秋廣君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	

---

欠席議員(1名)

12番 桑畑 浩三君

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 出水 健一君	書記 矢部 明美君
	書記 谷口 光君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	副町長 .....	西村 尚彦君
教育長 .....	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長 .....	黒木 孝幸君
企画政策課長 .....	大脇 哲朗君	税務財政課長 .....	鍋倉 祐三君

町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	内村 陽一郎君
産業振興課長	……………	白尾 知之君	都市整備課長	……………	兒玉 秀二君
環境水道課長	……………	西畑 博文君	教育課長	……………	渡具知 実君
会計課長	……………	山元 宏一君			

---

午前10時00分開議

○議長（福永 廣文君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（福永 廣文君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問をお願いいたします。

発言については申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位6番、福田君。

〔3番 福田 新一君 登壇〕

○議員（3番 福田 新一君） みなさんおはようございます。発言順位6番、福田です。私の今回の質問内容は、きのう一通り出尽くしました。同じ質問は無駄ですので、できるだけ避けたいと思います。しかし、同じ質問でもきのうの答弁に対しさらに深く、または角度を変えて、そして、いかに成果を出せるかという気持ちで、企業感覚で質問していきたいと思っています。

議員になり、町民のある人に教わりました。「議員もいろいろあってな。国会議員に背中がかゆいと言えば上着の上からかいてくれる。県議員に言えば、手は突っ込むけど肌着の上からかいてくれる。町会議員は、背中がかゆいと言えば手を突っ込み直接肌をかいてくれる」各議員の立ち位置をわかりやすくあらわした話だなと思いました。議員になり1年半が過ぎ、おかげさまでかゆい報告に恵まれております。

町議会は、町民全体の幸福のためにどうあるべきかを話し合い、三股町意思を決定する機関であると思います。執行機関である町長及び行政機関とお互いに協力して、町政を運営していくのが本来の姿であります。

今回、私は一般質問においてのテーマを「三股町の将来像、自立と協働でつくる元気な町三股の本質とは何か」。もう1回言います。私は、今回の一般質問においてのテーマを「自立と協働でつくる元気な町三股の本質とは何か」にしました。町民の皆さんの意見を吸い取り、原点に立ち質問していきたいと思っております。

それこそきのう話に出ましたけども、先日、三股町総務課主催で、宮崎大学地域資源創成学部、桑野斉教授を迎え、演題「地方自治体における公共施設マネジメントの展開ポイント」を、町長を初め、執行部の中心的な方々、そして自治公民館長の方々と一緒に学びました。このときの資料を手元の資料、1ページ、2ページ、3ページにつけました。「従来は公共施設に必要なのは管理だった。管理とは、現状を維持することであったが、ところが今日では管理だけではやっていけない。これからはマネジメントでないといけない」という話がありました。「マネジメントとは現状維持プラスアルファ。では、このプラスアルファとは何ですか」と後日、教授に直接確認してみました。このアルファとは、項目で上げると次の5項目だということでした。1. 無駄、無理をなくす効率化、2. スペースの有効活用、3. 今のライフスタイルにあわせ資産価値を上げる、4. 必要な資源を確保する、5. 情報収集、この5項目をアルファとして上げられました。マネジメントイコール経営だということです。これは、あくまでも基本形であって、三股町だったらと置きかえていく必要があります。

今回の講演会は、五本松団地跡地活用問題に大変タイムリーなテーマだと感じました。

先日の桑野教授の講演内容をお聞きになり、これを五本松団地跡地活用にあてはめるとき、町長、どのような感想をお持ちでしたか。

この後の質問は質問席から行います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。ただいま「自立と協働でつくる元気な町三股町」こちらの本質、原点に迫りたいというお話でございました。本当に町民とともに行政と連携しながら力強く前に進めていきたいというふう考えてます。そういう中で公共施設等総合管理計画についての講演会が8月に開催をしました。その中で、これからの公共施設のあり方、そしてマネジメントについて学んだところでございます。

今後の公共施設のあり方としましては、人口減少、そして少子高齢化社会の到来を踏まえまして、身の丈に合った量の適正化、必要な施設の長寿命化、民間の力の活用、広域的な観点などから検討することが必要であるというお話がございました。まったくそのとおりだというふうに思っております。

この点からしますと、今回、町が計画しております3つの町営団地の整理統合は、時代の趨勢にのっとった時機を得たものというふうに考えております。

そして、五本松団地の跡地活用につきましては、位置的にも面積的にも中心市街地の活性化を図る上からも、大変重要な場所というふうに認識しているところでございます。ただし、箱物につきましては、公共施設等総合管理計画の趣旨を踏まえまして慎重に検討することが重要と考え



ています。このようなことから、副町長を中心に検討機関を設置し、まずは内部で協議するよう指示しておりますので、副町長から回答させます。

○議長（福永 廣文君） 副町長。

○副町長（西村 尚彦君） それではお答えしたいと思います。

ただいま町長のほうから、五本松団地の跡についての基本的な考え方があったところです。町長が言いましたように、まずは役場内部で組織をやって検討していこうということでございます。といいますのが、実は二、三年前に内部で1回、五本松団地の跡地というのを、財源とかいろんな考えでどういう活用がいいかってことがあります。ただ、そのときはもうさまざまな意見が出てきました。当然、個人個人の意見ですからホテルを建てたほうがいいとかショッピングをつくったほうがいいとか、もういろんな制約もなんもなしに出ております。やっぱりそういう中では、なかなか、例えば町内の店を全部1カ所に集めたらどうかとかゆう話もありましたが、ただ、逆にそうすると、じゃあ今まで地域にあるお店があることによって便利なのが一挙に集まると困るとか出てます。そういういろんな意見も出まして、それともう一つは公共施設等総合管理計画、いろんな施設の今後を見越していろんな統廃合も含めたところを考えないといけないということで、今回、内部で検討してきたということです。当然、その後、内部でもんだ案を、例えば外部有識者を入れたいろんな検討委員会とか、あとは例えば地区座談会で持って行ったりとか、当然、議員の皆さんも地域の代表ですから議員の皆さんとのやりとりとか、まだ詳しくは決まっておられません、まずは内部のほうの組織をつくりまして、どういったアプローチがいいのかというのをまずたたき台をつくりまして検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） おおよそ今までのプロセスなんかちょっとわかりました。

引き続き、町営五本松団地跡地をどのようにしていくかという質問の中で、恐らく今の話でもありましたように具体的な構想、日程はこれからだと察します。傍聴席の資料に五本松団地の位置関係がわかりやすい2枚のプリント入れました。4ページ、5ページです。その図にありますように五本松団地を中心にしたときに、周りにどういう位置関係にどういうものがあるという図示と、それと航空写真が5ページにあります。これだけの敷地があるというわかりやすい図を2つ入れました。敷地面積2.14ヘクタール、本町中心部であり、将来の三股町発展を左右する大きな鍵と言えると思います。決して、今副町長の話にもありましたように後戻りするような築地市場のようなことがあってはならないと思います。築地市場はどんなことかといいますと、ある程度予算かけて走ってからちょっと待てということで、またゼロに戻ってもう1回やり直しと、そういうふうな内容で進んでおります。このようなことがあっては損から損だと思えます。

そこで、当然ここでさまざまな方向から検討の検討が必要だと思います。副町長の話にも今ありましたように、自分なりに検討項目というのを上げてみました。1つ、本町に将来必要なものは何か。現在なくて不都合だなと感じてるものは何か。2、本町の特徴は何だろう。文化的に人材的に、また環境的に、特産物、ここら辺から本町の特徴は何だろう。3番目、これは町長の話からもありましたとおり、本町の動向を見据える。人口の動向、少子高齢時代の到来。4、本町の目指す将来像を明確化する。このような項目を頭に入れて検討はされなくてはならないと思います。

まず、町営五本松団地跡地活用に検討する組織的な取り組み、この内容をきのうにおいてはまだ決まっていないということと、それと、再度、今副町長のほうからは、まず内部で組織してそして次にというようなプロセスをおっしゃったんですけども、そこもう1回、要するにそれを構成していくメンバーに対しての考え方というのを、ちょっと整理していただきたいかなと思いました。

まずは内部的にというところ、そして次に、どういった感じで――要するに、あくまでもこれ私は、この五本松団地の跡地というのは三股町に投げられた大きな応用問題のような気がするんです。こういう条件でこういう位置にありますよ、三股町は今どういう状況にありますよ、将来どう見えますか、さあこの問いの中から皆さんどうこういう問題を解きますかっていう、そういうのを投げられた気がするんです。それでこそもう1回メンバーの選択過程についてお聞きしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 副町長。

○副町長（西村 尚彦君） それではお答えしたいと思います。

今、福田議員のほうから大変いいアドバイスをいただいたと思うんですが、先ほど言いましたように、当然、内部の組織というのは今からどういう組織というのは考えると思いますが、今言われた、例えば必要なもの不要なもの特徴的なもの将来の、その辺を、まずは事務レベルで精査しまして、どういう観点でまずこの計画についてもっていくかっていうのを整理した後で組織をしていきたいと思います。というのが、先ほども話しましたように、前回やったときに役場の若い年代層――比較的若い年代層、20代、30代を入れまして、若い職員の考えがいいと思うということで集めておりました。ただ、今言われましたようにいろんな将来像とか不要なものとか、特に今回は公共施設等管理計画もありますので、そういうところを総合的に考えた上でやらないと、人というものは無責任に、例えばプールがいいとかグラウンドがいいとか、それは勝手がいい部分がありますので、やはり、町としてはその辺をまず整理しまして、今言われました5つの点が特に重要になってくると思います。その辺を整理していきながらそこが固まった上で、次に町内部の人選をやる、そこでたたき台をつくる、それから、例えば外部等の検討委員会をつくるほ

か、または地区まで行って話すのかというのは整理をしていきたいと考えております。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） あまり最初からルールを引いてしまうと、座礁に乗り上げたときに道先が見つからなくなるといいますんで、そこら辺はちょっとフレキシブルに、あんまり自分でかたくなに入らないでフリーに周りの意見聞かれるのもいいかなとそういうふうに思います。

この前桑野先生の授業であった資料の3ページ、ここに非常に参考になるのかなと思ったんですけど、やはり、公民連携というのが今後必要になってくるんじゃないかなと強く思います。その3ページの資料を見ていただくと、「民間の力を最大限に活用してマネージメントを展開する」とあります。図まで入ってますけども、その図というのが横軸に資源と手法、縦軸に水準、左のほうが公共施設マネージメントに投入可能な公的資源、手法は限界、そして、右に移ったのが、要するに右のほうに入ると、民間の資源、手法、これがそこをずっと埋めていって全体的に水準がここまで平均的に上がっていきますよと。その資源、手法的に情報、スキーム、資金、ネットワーク、人材、その他ノウハウということでこれに書いてあります。非常にわかりやすい図じゃないかなと思います。こういうのを見ると、やはり、公民連携というのは頭に入れとったほうがいいと思います。そういった意味では、私、以前の一般質問で言いました岩手県の紫波町、あの辺とかゆうのは非常に三股に条件が似たとこじゃなかったかなと思います。そういった公民連携の先進地を見つけるという案はどうでしょうか。例えば町長、視察に行くとかそういう計画があれば教えてください。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回文教厚生委員会、そちらのほう総務厚生（「文教厚生」と呼ぶ者あり）文教厚生ですね。そちらのほうが今度岩手県のほうの紫波町のほうに、オガールですかね。そちらの視察に行くということで、非常にタイムリーに、大変いい計画だなというふうに感じました。また、遠野市のほうでも文化財等を研修に行かれるということでございますが、私もことし、ちょっとプライベートで紫波町のほうに寄ってきました。すばらしい歴史資源の開発、そしてまた民間を活用した複合施設というような形でまちづくりがされております。そういう意味合いでは、本町でもまちづくり会社、都城でもつくりましたけれども、ああいうまちづくり会社、民間、行政、そしてまた学識経験者を入れての会社づくり、そして、そこが基本的にこの地域をどうするかと、そういうふうな具体的なものを資金面から事務的面からを考えるという会社設立というのも今後視野に入れていくべきかなと。先ほど副町長が言いましたように、まずは行政の中でいろいろもんでいきます。そして、その次の手段として会社設立、そしてそういう大きなプランとか、そして資金面としても町民を巻き込む、また、いろんな事業所等を巻き込むところの財源確保が大事かなというふうに考えています。町はあまりお金ありませんので「（ああそう）

と呼ぶ者あり」そういう意味合いで、やはり、町民全体的な一つの大きなプロジェクトとして進めていきたいと。ここにありますように日南市のほうが、これは28年12月、今年12月にオープンする予定ということで聞いておりますけれども、上のほうがマンションになって下のほうが子供支援施設とか子育て支援とか健康づくりとか医療とか福祉とか、そういう複合施設だというふうに聞いています。そういうのも近くにございますので、勉強しながら本町には何が必要なのか、そして、どういうふうな将来を目指すのか、そこで何をするのか、そういうのをいろいろと議論しながら本当に三股町に合ったすばらしいものをここで提案して行って、町民の理解を得たいなというふうに考えてます。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 一応資料の説明までしていただいてありがとうございました。やはり、「自立と協働でつくる元気な町」と、これがやはり原点だと思います。

おおよその日程を含んだ計画的なスケジュールとかゆうのはどういう状態にあるのでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 昨日5番議員の質問でお答えしましたとおり、平成30年度までに射場前団地など3団地の建てかえを計画しているところでございます。

跡地活用につきましては、入居者の方々の今後の生活を最優先に考えているところでございます。

このことから、素案作成のための役場内の専門部会は早急に立ち上げて協議してまいりますけれども、次の段階の協議につきましては、建てかえの状況や入居者の意見、状況を見ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 今課長からもありましたけども、今住んでらっしゃる方々の都合で日程が延び延びになったりということは、ちょっと2万4,000人の町民からすると大きな問題だと思います。かといって強引にということはできないでしょうから、そこは、やはりしっかり日程を決めて、何でも夢に日付をつけたら目標になるといいます。逆に言えば、日付を振らんやったらいつまでも実現しない夢だけに終わりますので、ある程度その日程をしっかりと決めて、それこそ町長の口癖でもありますスピード感を持って、これをこういう気持ちで、やはり目標をもって、せめて解体の日にはここというおおまかなそのポイントだけはスケジュールの中に織り込んでいかないとずるずるになってしまうと思いますので、ましてや何かをやるというときには、そういう大きなスケジュールがあって一つの大きな区切りをつけて、それに合った全力で全員でそれをクリアするというそういった勢いも見せない、大変大きな問題かもわかりませんが、移住者に立って見て、日程が町の大きな計画がずるずるなるということは、ちょっと問

題じゃないかなと私は感じます。

次の問題にいきます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略において直面する問題に人口減少、地域力の低下があります。これに対する具体的な対策を地域の人々の生の声をもとに考えます。

これは、2地区住民の一つの事例です。きのうも出ましたが、農振の問題です。近くの自分の土地に家を建てようとするが、農振にかかり建てられない。「地元に戻って家を建てて地元で暮らそうという思いの人に対しては、具体的に確実に迎え入れられるような舞台を提供してやりましょう。よし、地元に戻ろう、三股に住み続けようと思う人には優先して舞台を提供します」と地域の後継者不足を制度上で救済できないものかなと。2地区の地図ですけども、色分けしてある農振地区と農振外のところがあるんですが、この地図から見ても、本当に農振外というのは2地区にはほとんどないんだと、これを見てつくづく思いました。2年後には、きのう産業振興課長からもありましたように、農振を見直すときがきますよと聞いております。現在、農振についてどのような見直しを考えておられますか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） きのうのご質問にもございました農業振興地域の見直し、同じような回答になるので申しわけありませんけれども、繰り返しになりますが答弁とさせていただきます。

ご承知であろうと考えますけれども、農業振興地域について説明をいたします。

この制度は、農業の振興を図るべき地域を明らかにするとともに、土地の有効利用と農業の近代化を計画的に推進することを目的としております。農業振興地域計画がおおむね10年先を見据えた計画でありまして、この中に、今後農業用に活用する農業用区域と非農業用の区域に区分をいたします。

なお、市町村は、農用地等の面積、農業就業人口、計画の達成状況などの見直しに必要な項目の現況及び将来の見通しについておおむね5年ごとに調査を実施し、社会情勢の変化に適切に対応できるよう農業振興地域整備計画の見直しができるものとされておりまして、本町ではこの見直しを平成30年に計画しているところでございます。

先ほどお話がございましたけれども、UターンとかJターンとかゆうような形で住宅をつくりたいというお話等があった場合は、産業振興課のほうで一般管理という形で——全体的な見直しではなくて一般管理という形で個別対応をいたしますので、その立地場所によりまして、要するに農業の阻害にならないような場所であれば、そしてまた具体的な、そして広いところ、代替地がほかにないとか集団性を壊さないとかいろいろハードルがございましてけれども、そういうものをクリアすれば立地は可能というふうに考えてますので、あと詳しく産業振興課長のほうから回答させます。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） それでは、私のほうからのご説明申し上げたいと思います。

今回の質問の趣旨につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の産業、雇用及び地域生活に関連して人口ビジョンを達成するための一つの施策手段として農業振興地域整備計画の見直しに対するものとしていただいておりますので、それに対して回答させていただきます。

先ほど町長が述べましたとおり、農振整備につきましては農業の健全な発展を図るための地域を指定するものですので、基本的にその用途以外での利用はできないことになっております。しかしながら、社会情勢の変化に適切に対応できるための農業振興地域整備計画の見直しであることから、町、または集落の抱える諸問題を絡めて本町の目指す人口ビジョンを達成するための方策を整備計画に反映させ、協議検討することは可能と考えております。例えば、農業振興地域整備計画からの除外による住宅用途や工業用地などがありますが、除外に当たっては計画の具体性や実現性が問われますので、慎重に計画的に検討する必要があると考えております。

以上お答えとします。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 農振の壁はなかなか取り除けない困難な問題だと認識していましたが、きのうの話、きょうの話聞いてますと、個別案件とか具体性があれば農振除外、申請可能ですよと理路整然と説明される町長を見て、農振除外を申請するほうが、かえって自縄自縛になっていたような気がします。事情を産業振興課のほうに相談すれば道は開けると確信しました。大きな一歩だと思います。整理しますと、地域活性化に農振が邪魔してる部分がありますよ、農振の見直しが地域の後継者不足対策につながりますよ、そこら辺をにらんでの今回の農振を見直そうという、そして、また、実はこういう事情があるんだという個別的に、または具体的にあったときには産業振興課のほうに相談すれば道は開けていきますということで、大きな前向きな一歩を確信いたしました。

続いて、これもかゆい物件の一つですが、本来三股町の基幹産業と言えば農業です。そこで、農業に対し、いかに効率よく農業を営めるかということで、農業優先の区域を決めたのが農振だと認識しています。農振に対する理解を深めなければいけないという問題もあります。人が2人以上一緒に生活を始めたら、そこには倫理が必要です。人として守るべき道「道徳」が大事です。農業を推進する土地であるという理解、そういうところに住んでいるという理解、これが必要だと思います。もう1回言います。

農業を推進する土地であるという理解、そして、そういうところに住んでいるんだという理解、これが必要だと思います。こんなことがありました。私もお米を少しつくったり野菜をつくったりしています。民家の中で堆肥を振ったりすると臭いとクレームがきます。すぐに耕さなければ

なりません。先日、田んぼのあぜを払っていると、泥が家の壁に飛んでいるとクレームです。当然、相手の立場もわかります。私のようなごく小さい農業でさえこんな状況です。だから、専業農家の方が効率よく仕事ができるように農業振興地域——要するに農振が設定されているのだと確信できます。ところが、農振区域なのに道路にトラクターのタイヤから土が落ちているとクレームがついた事例もあります。都城のど真ん中に住んでいるわけではありません。それやったら話は別ですけども、道路に落ちる土を気にして効率よい農業ができるものでしょうか。農業を営む人と農業しないでそこに住んでいる人とは、互いの歩み寄りが必要です。これは、通常的生活の中で特に耳にする声です。窓をあければビルだらけという風景ではなく、窓をあければ心地よい田園風景が広がっているっていうのが三股町です。大好きな将来像、「自立と協働でつくる三股」これの相互理解だと思います。例えば、広報で農振の理解を積極的に行えないものでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） ご説明いたします。

町民と協働による農地、農道の整備活動をまち・ひと・しごと創生総合戦略に絡めてお答えいたします。

関連する事業としましては、地域住民との協働による農地、水路、農道等の……。

○議員（3番 福田 新一君） 課長、それはまだ次の答えで。

○産業振興課長（白尾 知之君） いいですか。

○議員（3番 福田 新一君） そこいこうか、質問、先。（笑声）

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 今課長がちょっと先に行かれましたので、答えがあつて後から質問というのもちよっとおかしくなりますので、それはちょっと頭に置いとってください。そういった広報ができないものかというのは。

今の回答の問題にいけます。要するに農道整備の問題です。田んぼの横を流れる水の泥を所有者によって道路側に上げます。各地域で行う俗に言う溝さらいのことです。上げた泥処理についてです。せっかく舗装されている農道なんですが、資料の6ページごらんください。6ページに農道整備というタイトルで、田んぼの側溝からかき出した泥が、農道の両サイドに山盛りになり道路幅を狭くしている。左の写真です。ちょっと写り悪いですけども、要するに、その道路は両サイドの小さい草とか山がなかったら、軽トラックが十分交差できる道幅なんです。それに今度さらに雑草が生え空き缶、ペットボトルが捨てられるという、右の写真ですけどもこういう状態が多く見られます。道幅を2メートルぐらい無駄にしています。さらには、散歩する犬のふんまでがほったらかし状態となっているところも多くあります。もちろん、大量の新燃噴火の灰

も含まれています。資料の中に、次のページですけれども、先日行われた町内一斉清掃日に、地域民で道路脇の泥上げしたときの状況を写真につけています。7ページです。道路脇の側溝から上げた泥が山盛りになっていたのを地区民で運び出す町内一斉清掃日の日です。実はこれビフォアアフターで撮ればよくわかったんですけど、ビフォアを忘れてしまいましてアフターだけ入ってますけど、赤い点線でありますけども、この右のほうに下水から上げられた泥がいっぱい積ってたんです。それをこうやって取っ払って、この先には何があるかっていうとごみステーションがあるんです。だから、非常にみんなよかった、きれいになったきれいになったと非常に評判です。だから、田畑に行き来する道路が日々きれいになり有効に使えてくると、各自ごみ捨てもなくなり散歩する犬のふんも処理され、ますます町内美化が図られます。ですから、ついこの写真を見ながら農道もきれいにならないかなと思って、農道の泥をどう処理したらいいかという質問です。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 今の質問に対してなんですけど、まず道路の処理ということでお答え（「そうですね」と呼ぶ者あり）……。

この道路排水にたまる泥につきましては、非常に農地に対する堆肥としては非常に効果のあるものだと、副産物として考えたら非常に価値のあるものなのかなというふうに思います。

処理につきましては、そういった農地への還元、牛ふん、そういった堆肥等の今後による有効活用ということができるとかと思っています。こういったものを、やはり処理していくということになったときに、行政にお願いするのではなく地域の方々、畜産農家とかいろんな大型機械を持ってらっしゃる方がいらっしゃるとかと思っています。そういった方々、町民の力を借りた中での協働作業による処理の仕方というのが好ましいと思っております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 非常にこの問題について、課長も深く入ってらっしゃるかわかりませんが、流れがはっきりわかってきたんですが、実は、その話が出たときに誰に言えば解決すつたろかいねとか、昔は役場がすぐ処理してくれたよとかいろんな意見がありました。まず、言われるとおりに最初に産業振興課に相談しました。したら、いきなり、やはり、それはうちの管轄じゃない。そこの田んぼを所有する者同士で処理してくださいの一点張りです。役場は今グレーダーも持たないから——グレーダーっていうのは道路を引っ張っていくやつです。も持たないから土地改良に相談してほしいと、こうでした。そうではなくて、役場の窓口としては、町民のいろいろな相談事に対してうちは管轄外とシャットアウトするのではなくて、解決の道案内をする道しるべを出してほしいと思います。要するに、聞き出し上手になってほしいなと思います。



「〇〇のほうに相談してください」「私のほうから伺った内容を話しておきます」とかすると、非常に頼れる行政マン、行政ウーマン、また行きやすいなど、大体、行く人はみんな役場に行くとか着て行くものをやっぱ考えます。汚れて入って行ったらやっぱ失礼だし、作業服も誰と会うかとわからんということで、ある程度そういった緊張した中で行くときに、うちじゃないですねって言われると、「その内容をもうちょっとお聞かせください」ということで聞き上手になっていただいて、そして、「どこどこに行ったら私のほうから内容を話しておきますよ」と言われると、非常にまた、今の役場に非常に足を向けやすいし、頼れる行政になっていくんじゃないかなと、そういうふうに感じました。町民にとってはどの課も役場というのは同じ役場に見えるんです。どこかどの課にどの課にと言われても、やっぱ役場は一つに見えます。「自立と協働でつくる元気な町三股」です。私は考えています。もちろん相談しながらですが、専業農家でトラクターショベルを持っていらっしゃる人がおります。その人に話して協力してもらい、地域別にその田んぼ所有の人に参加してもらって、計画的に道路脇の泥上げを行っていかうと思ってます。その際、クリーンアップみまたや夏の町内一斉清掃を担当された環境水道課のほうで、せめてその泥を処理する場所、それは協力願えないでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 町内一清掃のときの、夏の町内一斉清掃及び冬の町内一斉清掃時の草刈りの処理及び泥上げをされた土の処理については、最終処分場で受け入れをしております。それ以外の個人で持ち込まれる土としては、環境保全係としてはごみとしての——土はごみではございませんのでごみとしての対応ができないところであります。これについては、都市整備課と連携をして、都市整備及び産業振興課と連携をして、受け入れ先を検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 写真にありますように、ああいった草と混じった泥、だから内容についてはこういうもんかと見ていただいてもいいんですけど、要は、私が言いたいのは、まだ私も全然進めてないです。ただ、そういうふうなことで計画して行って、初めて「自立と協働でつくる元気な町」っていうのを、やっぱ自分でも行動していかないといけないなと思ってるものですから、さっき写真に出たごみステーションまでの道路はこんなきれいになって、意外とみんなこんな喜ばれるのかと思うと、今私田んぼのちょっと汚れたあれで写真撮ってるのはどこかといいますと、文化会館の南側の道路です。文化会館の南側からずっと給食センターに走ってる道路がありますけど、あの道路から南のほうの田んぼのほうに伸びていったとこの、一番田んぼに入るとこの道路なんです。実際、あそこどげんかせんとぬさんがよ。危ねえがよという話もあつ

てからの、で考えて、何かあったら自分たちでやらないかんなど、役場何かしてくんやんよじゃなくて、自分たちも何か動いて、せめてここだけはするから協力願いたいというときに考えています。ですから、大体トラクターショベル、誰が持ってらっしゃるのはちょっと目星つけてますので、そこら辺を話して行動に移そうとしてますので、ぜひ環境水道課長と都市整備課長話し合っ、その正月と盆しかほかせがならんよじゃなくて、そういうことを計画にやるんだったら、いついつこの日程だったらここを受けますよというようなのを、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。それについては、町長。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 地域の農道、農地また排水路等、そちらのほうの環境美化、そちらの作業についてはきのうもご質問があったんですけど、多面的機能支払交付金というのを国、県、町で約2,000万ちょっと出してますので、それでその地域自体の、例えば樺山だったら樺山地区の中に約五、六百万、町のほうから一括してお金を出してますので、その中で農道等の、要するに泥上げだったら泥上げするときに機械をリースする、あるいは委託するということであり、ますので、支払いとかがその中でできますので、そういう資金を有効に活用されて、ぜひ、そちらのほうと話をしていただけると、いろんな形で町の環境美化につながるんじゃないかなと思います。また、道路等の草刈り、農道の草刈り、そういうのにも使えますので、いろんな形でご相談いただければと思います。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） わかりました。また大体誰というのはわかっておりますので話に行って相談に行くことはあるかと思えますけど、そのときはまたよろしく願いいたします。

次に、これもきのう上がってましたけども、集中豪雨対策について質問いたします。

熊本地震に続き台風10号被害、北日本、特に。

○議長（福永 廣文君） 福田君。3番目の企業誘致の進捗とかこういうのはよろしい。

○議員（3番 福田 新一君） もう、はい、いいです。

○議長（福永 廣文君） はい、わかりました。

○議員（3番 福田 新一君） 次にいきます。

集中豪雨にいきます。

○議長（福永 廣文君） はい、どうぞ。

○議員（3番 福田 新一君） 去る8月14日、本町において集中豪雨による被害が出てます。報告が届いてると思うんですけども、これはどのような報告が届いているのでしょうか。ミック松元の西側といいますか日豊本線の下ったとこ、あそこの報告が行ってると思うんですけど、どんな報告届いてますか。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） きの中の4番議員の回答と同じような形になりますけれども、8月14日の大雨によりまして稗田西交差点、稗田小牧書店の北側の高架下、そこへ車が2台冠水、そして、稗田東交差点、ジョイフルの北側、その高架下のところに車が1台浸水したというのを総務課のほうで受けて、そしてうちのほうにまた連絡が来たところでございます。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） そういう報告ですね。わかりました。それに対して対策というか応急対策、恒久対策、何かとられたんですか。きのう少し話あったんですけどもう1回。――要するに、その災害があったときに、その後それをどういうふうなことで、例えば看板を立てたとか周りの人にこうだよって何か話したとか、そういった何か対策とられましたか。恒久的な対策をすぐはできないでしょうけど、例えば県のほうにこういうことを申し出てあるとか、そういった内容を伺ってるんです。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 当日につきましては、都市整備課としては対応してないんですけども、これにつきましては県道になりますので、県のほうが管理委託しております業者のほうで、多分現地のほうに赴いたのじゃないかなというふうに思っているんですが、その日の対応のことですか。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 当日は大雨で車が入ったということで、実は、うちのほうは119番通報がありまして、消防署のほうから消防団のほうで車に対して何か対応できないかということで連絡があったということで、総務課のほうからは近隣の消防団に声をかけまして招集をしたところであります。実際、私も現場、片方のほうへ行ったんですけども、まず、稗田ジョイフルの交差点のほうは行った段階でもう水が引いておりまして、ただ車が動かない状態ということで、そちらのほうは消防団のほうで車を押し移動させて、当然消防署の救助隊も来ておりましたので、一緒に警察を呼んで連携して車を取りあえずコンビニのほうに出したということであります。

小牧書店側の交差点については消防団の副団長が行きまして、その当時で大体1メートルぐらいたまた水がたまっていたという状況で無線で聞いておりますけども、そちらのほうについては、その時点ではもう通行禁止の看板が出ておりましたので外に出せないということで、その看板の手前まで車両を押し、一応その場は県に任せたと、消防のほうです。県の担当者が当番の方が来られましたので、どちらのほうも車両の持ち主については連絡先とかそういうものを聞き取りされていたようです。警察のほうもそのときに事情を聞かれまして、消防団のほうはそのときで撤

収というような、当日の対策としてはそういう形をとっております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 私、常にそうなんですけど、今回議員に出るときもリーフレットに書いたんですけど、やっぱり三現主義というのを非常に自分は重視します。三現主義というのはご存知ですか。現場、現物、現実、机上論じゃなくてとにかく現場だよ、現物だよ、現実だよ、このやっぱり三現主義というのを中心に判断していこうという考えを持ってるんですけど、実は、今言われた現場の状況は私見なくて人から聞いたもんですから、そこに救助に行かれた南署の救助に行かれた直接消防局員に話を伺いに行きました。そして、そのときの内容を聞くと、もうそれはこういう内容でした。「8月14日、16時49分到着。水位1メートル以上、軽自動車1台、普通乗用車1台、計2台浸水。車中3名の女性を通りがかりの人で救助。17時27分ゲートを閉める。この時点で水位は1メートル以下と下がる」というこういう内容なんです。そして、本人に聞きましてどう対策されますかとなると、やっぱり同じように、「いや、私たちは救助を要求されたから行って救助をするのが仕事です」と。「ましてや、今後ああいうことをされるときどう防御するんでしょうね」「いや、もう私たちの要するに範囲じゃない」というような。一応私考えるのは、また同じ事故があらせんかなと思うんです。ですから、ここに上げた応急処置、そしてまた恒久処置、そしてましてやこの原因は何だったんだろうな。ただ単にゲリラ豪雨といいますか予期しないそういった洪水でなったのかとそこら辺もありますけども、何かそこにてできる処置を考えないと、幾ら県道とは言っても住んでる人は三股町ですし、一番利用するのも町内の人ですから、そこはもう少し考えをちょっと體質変えてほしいなと思うところです。例えば、私なりに考えたんですけど、きのうの「どういうふうな状況になってるんですか」と聞いたら、水がずっとたまっていって、原因はどうもポンプの2台目が故障だから冠水したんだという話だったんですけど、雨量そのものも30何ミリと思った以上に少なかったですが、ところが、あれはどうしてそうなったか、その防災システムというのはどうなってるんだろうと非常に興味がありました。ある水位が一定になると役場の誰か担当者でしょうけど、それと業者の方に警報が行くんです。そして、警報があった人が行って鍵をはずしてゲートを閉めるという、だから、それまでの時間がちょっとかかるんですよというのもきのうちょっとありましたけども、だから、あくまでも今すぐできるとしたらその体制を、例えば今手動式で閉めるというのを水位がある程度まできたらもう自動的にぱっと閉めるとか、もう無人で車が走ろうかという時代ですので、それぐらいの機能というのは、そんな何百万もかかるような費用じゃなくても応急的にできる内容じゃないかと思います。ましてや県道でしたら、もう2回とこういうことがあったらいかんしあちこちそういう傾向があるので、そういう案でもこっちでも出して早急にかかってほしいと、

そういうような動きがあってもいいんじゃないかなと感じたところです。

それと、もう一つ思ったのは、何で水がたまっちゃってここにわざわざ突っ込んでいきゃってかなと、非常に被害者の心理、どんなもんなんだろうなと思ったがなるほどなと思ったのが、もう集中豪雨で前が見えないからもう行ってしまおう。そして、ましてやそんな深いとはわからない。ましてや早くここを去りたい。そういうのが重なって半分も怖い中に突っ込んで行ってもう動かんくなる。車が動かんくなるちゅうのもいきなりすっと上がると思ったら、あれやっぱ浮くんですかね、ある程度水があると。だから走らないといのもあるみたいです。そういうようなことも今回ちょっとやっぱ勉強になりました。やはり、何かがあったときに対策をとらないと、みんな思っちゃったよねあっこはということじゃ情けないと思います。前向きに対処してほしいと思います。県道だからというんじゃなくて県道だっても住んでるのは三股町の間人ですから、そういう感覚で捉えてほしいなと思います。

それともう一つ、私写真の一番最後につけたんですけど、今回の原因です。冠水が今までなかったのにこの辺が冠水になったという原因はどう思われます。私そこに写真入れたのは、ショッピングセンターの例の駐車場、そしてその手前のパチンコ店の駐車場ですけど、ここら辺が全部もうコンクリート張りされたです。となると、そこがもう降った雨は吸収しないです。てなると、もとの側溝にばあっと流れてきて、今度は側溝からもこもこあふれて、歩道が河川になってそのままずっと例のアンダーのところにいって行く、そういうメカニズムになってるんじゃないかなと予想しました。その現場を見て。以前そういうのがなかったところにどんどん建築物は建っていく、側溝は変わってない、当たり前のことです。だから、それはどうなんでしょう。そのメカニズムってのはちっとは当たってんのですよね。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 先ほどのゲートを自動で閉めるという話のほうも、ちょっと先ほど言われましたけど、高架下が下がってまして、一番下の一番低いところに横断に側溝が入ってる。それが水がたまってそれをますへためてポンプアップするシステムなんですけど、側溝を満杯になった時点で冠水注意ちゅう表示が出る。その段階で、もううちの町の職員3名と業者3名電話連絡が行くようになっております。その段階で24時間体制ですけどもすぐ現場へ到着して、それからあふれて15センチたまったらもう通行どめの電光表示板が出るようになっております。今先ほど議員がおっしゃいました自動で閉まる、我々もそれが一番理想なんですけども、やっぱ鉄骨の大きな扉が自動で閉まって、車だけではありません。人が通ったり自転車が通ったりする場合もありますので、やはり手動で閉めていかないと、夜間はとにかく人を挟むとかいろんな安全性の問題もありますので、もう一番、そこが課題のそこなんです。それが自動でできればそれが一番いい方法だと思ってるんですけども。

それと、今最後の質問です。大きなショッピングセンター、そしてパチンコ屋さん。ここの西側のショッピングセンターにつきましては、都市計画法上の開発行為申請によって開発されております。開発行為の中では、そこに舗装される建物が建つ、そして、そこからどれだけの水が流出されるというところで、開発行為の中で排水処理についても道路管理者、排水管理者との協議を行います。排水先につきましては、一時放流先、うちで言えば、都三道路の水路になるんですが、現在都三道路の上のところから南側のほうに大きなボックスカルバートが雨水対策で年見川のほうに入っております。その流下能力を踏まえて、計算上、5年確率という降雨強度を出してするんですが、今は5年確率ちゅうのが年々大雨が降りだしましたので、その降雨強度ちゅうのも上がってきてるんですが、その当時のときの数字をもとに流量計算をした結果それで流れますよという形でくるわけです。それをもとに開発行為の許可という形をとります。東側のほうのパチンコ屋さんにつきましては、1,000平米以上ということで開発行為の対象となるんですけどもいろんな基準がありまして、開発行為まではいなくて取扱協議という指導——ある程度のお願いという形の開発みたいな形になります。それについての計算上今の都三道路の水路に流す水については大丈夫という形になって、そこでは大丈夫なんですけども、言われるようにあっちこっちでそういうのができてくれば下流で、やっぱりあふれてしまうという形が出てきますので、その後について、また町のほうでもその部分について雨水対策は必要なのかなというふうには考えてるところでございます。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） この前、おっしゃったように、対策についてあそこはやっぱり危ないからとかいうんじゃないで、危ないけどもどうしたら危なくないようにできるかとか、やっぱりそういうふうに考えていかないと、もうできない理由ばかり並べてしまったら前に進みませんので、私は、まずは、今回大事故にならなくてよかったなと思います。3人女性で、聞くところによると1人ではもう脱出できないような状態でみんなで戸をあけて引っ張ったというぐらい聞いてますし、それはそれに前向きに対処してほしいと思います。

それと、今出ました開発行為というのが私よくわからないんですけど、それを質問する気はないんですけど、例えば今回みたいに1つの側溝があって、どんどん都市化といいますか、ビルが建っていったときに、同じ側溝のところに置いたまんまものができたときに、果たしてこの溝にどれだけの雨量が降ったときには処理できるものかできないものかチェックできると思うんです。そういうものが新しく建設されるときの前のそういうチェックとかいうのは、公的なものはないんでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） ただいま開発行為という開発行為申請の中で、それぞれ道路、

そして排水路、まあ、下水道とかいろいろあるんですけども、管理者等の協議をしていって問題ないよという形を意見書を県の土木事務所のほうに出して、県のほうが開発行為の開発許可という形になるんですが、今言われました排水の能力というところは、先ほどちょっとわかりにくかったかもしれませんが、一時放流先ということで開発内の土地に出てくる水、場合によっては畑とかそういうようなところは浸透するわけですから、出てくる計数によっては水の計算があるんですけど、舗装されてその面積に対してどれだけの水がくるのか。それが一時放流先ちゅうのがもうすぐ中央の側溝に落とすところ、その断面と勾配によって流れる量のとこまでオッケーなのかということだけしかその基準の中でないんです。その計算上で大丈夫だよちゅうんがあれば、それ以上のものを開発者に負担を求めるところまではできないというのがまた現状なところでございます。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 何かよくわからなくなってきましたけど、何か要するに私言いたいのは、もう素直にこういうことは二の舞にならないように、新しくそういうものができるときには開発行為のどうのこうのちゅうのはあるんですけども、ただ、もうちょっと目を光らすあれはないのかなと思って、それをお願いしたいと思ったんです。

素人並みに考えると、今問題は台風と違って予測なしにばあつときたときの雨水をどうするかというときに考えますと、例えばくみ出しポンプの追加とか、それとか受けるますを何かもう一つ余計置くとか、簡単に言えば、もう今度は側溝の断面積を広くするとかバイパスをつくるとかそういうのを普通考えるんですけど、そういうようなものを処置をするふうな、そういうふうな開発行為を逃れるようなことを一生懸命考えるんじゃなくて、もう新たにやっばそういうふう——ちょっと聞いたのは、50センチ土を盛ったり掘ったりすると何かそういうチェックが入るので49ミリでやめるとか、そこら辺でそこら辺のあれとか、そんな抜け道もあるようなことをちょっと耳にしたんで、そういうようなこと今度はこうゆうような災害もあつてますので目を光らせていってほしいなと思います。これはそういう前向きに考えてほしいなというところで次に移りたいと思います。

旭ヶ丘運動公園の管理について伺います。本町における旭ヶ丘運動公園の位置づけを確認しますと出したんですけども、本来、旭ヶ丘運動公園と三股町にとってっていうような滑りでちょっとお話いただきたいんですけども。何なのかということです。三股にとって旭ヶ丘運動公園は。——例えば、あそこは若いもんがデートして遊ぶところです、そんなんじゃないんですよ。

まず、三股町の例えば健康増進の位置でありとかそういった定義があると思うんですけど。——

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○議員（3番 福田 新一君） いや、思ったことでいいです。（笑声）

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 三股町の総合運動公園ということで、唯一の総合運動公園ということで、町民の健康増進がちょっと的はずれになりますけども健康増進のための総合的な施設であって、そしてまた労災関係の労災時の避難所という形の位置づけという形……。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） あそこ、本当以前ヤクルトスワローズですか、キャンプあったことがありますけども、あの当時とはもう違うんですけど、やはり、8月20日ごろ行ってみたんですけど、真昼でも特にアスレチックのあの辺は薄暗くて野良猫がうろうろしてて、非常に皆さん行ってみてくださいという場所じゃないなと思って今回上げたんです。そしてまた、それが8月20日ごろでしたから、今回の一般質問を提出して10日ぐらいたってますので、ひょっとしてきれいにされてるといかんと思ってまた今朝行って見ました。そしてたらもっとやぶは茂ってまして、何らもう処理してない状況であります、これはこのまんま秋になって枯れていくのを待つだけなのか、特に上のほうに上がっていく道路の両サイドの雑木の入り方というのはほとんどない状況に入ってます。これはどうなんでしょうか。そのままほったらかしでいきますか。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） ご質問の旭ヶ丘運動公園の草刈りの話ですが、旭ヶ丘運動公園は昭和45年から56年にかけて都市公園事業により整備された、全体面積が15ヘクタールという公園でございます。

草刈りの管理についてでございますが、陸上競技場、野球場、ソフトボール場の平場と野球場法面の草刈りをうちの都市整備課の委託職員3名で2週間ごとに草刈りを実施しております。そのほかの箇所におきましては、草刈りが年2回、低木の剪定や施肥等を年1回ということで造園業者に委託しておりますが、ご指摘のとおり真夏があそこ草が伸びますので、草刈りが追いつかない現状であります。造園業者への草刈りの回数をふやしたいというふうに考えてはいるんですが、なかなか限られた財源の中ではふやせないところが現状でございます。

それと、道路の木がかぶっているところについて、一部民地があるというところになります。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 事情はわかりましたけど、本当1回行ってみられるといいと思います。ソフト球場の横ぐらいからは、三股町の北側のほうが一望できるような非常にいいとこです。また桜も咲くともっといい環境になります。整備のほうもぜひ、予算がない中で何か考えてほしいと思います。

もう一つ旭ヶ丘と言いますと誘致の問題、野球場の。去年、たしかいろいろ計画されて5件ぐらい予定があったんですけど、「最終的に何でだめだったんですか」と聞いたら、「いや、こっちは寒いから」という一蹴だったんですけど、その後、今回来季は今度は旅行会社にも動きか



けてみますというようなことをお聞きしたんですけど、来春のキャンプ誘致となるともうそろそろ動いてらっしゃるかなと思ったんですけどいかがでしょう。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 誘致の関係の前に、旭ヶ丘運動公園についてちょっとお話をさせていただきたいと思います。アスレチックのところ、あそこは一部民間の土地が入っておりまして、そちらのほうを用地買収しまして一体的にそこを整備しようという考えでございました。しかし、なかなか理解が得られませんが、今のところ用地買収は厳しいという状況です。ですから、今後あそこをどうするかという形で、もう老朽化もしていますので、それで今現在、旭ヶ丘運動公園の長寿命化計画というのをつくっております。そしてまた、今回の国の第二次補正関係の中で陸上競技場の芝生ですね、あそこを整備できないかということで、一応県のほうに手を挙げているところでございます。将来的に、やはりあそこをタータン化というような形のそれを目指したところの陸上競技場というようなことを考えているところでございます。いろいろと一つ一つハードルを乗り越えながらやっていきたいという考えです。やはり、旭ヶ丘の山は町のメインの運動公園という位置づけの中で整備を計画的にやっていきたいなというふうには考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

ではお願いします。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） では、旭ヶ丘運動公園の野球場についてですけれども、現在、平成27年度にバッティングゲージ2台とピッチングマシーン1台を設置して、合宿の受け入れ体制を整えております。また、平成25年度にグラウンドの土の入れかえ等を行っております。

現在、韓国の高校野球部が来年の1月15日から2月15日まで、また、東京6大学理工系野球連盟と青山学院大学野球部が、来年3月にそれぞれ1週間ほどの合宿の予定が入っております。また、韓国の大学野球部の合宿についても調整中であり、旭ヶ丘運動公園の利用促進を図ろうと考えているところです。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 去年の今頃を何かリピートしてるみたいな気がするんですけど、同じように去年も話があったんです。そして、それをちょっと用紙で出してほしいと言いましたら、今言われた韓国の高校野球、そして東京6大学の理工学部の話、日程まで似てますけども、そして、去年そういったバッティング、何て言うんですか（「ゲージ」と呼ぶ者あり）ゲージ、それなんかをそろえてもらってさあ受け入れるぞっていうときに流れてしまったんです。もう1回言いますと、「何で流れたんですかって」言ったら「こっちは寒いから」ということだった

んです。だから、また同じようにならないように、やっぱ、今のうちで今度はそれこそことしは違ったなというところで動きを見してほしいなと思います。1回誘致してしまえば、その中で町民でみんな迎え入れて、町民のやっぱりスポーツ関係の人が集まったり、韓国語で言えば通訳する人もいますし、はり屋さんがいます。あの人、物すごく——高校の先生だった人らしいですから、崔さんというのは。あの人何か待ってましたつうことでいたんですけども今年ないですよってなったんです。だから来年こそはぜひ、やっぱ定期的にどんな状況です、大丈夫ですか、どんどんこっち開発してますから手を広げて待ってますよというぐらいの、ぜひ、そういった歩み寄りもしながら確認しながら実現してほしいなと思います。

以上で、今回の全体の流れを一通り、きのう通ったあともう1回通ったような格好になったんですけども、整理しますと、五本松住宅についての跡地の問題については今計画も聞きました。そして、捉え方というのもしっかり頭に入れました。農振という問題も、農振なんだけども人口ビジョンというところから捉えると、今度は逆にもっとやわらかい農振制度にして、人口を持って来るほうに動こうという執行部そのものもそういう動きがあるということで大きな一歩前進だなと思いました。それと、ちょっと残念でしたけども集中豪雨に対しては分析とかそういうのはちょっとおくれて、こうだったこうだったはいいいんですけども再度そういうことはないように、せめて何か今できないかというのについては、もっと前向きに取り組んでほしいなというところです。それと、農道については非常に楽しみです。「自立と協働でつくる元気な町三股」これを合言葉にはまっていきたいと思います。それと、旭ヶ丘運動公園については、三股町で町長もおっしゃいましたとおり、唯一三股町が誇る運動公園でありますし、アスリートタウンというのも出してますし、オリンピックも4年後あり今度は東京ですので、そういった兼ね合いもあって、やはりてれっとしたら置いていかれると思いますのでよろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わりたいと思いますけども、私たちの本当の合言葉は「自立と協働でつくる元気な町三股」これは私たちの合言葉じゃないかと思ってます。唱和しましょうか。（笑声）いいですか。「自立と協働でつくる元気な町三股」。お願いします。（唱和）元気がないな。よろしくお願いします。終わります。

○議長（福永 廣文君） これより、11時15分まで本会議を休憩いたします。

午前11時09分休憩

午前11時16分再開

○議長（福永 廣文君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位7番、指宿君。

〔8番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（8番 指宿 秋廣君） それでは、通告いたしておきましたものについて質問をいたしていきたいと思います。

まず、三股町と都城市との境界についてという点をしておきました。①で、行政区画が確定しているのか。全国的に見ると山であったり湖であったり、もと川であったりというところで、行政界が不確定というところが多くあります。そこで、本町においてほかの自治体との行政界が不確定なところが現存しているのかどうかというのをお聞きをして、演壇からの質問を終わって、あとは質問席から行います。よろしくお願ひします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 三股町と都城市との境界についてということで、①が行政区画が完全に確定してるのかという質問にお答えいたします。

地方自治体の区域については、地方自治法第5条に「従来の区域による」とされており、これは法施行時の区域がそのまま市町村の区域であり、その後区域の変更が行われればそれが新しい区域となります。また、市町村の境界変更は、市町村議会の議決を得て申請するもので、大字、字、地番等を示して申請、協議を行います。その後、申請に基づき県議会の議決を得て総務大臣に届けることになっており、手続き的には確定しているものとなります。

それぞれの土地の詳細については、地権者間の協議によるものであります。また、三股町の植木地区の行政界については、現在、国土調査の認証待ちとなっております。最終の詳細確定は来年度の予定というふうになっているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 先ほど言われたものについてはそうなんですけれども、全国的に言うと、いや、ここはうちのだ、例えば富士山もそうですか。どこまでが県境かというのがもめています。三股町だけでとると、やっぱり川境とかいろんなところで境は不確定があったと。税上で言うと、1つの家が行政界をまたいで家ができた場合にどこが課税するのか、これはよく出てくる税務課長に釈迦に説法でしょうけども、普通言うと台所があるのが生活の基盤ということで、2つの行政界をまたいで家をつくっていても、どちらか一方しか課税権がない、こういうふういろんなことが考えられます。三股町においても元町道、もしくは農道であったところが、いろんな意味で現況が不確定、もしくはよくわからないというところがあります。例えば、都三道路で言うとボウリング場がありますが、ボウリング場は三股だけれども隣にあるカラオケは都城市、こういうふう行政界がいっぱい煩雑になっています。そこで、この問題を行ったわけで

すけれども、三股町として今都城市と例えば税務上で案件として抱えてるものはありませんか。  
ちょっとお答えをお願いします。

○議長（福永 廣文君） 税務財政課長。

○税務財政課長（鍋倉 祐三君） 課税のところでは問題になっているようなところはございません。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） もめないことが第一なので、私は今回この問題を行ったのはそこが問題ではなくて、2番目の問題に入ります。

南九州大学が産経大学から引き継いで越してきました。南九州大学のところに三股町という看板が立っています。あの看板は物すごく不親切な看板だというふうに思っています。なぜならば、あそこに看板を立てたいのであれば、サンキュー広原店のところに立てるべきであって、あそこで言うと、あたかもあそこからが三股町というふうに受け取られかねません。そういうことから言って、あの看板についての所管、要するにあれば三股町がつくったのではないでしょうけれども、それについて何か考えなり懸案としてあるものであればお答えを願いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 道路の標識について、三股町と都城の境界について確認を行ったところであります。道路標識は交差点において交通を配慮して交差点から数メートル離して設置されていますけれども、国道269号線においてはほぼ正確な位置、交差点から少し引いたところで設置されておりました。県道33号線におきましては、都城文化会館側の都城市の表示についてもほぼ正確な位置に設置されておりますけれども、33号線の北側、三股町の表示が境界がサンキュー広原店の交差点になっておりますけれども、免許センター交差点の西側に設置してありまして、正確な場所ではないというふうに認識しているところであります。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） それを受けまして3番の問題に入りたいと思います。この設置場所について、都城市のほうは正確に入ってますよと、しかし三股町のほうは不正確ですよということですから、都城市からここに設置したいんですけどどうですかというような合議とか協議がなされたんですか、お聞きをいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 県道33号線の標識につきましては、管理者が宮崎県となっております。県が設置したものと考えられますけれども、県からその当時要請があったのかということが確認をできなかったところであります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 何でも黙っていればそのとおりになるというふうに認識しています。問題意識があれば、その問題は正確に迅速に当該のところに責任があつて、設置したところに責任があつて行ったところに、クレームなり要請なりというのをすべきだというふうに思うんですが、これについて行政として県へ向かつて、県道ですから県へ向かつて善処方正確な位置への移動、もしくは撤去について行った経緯はありませんか、お聞きします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 実際移設について行ったという経緯はございません。行政界の標識については、できるだけ境界のところ、それから考慮したところに設置するということがありますので、これについては、また今後県のほうにも要請してお願いしていかなければいけないと感じたところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ぜひとも、間違っているんです。今の町の行動を受けまして3番にいきます。

これは、地図です。ゼンリンの。（「4番」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、4番です。ゼンリンの地図です。古いので申しわけないんですが2007年です。2007年バージョンで言うと、当該の場所、大学の場所についての行政界の線の引き方は、見られたと思いますけども道路に引いてあるんです。産経大学のほうにはもう都城市立野町ちゅうて書いてあるんです。（「南九大」と呼ぶ者あり）失礼、南九大です。都城市立野町って書いてあるんです。もとの産経大、今の南九大ですか、これについては都城市立野町ともう大学の敷地のところに書いてあります。これを許すとなれば、もうこれ都城市と誰もが思いますよね。何でサンキュー広原店三股町なんだろうかと完全に飛び離れたところに、1個ぽつんと三股町があるというふうに、普通の地図を見られた方は認識されると思うんですけど、これについてゼンリン、もしくはそういうところにこれ表示が違ふよといった経緯はありませんか、お聞きします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 境界についてゼンリンのほうに表示の違いということで指摘したことはないと思います。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） さっき申しましたけども、1回それを認めてそのままにしておけば、これはその後も残っていくと。昔、十五、六年前は確かに大学の敷地の中に線が引いてあったんです。要するに、今の大学の校舎はほとんどが三股町なんです。ここについて、これは学校

だから税金はかからないんでしょうけども、行政界の区分で言うと地籍のほうですか、線もそういうふうになってますか、お聞きします。

○議長（福永 廣文君） 税務財政課長。

○税務財政課長（鍋倉 祐三君） 地籍の線は正しくなってます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 地籍の線はなってるということで、少しは安心をしたんですけども、そこまで都城市になったら議会の同意も得ずに都城市に編入したということになりかねません。そこで、こういうことを、要するに都城市が明らかに要請したと私は思ってるんです。明らかに要請した。これについては、早急に県、ゼンリンの地図会社について変更の措置をしていただきたいと思いますと思うんですが、町長お願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） まず、標識の件ですけども、これについては、先ほど集中豪雨による冠水、そちらのほうのテーマがございます。要するに県、そしてまた都城市、三股町3者で、やっぱりこの冠水対策というのは連携しながら取り組まなくちゃならんというもので、土木事務所の所長が来られまして一緒にやりましょうというお話をされました。そういう中で先ほどの福田議員のがありましたけれども、やはり、町としての対策という意味合いで、この安全・安心な地域づくり、まちづくりという意味合いでは、これをやはりきちっと対応していきたい、また要請していきたいな思います。

それと同時に、今議員がご指摘されております標識についても話題にしていければというふう考えてます。

ゼンリンのほうの地図の部分ですけども、これについては私見たことがないんですけど、そのような形で今現在の地図もそのように表示されてあれば、その辺の訂正については申し入れをしたいなというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 話題にするのではなくて、ここであれば撤去してほしいというふうに言ってほしいと思います。三股の町民もどこが町境かはよくわからない人がいっぱいいらっしゃるわけですけども、だからといってずっと入ったところに三股町って入れられれば、そこまでが、ひょっとしたら次はもっと後ろで、免許センターも通り過ぎたところに三股町と書いてほしいと、こう言われかねないなというふうに思ったところです。裏を返すと、今度は東高校の裏んどこまで都城市入って来てるんです。そしたら、それを盾にとったらその近くまで三股町じゃなくて都城市としてほしいって、表示はこうお願いしますって言われかねないのかなというふうに危惧をするわけです。三股町と都城市の境はいっぱいそういうことで複雑多岐にわたって

ますけれども、しかし、少なくとも三股町としては、それについてここに間違っただけの表示はしてほしくないというふうに広く言ってほしいと思っています。

今税務財政課長が答弁がありました。ここは三股町という形で表示されております、校舎はと次のところに入っていきます。

今回、参議院選挙で都城市が南九大で移動の期日前投票を設けました。果たして運動場でしたんでしょうか。運動場に仮設のプレハブを建ててしたという話は聞いてませんので、ひょっとしたら三股町の敷地で三股町の区域で期日前投票をしたのではないかなというふうに思ってこの問題をずっと入ってきたわけですけども、そこで公職選挙法をちょっと調べてみました。そしたら、公職選挙法は、市長、村長、もしくは選挙管理委員会が投票所を設けるとこうなってるんですが、要するに町区域外、例えば三股町であったら都城市に働いてる職員がいっぱいいるので、都城市の市役所で期日前投票をやりますということは可能なんじゃないでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 今回の参議院議員選挙において都城市が南九州大学キャンパス本館に2日間、期日前投票所を設置いたしました。南九州大学キャンパス本館は行政区域では三股町に位置しております。投票所につきましては先ほどおっしゃられたとおり、公職選挙法第39条におきまして、投票所は市役所、町村役場、または市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けると定めておりまして、期日前投票所につきましては同法の48条の第6項に読みかえ規定がされているところであります。宮崎県の選挙管理委員会にも確認を行ったところなんですが、設置個所については公職選挙法第39条以外に記載された部分もなく、合法と判断できるということでありました。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 後段のところですか。都城市に職員が三股町の住民がいっぱいいますよと、そしたら期日前投票を都城市役所に設けることは可能なんですか、お聞きをいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 法的には、当然都城市も三股町の区域に設けております。三股町が状況に応じて町の行政区以外に設けるということは可能と考えております。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 普通、例えば町長選挙が町会議員選挙が早くありますね。町長選挙を行うときに、都城市役所に期日前投票所を設けるという話は可能だという話ですけども、要請があったら検討するという事で間違いはないですか。もう1回確認します。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 法的に可能ということでありませぬども、実際、実務上の問題とかがありますのでそこら辺も含めて、あと実施の効果といいますかその影響等も考えまして判断する必要がありますし、市役所なりそういう町が指定した事務所を借りるなりというような場合も考えられると思いますけれども、法的に可能ということで、実際することを前提に考えてるわけでは今のところありません。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ものすごくわかりづらいことになるんだろうと思います。都城市が三股町に投票所を設けることが可能だということになってくると、あえて言いましょか。市民の人はあそこは都城市だと勝手にしますよね。県選管がただし書きで言ったなら、例えば県知事選挙、もしくは国政選挙の場合であれば可能ですよと言ったんならそうでしょうけど、39条は確かに施行令、施行規則を見ていても39条に類するものはないんです。そうなってくると、これから先、国政レベルの選挙のときに都城市とタイアップして特定のところに、例えばどこにしましょか、イオンでもしますか、こっちは都城市の選管、こっちは三股町の選管ということで共同運行ちゅうのはできるというふうに確認してもよろしいでしょうか、お聞きします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 選挙を実施する場合、実際当日指定投票所というのを町内で11カ所してるわけですが、当然その11投票所に対してその住民が自分の投票区で（「期日」と呼ぶ者あり）することになります。期日前につきましてですけども、共同でということになりますけども、当然、各自治体に選挙人名簿の搭載等の条件も違いますので、秘密厳守なんですけども当然それぞれに掲載されるということで、同時に一緒にやるということはいろんなソフトを開発してということ考えられるかもしれませぬども、現実的には難しいのではないかと考えます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 言ってるのは、入口さえ使えればいいんですかというふうに聞いたところなんです。要するに部屋が2つあって、部屋2つ使えればこっちは都城市こっちは三股町ちゅうのが可能だなというふうに短絡的に思ったところなんです。一つは投票率の低下というのもこれありで、各都城市の立場になれば、学生にスポットを当てれば18歳からなんでほぼ有権者という形の中でとったんだろうと思うんです。そういうことが可能だということになってくるとどこまで幅が広がるんだろうかなって危惧をしたところなんです。この問題について、私はこのゼンリンの地図から、理由は都城市立野町に期日前投票所を設けますというふうに県の選管なりそういうところに行ったのかなというふうに思うんですけども、多分それ見てませぬが情報開示受けんといかんとかもしれませぬども、ひよっとすると都城市は都城市立野町と書いてる可



能性が——運動場の代表地番をぼんと持って来てやったのではないかというふうに思ってるんです。やっぱり、この問題は先ほど行った最初の看板を立てるところから間違ってるから、こういうことがずっと出てくるというふう感じたわけです。

最後に、やっぱり、町長、三股のあれは、土地って、これは個人が払わないんですね、法人なんで法人格になるんで、税収的には個人が払うということにはならないかもしれませんが、三股町だということを、やっぱり全て意識させて、町民にもここは三股町ですよって、それはどうするのかということも踏まえた対策も練ってほしいと思うんですけども、町長、一言よろしくをお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この都城市と三股町の境界の植木地区というのは、本当に一方は都城市のほうに入ってます、一方は三股町に食い込んでいるという、非常に判断しにくいといえますか、境界を判断しにくい場所でもあります。そういう意味合いでは、やはりサンキュー、そしてまた本部があるところが三股町だという認識を高めていくのも、また町民にとって一つのステータスといえますか、やはりそういうのにもつながっていくのかなというふうにも考えます。

そしてまた、この東部メディカル病院、あれ都城市でございますけど、三股町ともいろいろと縁をつくりながら活用していくというのもまた大事でございますんで、トータル的に、やはり境界というのはこっちは都城、こっちは三股町、やっぱりそのところを認識させるというのも必要でしょうから、そのあたりのところは機会あるごとにといいますか、そのような話や今後そういうPRといえますか、そういうふうな取り組みもまた考えていきたいなと思います。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 危惧を持った関係が少し三股町のまんまであったということが一つ確認できたので、まあいいんですけども、やっぱり広く町民に知らしめるということをお願いをして、また、今の大学が三股町に建っているんですよという町民が広く知る機会にでもなればいいなというふうに思いましたので、この問題に限らず都城市とタイアップすることは大変重要だと思いますが、こういうささいなことからいろんなことが波及して、こういう筋違いの質問にならないことをお願いをしまして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 発言順位8番、森君。

〔1番 森 正太郎君 登壇〕

○議員（1番 森 正太郎君） こんにちは。済いません、原稿を忘れました。

大変失礼いたしました。森正太郎でございます。私は本日は介護保険について質問を通告に従ってしていきたいと思っております。

介護保険制度が開始されて、16年がたったということで、今や4人に1人がお年寄りと言われる超高齢化社会を迎えて、核家族化や共働きなど家庭構造も変化していく中で、家庭での高齢者の介護が困難になっていくという状況がありまして、社会全体でお年寄りを支えていこうということで、2000年から開始されたのが介護保険制度であります。

このように介護の社会化ということを目指して開始された介護保険制度ですが、現在まで制度の改悪が繰り返され続けてきました。2015年度には要支援者の訪問介護、通所介護、こういうのを保険の給付から外す、そして特養ホームの入居者を要介護3以上に限定する。また、介護施設の部屋代や食事代と、こうしたものに対する補足給付の縮小、そして所得が一定以上の人を対象に利用料の自己負担が、それまで原則1割だったものが2割、こういうふうに倍額ですね、こういうふうに引き上げるというような大改悪が強行され、利用者やその家族に与える深刻な影響が懸念されております。

このように給付が削減されるその一方で、住民にかかる負担というのは重くなる一方になっております。この制度開始の当初から、低所得の高齢者には重い保険料や利用料が果たして払えるのかといった指摘が、この制度開始直後から行われておりますが、介護保険料は3年に1回見直しが行われており、平成28年現在は、その第6期の介護保険事業となっております。そこで、本町における介護保険料がどのように変わってきたのか、その推移をお尋ねしたいと思います。続きは質問席から行います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 本町の介護保険料の推移についてのご質問でございますので、ご説明をいたします。

介護保険料はご存じのとおり1期を3年とし、3年ごとに見直し、介護保険料基準額を決定しているところでございます。介護保険料基準額は介護保険開始の平成12年度から平成14年度が月額3,347円、平成15年度から17年度が4,100円、平成18年度から20年度が4,600円、平成21年度から23年度が同じく同額でございます4,600円です。平成24年度から平成26年度が5,200円、そして現在の平成27年度から平成29年度までが5,900円で、介護給付費の伸びに比例しまして保険料も1期ごとに高くなっているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 今伺いましたように、倍近く、1期から比べて、かなりの負担になっております。現在、三股町では年額にすると、この基準額7万8000円ということで、本当に社会的な介護、家族では限界があると、社会で支えていこうということで、本当に必要な低所得の高齢者の方々にとってはあまりにも負担が重すぎるのではないのでしょうか。

介護保険料の徴収というのは特別徴収で、年金のほうから強制的に天引きをされております。この介護保険料、その例外として普通徴収、納付書が届いて自分で支払いに行くと、天引きされないという方もいらっしゃるかもしれませんが、この基準が年額18万円以下ということで、月にすると1万5,000円の年金からどうやって介護保険料を支払えばいいのか。

1つ、年額18万円以下の方のそれはどうやって支払えばいいのか伺います。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 今、議員から指摘が上がったとおりでございます。18万円以下といいますと、1月1万幾らというような状況でございます。たとえ1,000円であろうとも大変な割合になるわけです。

私どものほうもこの基準額というものが高いと、介護保険料が高いという認識は十分持っているわけですが、そういった場合においては、普通徴収ということですので、納付書を発行して、そしてご本人からの申し出あるいは相談に応じながら、分納あるいはそういったことに対応していると。結局、介護保険の場合は、介護保険料が納まっていけないと、実際介護を受けるときにペナルティーが発生するという制度になっておりますので、そういったことを説明させていただいて、少しずつなりにでも納めていただくような説明をさせていただいているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 分納や猶予があるということなんですけれども、具体的に分納というのは、どの程度分けて払えるのでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 分納については、個人個人での違いがございます。言葉的に言いますと、「幾らなら今回大丈夫でしょうか」というような物言いの中で、私どもとしては福祉課の立場でございますので、介護保険を、介護が必要になったときのペナルティーが発生しないようにつないでいくということでございます。もちろん計画を立てて、「じゃあいついつ、幾らずつですね」という金額はまちまちですので、具体的な数字は個人差があるわけですが、その方の収入の、いつだったら幾らぐらいになるか、「手持ちがありそうだ」と言われれば、「その辺でお伺いしましょうか」とか、「いや、役場に来られたときにもう一回相談させてくれ」とか、そういう中でこちらが勧奨することをつないでいく、そしてやっていくというような形が実際でござ

ざいます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ペナルティーが発生しないようにつないでいくということで、いざ体が動かなくなったり、介護が必要だというときに、介護が受けられるような、そういうつなぎ方をされてるということですので、ぜひそのような対応を続けていっていただきたいと思えます。

お年寄りの方とお会いして話をするたびに、やっぱり介護保険だけではないんですけれども、介護保険料が高すぎるという話を聞きます。ある高齢者の方はそれぞれ、それまで月々9,000円程度だった介護保険料が、突然1万6,000円になったと。急に2倍近く値上がりをしたということで、大変困惑をされておりました。

こういうことがあり得るのかなと思って、いろいろ調べましたところ、家族構成が変わったりしたことで税上の所得が変わったことによって、その方の介護保険料も変動したと、段階が上がってしまったということですね。9段階あるうちの段階が上がったことによって必然的にご自分の介護保険料が上がっているわけですけれども、その介護保険の通知の中で、そういう情報が恐らく書かれていないのではないかなと思うんですけれども、どうなっているかちょっと伺いたいと思えます。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） ご指摘のとおりですが、情報の書き方というものに問題があるかどうかというようなご指摘かもしれませんが、私どものほうとしましては、介護保険の段階がこういうふうに変わりましたと、その段階が関連するのは税の状況の変化に応じますというような関連づけの説明が不足していたということはあると思います。ただ、これは年金から徴収されたりしますと、そちらからの通知が一方的に行くだけですので、それだけの説明ではわかりづらい方も当然おられると。

現在のところ、納付書等の発行をしたときもそうですが、そういった時期におきましては、私どものほうに問い合わせがやはり多数来ます。事前に説明をすればご理解いただけるかといいますと、これもなかなか難しい部分がありまして、役場からの通知については、意を尽くして書いたものでもやはりなかなかわかりづらかったり、個人的な部分で差異があつたりしまして、そういう分については、こちらから受けて問い合わせに応じるというような形しかとれていないのが現実であろうかと思えます。もちろん問い合わせ等がありましたら、個人の情報について一切を調べさせていただきまして、その実情について詳しく説明をさしあげているところです。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） その書いたものもなかなか読まれんということ、もちろんあるかとは思いますが、やっぱり私がお話を伺った方は、自分のところに届いたものを見ても書かれていないということで、やっぱり不安になられて、上がった分を例えば返してくれとか、下げてくれとかいう話ではないんですよね。何でこうなっているのかっていうのがわからなくて不安だということですので、やっぱりそこは、もう少し、給付だけがサービスではないのかなと思います。対応そのものがやはり住民に対するサービスだということで、これからもできるだけ納めている方で利用を受けていらっしゃる方に対して不安がないように対応していただきたいと思います。

ある方は国民年金で多くて月に4万円程度の収入しかない。介護保険料というのは最低の第1段階でも年額3万1,800円ですよ、今。ほぼひと月分が持っていかれると。払えるわけがないじゃないかということで、それでも年金から天引きされているわけですから、毎月強制的に徴収されているわけですけど、こういう負担のもとで、いざ体が悪くなって介護を受けようとしても、最初に申し上げたように、どんどん介護の給付というのが削られていて、要支援者というのはサービスから除外されているじゃないかと。払っている側からすると、お金を集めるだけ集めて、介護は受けさせてもらえないと、詐欺じゃないかというふうに変な憤りをおられます。

一部の方だけではないと思うんですよね。やっぱり今、超高齢化社会ということで、日本中で同じような状況に今なっていると思うんですけれども、今後さらなる改悪が狙われているという情報が8月になって飛び込んでおります。要介護1、2の人の生活援助を保険給付から外し、またその方々の福祉用具のレンタルというのも、今後、原則自己負担にするとか、要介護認定の段階にかかわらず74歳までの自己負担を2割に一律で引き上げようじゃないかと、こういう改悪案が9月中にまとめられて、来年の国会に提出されようとしております。

また、この質問の通告を出した後、8月31日に行われた厚生労働省の社会保障審議会の介護保険部会というところで話し合われたところでは、介護保険の負担年齢を40歳未満に、今、40歳から支払うようになってますけれども、年齢を引き下げようじゃないかという話も出ております。

こうした改悪案の根拠、何でそこまでしないといけないのかと、もちろんその財政的な面で少しでも給付を縮小して徴収を上げたいということもあります。そして、中・重度者への重点化ということですね、要介護3、4、5、6、中・重度者への重点化ということがその根拠として言われております。しかし、要支援及び要介護1、2などの軽度者の要介護者、要支援者のサービスというのを、これをないがしろにすることは要介護度の重度化を招いて、結果として保険給付の増大につながるのではないかなと思いますけれども、これについてお考えをお伺いしたいと思います。

います。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 今のご指摘は、非常にそのとおりではないかというふうに私どもも認識をしております。といいますのは、要支援者についての介護を適正に行うことで重度化を防ぐというのは、ケアマネジメントを行う上でも重要な位置づけになっております。ですから、ここのサービスを軽減する、やりすぎる、あるいは適正でない方向に持っていくということになれば、重度化ということはある程度というふうに認識はしております。

今現在、町のほうとして、あるいは各自治体に、その部分についてのご指摘云々以前に、介護サービスを得なくてもいいような状態のほうに持っていけないものかということについては、かなり前面に打ち出して、国も言っては来てるんですが、現状、私どものように現場に携わる者としては、ケアマネジャーによって適正な軽度者についてのサービスを入れている中で、今後そのサービスがなくなることで重度化するのではないかという懸念は現場では持っております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 役場のほうでもそのような認識があると、やはり軽度者へのケアをないがしろにすることで重度化はあり得るのではないかという認識は同じということを知りまして、やっぱりこれは町全体を挙げて、この増加していく高齢者に伴って、やはり要介護者というのもふえていくわけですから、そういう方々の福祉を守るためにこれは町を挙げて取り組んでいく、立ち向かっていかなければならないのではないかと思っております。

ケアマネジメントをする上での実感ということで今お話を伺ったわけですがけれども、専門家の方も日本福祉用具供給協会というところが、そういうグッズを提供している団体が利用者500人に行った調査でも、やはり用具利用以前は、その利用者の半数以上が転倒を経験していたと。しかし、利用後は9割以上で転倒の不安が軽減したという結果が出ております。

転倒というのは、やはり介護を受ける入り口になっているということが言われております。私は個人的な話で恐縮なんですけれども、私の祖父母というのは、もう皆さん亡くなっておりまして、今からこのおじいちゃん、おばあちゃんの介護というのはないんですけれども、やはり祖母が亡くなる前は非常に元気だったのが、一回転んで、もう立ち上がれなくなって、それからどんどん体を悪くしていったという話があります。やはり周りの方にも話を聞くと、動かなくなったり、外に出て話ができなくなった、そうなるとうっかり加速度的に症状が悪化してしまいうわけですね。

やはりそういう状況に陥ったときに、じゃあどういふふうに症状を改善していくのか、そういう時に助けになるのがやはり福祉用具、それを利用するためには、やはり今の制度で行われている給付が非常に重要な役割を發揮しているということ。これはやっぱり皆さんで認識を一つにし

ていただきたいなと思います。

また、その利用者の症状だけではなくて、これまで軽度者が利用してきた介護サービスが縮小される、例えばデイサービスに行ったり、器具を使って体を動かしたり、そういうのが縮小されると、介護をされているご家族への負担というのが必然的に上がってくるわけですね。そうすると、政府が目指している介護離職ゼロという指標が一つありますけれども、これに対しても逆行する動きが今、行われようとしているのではないかなと思います。

このように今、政府の方針で介護保険制度の後退と、明らかに後退だと言われるような状態の中で、福祉の後退を許さないために、本町で何か対応できることはないかと、何か考えていらっしゃる事があれば伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 今、転倒のことが出ましたので、町の施策の一つをご紹介しますと思います。

転倒について、高齢者にとっては大変重要な課題であるという認識が町のほうにも介護保険制度が立ち上がり、包括支援センターを設けた時からありました。その時点で、うちの包括支援センターにはPAさん、理学療法士がいました。その者の提案で、まず介護保険に頼らないでやっていらっしゃる高齢者の方を、少しでも転倒から予防しようという発想でつくりました制度が高齢者の住宅改修というものです。これは、介護保険になっていない方に対しても軽微な手すり等の整備をする、段差の解消をするというようなことを、地元の業者さんをお願いしてやるというようなことで、地元の業者さんの活性化と、もちろん高齢者の転倒予防というようなことでやった施策が一つあります。それは現在も引き続き実施しています。

それから、町のほうとしては国の施策について、介護保険だけに目を置いて対応しますと、国が決めた制度についてはどうしても私たちは遵守しないといけません。ですから、それ以前の問題として、まず介護に頼らないでいいような状態を少しでも継続するというようなところに着眼を置いた施策をとるのが重要であろうというふうな一つの見方をしております。それにつきましては、町民保健課と協力しまして、健診の重要性を伝え、早期の治療そしてまた健康な運動というようなことに力点を置いた形で各地区に足元元気体操というようなことを開設をし、それを継続していく中で健康な状態を少しでも長く保つというようなことを進めています。

そしてまた、元気な活動をされる方のご協力を得ながらサロンを開設し、そして、そこに出向いてこられる方の元気度をアップしていくと、心身ともに、ここは会話を楽しんだり食事を楽しんだりする機会を設けますので、精神の健康状態を保ちつつ、近隣の人たちの状況を周りの人たちが把握していくというようなことで、そういったものを、サロンを立ち上げると。現在25のサロンが立ち上がっておりますので、そういったところでいろんな高齢者の状況、適正なサービ

スというようなものの情報が得られるのではないかと。「ここが痛いときはこうしたほうがいいよ」とか、あるいは「こういうものがこういうときはいい」とか、あるいは「こういうサービスがあればいいね」とか、そういった声が私どものほうにも届く機会がふえるのではないかと考えております。そういった際には、それについて行政あるいは社会福祉協議会の協力を得ながら、適正に対応していきたいという手法の問題で回答させていただきます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 介護保険に頼らない方々が、これ以上介護保険に流入してくるのを防ぐための施策ということで、今話を伺いました。

介護認定を受けている方がサービスを縮小されたということに対しての対応はできないのでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） まず一番、今回の総合事業といわれるものに移行されるサービスのことが問題になるかと思いますが、予防の訪問介護、予防の通所介護といったものが、これはどういうことかといいますと、今そういったサービスを提供する事業所に行って、一日をデイサービスみたいな形でサービスを受けたり、あるいは介護ヘルパーさんが自宅に訪問してサービスを提供するという予防事業のほうが総合事業のほうに移行するということで、縮小という言葉が今、言われているんだろうと思うんですが、これにつきましては、やはりそのまま今のサービスは、ケアマネジャーさんを入れて適正なサービスとして入れてるわけですから、今後それを移行したからやれませんかという形にはなかなか難しいだろうというふうに考えております。その点につきましては、国もそのままの状態ですべてと契約をして、その単価については町が決定していく形になります。事業所のほうも同じサービスを提供しながら報酬だけを下げるということに契約が進めるかどうかというのは問題がありますので、その辺を調整しながらサービスの縮小を防ぐということを検討していきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 今、新総合事業について、話がちょっと出ましたけれども、これは昨年からは始まっている、今、介護保険事業でやっているのを自治体でやってくれという事業ですね。

新総合事業にこの三股町のスケジュールはどうなっているか、ちょっと伺いたいです。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） これはリミットが来ておりますので、来年の4月には総合事業で



やると。基本的には今言いました予防の訪問と通所のサービスをまずやると。その中で、現状ですと、それはサービスを今、使っている方の問題になりますので、これはサービスの低下を招かないような範囲で調整をしていくというのが適正だろうというふうに考えています。

あと総合事業の場合は、地域と連携しながら、地域のボランティア等を活用しながらという面が今サービスとしてはもう一つあるんですが、それは先ほど申しあげましたサロンですね、そういったものと連携したり、あるいは今やっております事業の中で取り込む、あるいは今までやってきました生きがいデイといったものの事業をどういうふうに継続しながらやっていくのか、取り込むのか、単独で継続するのか、そういった部分の仕分けが今後になります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） その予防訪問、通所というのは、要支援の方に対するサービスですよね。要介護1、2の方がこれから外されていくかもしれないと、やっぱりその新総合事業のほうに組み込まれていくかもしれないということなんですけれども、今現在、三股町で要介護1、2の方、どれくらいいらっしゃるか、わかれば今、報告していただきたいんですけれども。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 今、人数の数字はここに手持ちじゃありませんので、間違うといけませんので控えさせていただきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 私のほうでもちょっと調べておけばよかったんですけれども、そういう方が介護保険外されることになると、やはり先ほども課長のほうからちょっと話があったんですけれども、支払いが少なくなって同じサービスが果たして保証されるかと。率直にどうですか、サービスが低下することにならないか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 事業所さんそれぞれの姿勢の問題もあろうかと思うんですが、ただ行政のほうも、そこに依頼してやっていくしかないサービスの部分につきましては、現状の単価を適正と判断して、その部分の単価を適用していく方法を今実施している自治体も多く取っているようですので、そういったものを参考にしながら決定していきたいというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 率直に言って、やっぱり同じことはできないと思うんですよね。事業所さんの姿勢にももちろんよるとは思うんですけれども、介護に限らず、国保なんかの保険事業というのは、先に説明、今、文教厚生委員会ですから、予算の成り立ちなんかも最初にやっ

ぱり説明を受けて、普通の一般会計と違って、先に給付ありきで予算が確定しますよね。幾らことしは使わなければいけないのかということから入って、じゃあ予算がどれぐらいになるか、それによって保険料をじゃあ幾ら徴収しないといけないのかっていう順番で決まっていくのが原則だと聞いております。

しかし、今、行われている介護保険の予算の決め方というのは、これが逆転しているのではないかなと思います。新総合事業にいち早く取り組んでいるのが、三重県の桑名市というところで、新総合事業を全国で先駆けて、この総合事業に取り組んでいる先行自治体なんですけれども、一体そこで何が起きているかというのをちょっとご紹介したいと思うんですけれども、介護保険を卒業することをここは目標にされていて、運動機能訓練っていうのが主になって、そこに偏っているということなんですよね。生きがいとかコミュニケーションの前に、訓練をして、この介護サービスを卒業させて住民主体のサービスに移行するように厳しい指導が行われているということで、この実績として、高齢者が昨年11月までに総合事業の実施から532人ふえたと。しかし、要支援、要介護の認定者というのが逆に201人減ったと。これは、一つの視点から見ると成果だと思うんですけれども、でも逆に言えば、介護を受けなければいけないサービスを受けていた方がどんどん追い出しにあっているのではないかなと思うんです。これを住民主体のサービスに、その保険の事業からどんどん移行していくということなんですけど、この住民サービスの業者の方からは「要支援の方で認知症の方受け入れたけれども、自分たちにはやっぱり無理だった」と。「認知症の方や80歳以上の方はそういう機能訓練をして卒業っていう、その対象から外してほしい」という声も上がっております。

三股町でも、先ほど話伺ったように、来年の4月からこの新総合事業に移行するタイムリミットが近づいているということなんですけれども、こういう先行自治体の例を十分に検討をさせていただいて、三股町、同じ轍を踏まないように、福祉の後退をぜひとも防いでいただきたいと思います。

先ほどご紹介した例というのは、給付ありきで予算が確定するという、この保険原則と全く反していると思うんですよ。福祉の名に値しない、やっぱりこれ国家的詐欺と言われてもしょうがないのではないかなと思います。これはやっぱり町内の財政でどうにかできる問題ではなくて、やはり個人的には国の予算というのがそれまで半分、介護持ってたのを今は20%にしてるわけですよね。もっとも国が予算がふえないことには、この町の対応だけではどうしようもない問題だとは思いますが、ぜひともしっかりと住民の福祉をまず守るところから対応していただきたいと思います。

そこで、本町独自の高齢者のサービスというのがあるかというのを最後に伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 一つは、先ほど言いました住宅改修の例を挙げたところですが、高齢者サービスは介護保険制度の開始により、おおむねが介護保険事業の中に取り込まれる形となったんですね。それがそのたびにどの自治体も国が示した要綱に基づき事業を進めており、要綱の対象となる事業のていというものは似通ったものにある程度はならざるを得ない状況でございます。

本町の場合は、独自性というよりも町単独の高齢者福祉サービスとして、生きがいデイサービス事業、軽度生活援助事業と配食サービス、そして寝具等の洗濯乾燥といったような事業を社会福祉協議会に委託するなどして実施しております。これは何が独自性かといいますと、町の単独の事業でやっておりますので、介護保険の検証から除外されるということですので、対象者につきましては、例えば配食等であれば、介護保険を受給されている方、認定されている方、されていない方、問わずに状況に応じてやれるとか、あるいはそういった部分において、今現在はそれを取り組んでいると。今度の総合事業で生きがいデイなどもそういった介護事業に取り込むのか、今後もそれを継続していったほうがいいのかというのを検証しつつ、町の独自性といったものを出す必要があるのではないかなと思っております。

それから、ソフトという意味で申し上げますと、各自治体、もともと国は包括支援センターというものを各自治体できちんと持つようにという形ででき上がってきたものがあります。ただ、大きな自治体やいろんなところの事情がありまして、地域包括支援センターそのものを委託に出しているところが多いようです。本町におきましては、地域包括支援センターを町で直営でおるってところで、認定調査の事情、介護保険料の事情、そしてまた人権あるいは権利保護、そういったものについても相談の窓口含めて、福祉課においてワンストップを可能な限りかけるというような体制づくりの中で高齢者のサービスが提供できていると、できる可能性がある、十分ではないかもしれませんが、その努力をする窓口がそこにあるというふうには思っております。そういったソフトのほうの運営をしているところもサービスの一環としてご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 福祉課のワンストップでできるようにしているのが特徴だと、私もそう思います。町独自でさまざまなサービスが行われている、同時に住民があっち行ってくれ、こっち行ってくれっていうふうにならないようにするという、そういう配慮もサービスの一つではないかなと思います。

先ほどの話で、介護予防の事業としてサロンに助成されていると。これも三股独自の取り組みといってもいいのではないかなと思います。やっぱり介護予防としてこのサロンに集まって話を

するというのは、非常に有効な手だてであって、例えば、引きこもりの高齢者の方がいて、グラウンドに誘ってみたら、それまで顔色が悪かったのがどんどん明るくなっていったとか、人の中に出ていくことが病気を悪化させない大きい、本当に有効な手だてということは皆さんも大いに実感があると思うんですよ。

今、25のサロンの事業が行われているという中で、ちょっと問題点、私が耳にした部分によると、女性の参加者は非常に多いんだけど男性がなかなか出てこられない。こういう問題は町として把握されているか、ちょっと伺います。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） これにつきましては、十分、昨年度は町民保健課のポジションにりましたが、あそこで見た時もそうですし、いろんな事業を開催しましても男性の参加者というものは少ないですね。それで、一番迷惑かけるのは男性ということがあります。ですから、その対策というものをどうやってやっていくかという一つのことが健管センター等で取り組んでおられます男性の料理教室だとか、そういったものもあろうかと思えますし、サロンあるいはそういったものと一緒に来ていただければいいんですけど、なかなか出てこられないというところがあります。ですから、認識をどうやって勧奨していくかというのは大きな課題であると認識しております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 課題としてやっぱり認識されているということですので、ぜひ有効な手だてを、これは本当、知恵を尽くして考えていただきたいと思うんですけども、長田で行われている高齢者向けの集いでは、私が聞いたところによると、食事も出ると。それでかなり参加者が多いという話をちょっと聞いたんですけども、長田地区で行われている事業は、またちょっと過疎対策の意味もあって予算がついているのか、ちょっと性格を伺いたいたいんですけども、わかれば。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 長田地区、そしてまた山王原地区もそうですけれども、きのうも質問がございましたけれども、三股んがんばる支援事業ですかね、そういうもので3年間、当初が20万、18万、16万ですかね、そういう形でのその支援というのは取り組まれておりますので、そういうところにそういう財源的なバックアップをしているところでございます。

そして、今までのお話を聞いていきますと、介護保険、これについての介護保険料をいかに終えるかと、そこをいかに減らしていくのか、これも一つの大きな町のテーマだなということでもあります。それとともにサービスをいかに持続していくのか、サービスの低下を招かないかと、そういう意味合いで社会福祉協議会のほうに社会福祉士の日常生活支援コーディネーターという正

規職員を配置しまして、そしてサロン等の全般的な運営についてのアドバイスと、そしてまた介護保険から外れる日常生活、そういうところの部分を中心にバックアップしていくのかと、そういうところをコーディネートする、そういう職員を配置しまして総合支援事業の関係のところの充実というのも町としても考えておりますので、言われるように、今回大きな改正の中でとりわけサービスが低下しないような取り組みといたしますか、そういう方向性で取り組みたいというふうに考えます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） やっぱり大きな改正があるという認識も町長お持ちということなので、ぜひそこを重点的に守っていただきたいと思うんですけども、サロンについてもうちちょっと、やりたくてもやれないという方がいらっしゃるといいうのも耳にしました。やり方がよくわからなかったり、仲間が、一人でやろうと思ってもなかなか難しいと。ということで、講習会、今やっている方々が交流しているイベントがあるらしいんですけど、これからやろうと思っている方に向けての講習とかセミナーみたいなものが今あるのか、なければ、これからそういう充実していく気がないかというのをちょっと伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） その件につきましては、今、町長が申しあげましたとおり、社会福祉協議会のほうに今、専門のコーディネーター、そういった方を配置しておりますので、ぜひ役場でも社会福祉協議会でも一報をいただければ出向き、今後の手続あるいはどういうふうな手法があるのか、そしてあと、こういう集まりがあるのでどうですかというような呼びかけも含めてやらせていただきたいと考えておりますので、そういった方については、今後そういった方がおられればどうでしょうかという案内も広報等でやっていって、今後、総合事業につなげていく一つのよりどころにしたいと考えています。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 今、一報をいただいて、行くぞということで、非常に大事だと思うんですね。やっぱり講習会やりますから皆さん来てくださってというのはもちろん大事だと思うんですけども、こういう効果を本当に実感できる事業だと思います。町を挙げて取り組むべきだと思います。町を挙げてというのは、ちょっと誤解されがちなんですけれども、もう役場全体が一つになってってということじゃないんですね。町民と行政が一体となって取り組む、そのためにはどうしたらいいのかっていうことで、もう少し深く考えて、今、一報をいただいてということもありました。我々議員も含めて、仲介となるような存在がいるわけですから、そういう「やりたいんだけどできないんだよね」という声を受けて、それを自分たちだけではないん

ですけれども、町に相談をすると。で、相談を受けた側は迅速に対応していただくというふうに、それがまず第一歩なんではないかなと思います。

認識を一つにするところはいろいろあったと思います。前向きな答弁も幾つかいただきましたので、こういうことを通じて、今、不安に思っている高齢者の住民の方々が大勢いらっしゃると、現役世代の方でも払っているのに受けられないんじゃないかという不安が多い介護保険制度ですけれども、やはりそこを水際でとめる、そういう姿勢でこれからもぜひやっていただきたいということをお願いいたしまして、私、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福永 廣文君） 以上を持ちまして、一般質問は終了いたします。

---

○議長（福永 廣文君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたのでこれをもって本日の会議を散会いたします。

午後0時22分散会

---

---

平成28年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成28年9月12日(月曜日)

---

議事日程(第4号)

平成28年9月12日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 委員会付託

---

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 委員会付託

---

出席議員(11名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
3番 福田 新一君	4番 池邊 美紀君
5番 堀内 義郎君	6番 内村 立吉君
7番 福永 廣文君	8番 指宿 秋廣君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	

---

欠席議員(1名)

12番 桑畑 浩三君

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 出水 健一君	書記 矢部 明美君
	書記 谷口 光君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 木佐貫 辰生君 副町長 ..... 西村 尚彦君

教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画政策課長	大脇 哲朗君	税務財政課長	鍋倉 祐三君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	内村 陽一郎君
産業振興課長	白尾 知之君	都市整備課長	兒玉 秀二君
環境水道課長	西畑 博文君	教育課長	渡具知 実君
会計課長	山元 宏一君		

---

午前10時00分開議

○議長（福永 廣文君） おはようございます。

桑畑議員から欠席の通知が来ておりますので報告しておきます。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 総括質疑

○議長（福永 廣文君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は今定例会の初日に提案された議案等のうち、報告4件を除く全ての案件に対する質疑であります。

質疑の際は議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題以外にわたったり自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。なお、質疑は会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案及び全体審議に係る議案に対しては常任委員会の場、あるいは全体審議の場で行ってください。

それでは、議案第52号から第71号までの20議案及び諮問2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 全体審議の部分もあるかと思えますけども、64号につきまして全員の中で確認をしたいと思い質問いたします。

64号の17ページ、私の一般質問でも確認いたしましたけど、再度ここで確認させていただきたいと思います。コワーキングスペース関係につきまして、工事請負費、それから備品購入費について確認という意味を込めまして、説明を再度お願いいたします。

○議長（福永 廣文君） わかりますか。

○議員（2番 楠原 更三君） 全体の中でもう1回。

○議長（福永 廣文君） 委員会ではだめですか。

○議員（2番 楠原 更三君） ここでもう1回してほしいんです。だめですか。



○局長（出水 健一君） 一般予算決算常任委員会の中で質問を受けることになると思うんですが。

○議長（福永 廣文君） よろしいでしょうか。

○議員（2番 楠原 更三君） はいわかりました。

○議長（福永 廣文君） 一般会計予算決算委員会の中で質疑を。

○議員（2番 楠原 更三君） 全体に係ることかと思ったものですから、町の方向性として。だからここでと思ったんですけどもそう言われるんだったら下がります。

○議長（福永 廣文君） はい、済いません。

ほかにご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） それでは、質疑もないので総括質疑を終結いたします。

---

## 日程第2. 委員会付託

○議長（福永 廣文君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方をよろしくお願いいたします。なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出してくださるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時04分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前10時05分再開

○議長（福永 廣文君） 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

○議長（福永 廣文君） それでは、以上で本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前10時05分散会  
-----

議事日程(第5号)

平成28年9月23日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第52号から第71号の20議案及び諮問第2号、諮問第3号)
- 日程第3 討論・採決(議案第52号から第71号の20議案及び諮問第2号、諮問第3号)
- 日程第4 意見書案第6号上程
- 日程第5 意見書案第6号質疑・討論・採決
- 日程第6 会議録署名議員の変更について
- 日程第7 常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第8 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第52号から第71号の20議案及び諮問第2号、諮問第3号)
- 日程第3 討論・採決(議案第52号から第71号の20議案及び諮問第2号、諮問第3号)
- 日程第4 意見書案第6号上程
- 日程第5 意見書案第6号質疑・討論・採決
- 日程第6 会議録署名議員の変更について
- 日程第7 常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第8 議員派遣について

---

出席議員(11名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君  | 2番 楠原 更三君  |
| 3番 福田 新一君  | 4番 池邊 美紀君  |
| 5番 堀内 義郎君  | 6番 内村 立吉君  |
| 7番 福永 廣文君  | 8番 指宿 秋廣君  |
| 9番 重久 邦仁君  | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 |            |



## 日程第1. 常任委員長報告

○議長（福永 廣文君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業委員長よりお願いいたします。総務産業委員長、池邊君。

〔総務産業常任委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○総務産業常任委員長（池邊 美紀君） おはようございます。それでは、総務産業常任委員会の審査についてご説明申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案番号57号から63号と、69号、70号、71号と、諮問第2号、3号の合計12件でございます。以下、案件ごとに説明させていただきます。

議案第57号「平成27年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額5,054万8,855円、歳出決算額4,948万8,056円、翌年度繰越額106万799円。

歳入の主なものは、使用料手数料1,040万2,916円、一般会計繰入金3,920万円。

歳出の主なものは、施設管理費1,325万3,728円、公債費2,611万2,106円であります。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきことと決しました。

続きまして、議案第58号「平成27年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入決算額3,704万2,717円、歳出決算額3,628万2,090円、翌年度繰越額76万627円であります。

歳入の主なものは、使用料1,084万2,855円、一般会計繰入金2,580万円。

歳出の主なものは、施設管理費1,084万3,316円、公債費2,453万4,536円であります。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきことと決しました。

続きまして、議案第59号「平成27年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入決算額4億5,326万395円、歳出決算額4億4,584万193円、翌年度繰越額742万202円。

歳入の主なものは、使用料7,988万7,392円、国庫補助金1億500万円、一般会計繰入金1億886万7,000円、基金繰入金434万3,775円。

歳出の主なものは、下水道事業費3億753万3,967円、公債費1億1,855万9,927円でございます。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきことと決しました。

次に、議案第60号「平成27年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」ご説明申し上げます。

決算の収益的収入及び支出において、水道事業収益が4億1,945万5,081円、支出のほうの水道事業費用が3億6,545万8,309円となり、当年度純利益が4,834万6,481円。

資本的収入及び支出においては、収入額が1,241万1,927円、支出額が1億8,523万4,508円、差し引き不足額の1億7,282万2,581円については、減債積立金、建設改良積立金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填したものでございます。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

また、剰余金の処分につきましても、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第61号「三股町殿岡生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、三股町殿岡生活改善センターの管理を指定管理者が行うことができることに伴い、三股町殿岡生活改善センターの使用料を指定管理者の収入として収受させ、また使用料の決定及び変更柔軟性を持たせることによる適切な運用管理を図るため、条例の一部改正するものでございます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、三股町殿岡生活改善センターの施設使用料につきまして、管理を指定管理者が行う場合を考慮し、また都城市における同等施設の使用料の状況から、現行の使用料を見直すことによる適切な運用管理を図るため、条例の一部改正するものでございます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、職員の町外への赴任及び派遣に伴い生ずる職員手当について、所要の処置を講じるため、住居手当、単身赴任手当及び地域手当を定めることを目的に、条例の一部を改正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号「平成28年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,518万4,000円に歳入歳出それぞれ113万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,631万9,000円とするものでござい

ます。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び平成27年度決算に伴う繰越金を増額補正するものでございます。

歳出の主なものとしましては、震災派遣の単身赴任手当及び平成27年度決算に伴う一般会計の繰出金を増額補正するものでございます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「平成28年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,704万1,000円に歳入歳出それぞれ100万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,804万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び平成27年度決算に伴う繰越金を増額補正するものでございます。

歳出の主なものとしましては、公共樹設置工事請負費及び平成27年度決算に伴う一般会計の繰出金を増額補正するものでございます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「平成28年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額4億2,590万7,000円に歳入歳出それぞれ7,782万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,373万1,000円とするものでございます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、諮問第2号及び諮問第3号の「人権擁護委員の推薦について」でございます。

本案は、任期満了に伴い、新たな委員の選任を行うものでございます。

慎重に審査した結果、2号、3号ともに全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会の報告を終わります。

○議長(福永 廣文君) 次に、文教厚生委員長よりお願いいたします。文教厚生委員長、楠原君。

[文教厚生常任委員長 楠原 更三君 登壇]

○文教厚生常任委員長(楠原 更三君) おはようございます。文教厚生常任委員会の審査の結果を報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第53号、54号、55号、56号、65号、66号、67号、68号の計8件です。以下、案件ごとに説明いたします。

議案第53号「平成27年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額35億971万6,647円、歳出決算額33億9,731万2,283円、翌年度繰越額1億1,240万4,364円となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第54号「平成27年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額2億4,017万8,598円、歳出決算額2億3,924万9,679円、翌年度繰越額92万8,919円となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第55号「平成27年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額21億4,200万4,018円、歳出決算額20億9,898万2,950円、翌年度繰越額4,302万1,068円となっております。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第56号「平成27年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額1,399万4,602円、歳出決算額1,295万6,795円、翌年度繰越額103万7,807円となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第65号「平成28年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、本案は、歳入歳出予算の総額34億9,726万3,000円に歳入歳出それぞれ3,081万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,808万2,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、療養給付費等交付金の過年度分及び平成27年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、平成27年度国保事業費等清算による一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

本案の審査におきまして、次のような附帯意見が出されました。

地域支援事業の中の介護給付適正化事業は、介護保険制度の信頼感を高めるために一刻も早く充実させるべき事業である。その役割の重要性から鑑みて、当該職員には正職員を配置するか、人材確保のために待遇を改善して募集すべきである。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号「平成28年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」、本案は、歳入歳出予算の総額2億4,308万8,000円に歳入歳出それぞれ176万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,484万9,000円と

するものであります。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料の現年度分及び平成27年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号「平成28年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、本案は、歳入歳出予算の総額21億5,457万2,000円に歳入歳出それぞれ4,448万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,906万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、基金積立金、償還金及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

本案の審査におきまして、次のような附帯意見が出されております。

国民健康保険税額の試算誤りに係る損害賠償について、公務員の職務に対する責任ある取り組みと、厳正な遂行の意識のあり方を再確認すべきである。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号「平成28年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」、本案は、歳入歳出予算の総額1,418万2,000円に歳入歳出それぞれ103万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,521万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永 廣文君） はい。（発言する者あり）ちょっと休憩いたして、全員協議会をいたします。

午前10時19分休憩

-----  
午前10時21分再開

○議長（福永 廣文君） 引き続き本会議を再開いたします。

○文教厚生常任委員長（楠原 更三君） 済みません、訂正いたします。

先ほど申しあげました議案第65号につきましての附帯意見が第67号の附帯意見、第67号



で申し上げました附帯意見が……67号で申し上げたのが65号で申し上げた附帯意見、65号で申し上げた附帯意見が67号の附帯意見でありました。申しわけございません。訂正いたします。

○議長（福永 廣文君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いいたします。一般会計予算・決算委員長、堀内君。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） おはようございます。それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第52号「平成27年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」と、議案第64号「平成28年度三股町一般会計補正予算（第3号）」の計2件でございます。以下、ご説明いたします。

議案第52号「平成27年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」ですが、平成27年度一般会計において、歳入決算額104億9,983万1,978円、歳出決算額101億8,005万19円、翌年度繰越額2億8,513万1,959円となり、剰余金をもつての決算となっております。

主要施策として、障害者福祉の充実として障害者福祉サービスに4億5,472万6,197円、子育て支援の充実として児童手当給付事業に5億5,533万5,000円、子供のための教育保育給付事業に13億7,527万640円、障害スポーツの振興として西部地区体育館建設事業に2億8,121万7,440円等があります。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第64号「平成28年度三股町一般会計補正予算（第3号）」でございますが、本案は、国、県の補助内示決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算で計上できなかった経費等についての所要の補正措置を行うものです。

歳入歳出予算総額94億5,696万6,000円に歳入歳出それぞれ3億605万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ97億6,301万9,000円とするものです。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

地方特例交付金及び地方交付税は、交付決定により増額、増減補正するものです。

国庫支出金は、番号制度構築事業、保育対策総合支援事業、介護施設の施設整備交付金を増額補正し、採択されなかった事業等を減額補正するものです。

県支出金は、働く拠点づくり推進事業補助金、農業振興費補助金を増額補正し、内示等により林業費補助金を減額補正するものです。

繰入金は、特別会計繰入金に国民健康保険特別会計のほか、特別会計の前年度決算に伴う決算

返還額を増額し、基金繰入金はふるさと未来基金からの繰入金を増額し、すこやか福祉基金の繰入金を減額補正するものです。

繰越金は、前年度決算に伴う剰余金を増額補正し、諸収入についてはコミュニティー助成事業補助金を増額補正するものです。

町債は、土木費用を増額補正し、農林水産業債、教育債、臨時財政対策債を減額補正するものです。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、企画においてコワーキングスペース改修工事費、電算管理費においてシステム変更委託料を増額補正し、一般管理費において雇用契約職員委託料を減額補正するものです。

民生費は、社会福祉費において都城市子ども発達センター運営負担金や、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金などを増額補正するものです。

児童福祉費においては、保育対策総合支援事業費補助金を増額補正するものです。

衛生費は、保健衛生費において予防接種委託料を、清掃費において都城市へ返還する衛生センター負担金前年度精算金を増額補正するものです。

農林水産業費は、自衛防疫推進事業補助金や、日本一種雄牛造成事業補助金を増額補正し、田畑地帯総合整備事業負担金を減額補正するものです。

土木費は、道路橋梁費において道路維持補修費等として工事請負費を、住宅費において修繕料や公営住宅等長寿命化計画見直し業務委託料をそれぞれ増額補正するものです。

消防費は、コミュニティー事業補助金を増額補正するものです。

教育費は、小学校において宮村小学校のプール排水工事費を増額補正するものです。

災害復旧費は、小災害復旧事業に伴う工事請負費を増額補正するものです。

諸支出金は、前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てし、予備費は収支の調整額を補正するものです。

次に、第2表地方債補正予算書の4ページになりますが、ご説明申し上げます。

地方債補正については、前目工業地域雨水対策事業において事業費の増加に伴い、限度額を増額補正するとともに、その他については事業費の決定に伴い、限度額を減額補正するものです。

また、勤労者体育センター耐震補強事業については、起債事業として対象外となったため、廃止するものです。

以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

---

## 日程第2. 質疑（議案第52号から第71号の20議案及び諮問第2号、諮問第3号）

○議長（福永 廣文君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いいたします。

なお、質疑は1議題につき、1人3回以内となっております。常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 総務産業委員長の報告、第62号議案「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」案について、質疑をいたします。

みそ加工料の使用料の規定について、改正前は午前、午後時間割で利用料が定められておりますが、改正後は1回1万3,100円と、その金額がかかる単位が変わっておりますが、この1回というのは何をもって1回とするのかの討議がされたかお伺いいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務産業委員長、池邊君。

○総務産業常任委員長（池邊 美紀君） それにつきましては、1回の、1回あたりが大体どのぐらい時間がかかっているかということで、今回の算出に至ったというものです。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） その1回というのは、例えばみそづくり始めて、できるまでが1回ということですか。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○総務産業常任委員長（池邊 美紀君） そういうことでございます。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 議案63号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」です。これで確認をしますが、これは私も委員の人から聞いた話では、熊本震災とかそういう特別な震災とか、そういうのに対してのこういう手当が新設されているということで、大事なことですので、そこ辺を、実際どこの範囲で全部入るのか、そこら辺がちょっと判断のしようがありませんので、そこら辺をお聞きしたいと思います。民間はあまりいじらないですけど、こうやってボランティアでやって会社のそういう特別な手当と、この中に地域手当とか初めて聞いたもんですから、そこ辺の聞き取りはされたのか、その範囲です、そこをお聞きします。

○議長（福永 廣文君） 総務産業委員長、池邊君。

○総務産業常任委員長（池邊 美紀君） 地域手当については、九州では北九州とか福岡というような説明を受けたところでございます。委員会の説明の中でも、熊本震災の話を例に挙げられて説明が始まったというふうに私は記憶しております。ちょっと確認を取りたいので、休憩をお願いします。

○議長（福永 廣文君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） そういう意味では大事なことです、議長、関係者の方々、もし委員長が答えられなければ大事なことです、執行部の説明をお聞きして考えたいと思います。

○議長（福永 廣文君） それでは本会議を休憩して、担当課のほうからご説明をお願いしたいと思っております。

午前10時32分休憩

-----  
午前10時43分再開

○議長（福永 廣文君） 質疑はないようですので、本会議を再開いたします。

-----  
**日程第3. 討論・採決（議案第52号から第71号の20議案及び諮問第2号、諮問第3号）**

○議長（福永 廣文君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第52号「平成27年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 52号議案「平成27年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。反対の立場から討論させていただきます。

平成27年度は、マイナンバー制度が開始された年度でございます。マイナンバー制度は国民に対しての利益の追求というよりも、国の都合で国民にさまざまな制度の変換や、また自治体に対しても負担を押しつけるという制度でございます。

都城でもさまざまな問題が起きたり、今かなり都城はマイナンバーカードの普及が、その検証がされないまま見切り発車でどんどん進められております。マイナンバー制度の撤回、中止を求めてまいりたいと思います。以上の立場から反対討論とさせていただきます。

また、27年度の移住・定住応援事業について、先ほど資料を受け取りました。主要施策の成果と財源調べの中で、みまた～ん. comの2,215件の閲覧数を獲得できたという成果が報告されております。しかし、本日受け取りましたこちらのサマリーレポート、私しか多分持ってないと思うんですけども、これは恐らくこのサイトの管理者がグーグルのほうで問い合わせ出てくる資料だと思うんですけども、この中ではセッション数というのは要するにほかの検索だったり移住サイトだったり、そういうところからこのみまた～ん. comに訪問した数、4月1日から9月21日までのセッション数、訪問者数が1,558件となっております。この報告との違いが出ていると。また、訪問者の地域も出ております。その中でおよそ54.78%が宮

崎県内の閲覧、東京都内からの閲覧は12.5%となっております。

また、平均セッション時間というのが、そのサイトに飛んで来てから内容を、ホームページに滞在している時間です、県内の滞在者の平均時間は4分4秒に比べまして、東京からの訪問者の平均時間1分48秒となっております。見たらすぐ帰るといような状況であると思います。以上のことから、このみまた〜ん.comについてももう少し細工をされたほうがいいのではないかと思います。

以上の立場から反対討論とさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

異議があるようでございますので、起立により採決いたします。議案第52号は一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永 廣文君） 起立多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第53号「平成27年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第53号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（発言する者あり）失礼しました、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり認定されました。

議案第54号「平成27年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第54号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり認定されました。

議案第55号「平成27年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 第55号議案「平成27年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から討論いたします。

平成27年度は、第6期目の介護保険料の見直しが実施された年度であります。三股町は介護保険料が県内でも高額であり、また第5期は都城に続いて第2位、また今回の第6期はえびの、都城に続いて第3位の月額の基本料になっております。

介護保険料はやっぱり低所得者ほど負担が重くなっていると思います。町の方にお話聞いても、1億円の収入があっても1,000万円の収入があっても第9段階で打ちどめというのはおかしいんじゃないかという声もあります。

また、この介護保険料については、町の財政だけでは限界があります。国の負担割合をふやすということをぜひ求めていただきたいということを要請いたしまして、反対討論といたします。

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第55号は（発言する者あり）異議があるようですので、起立により採決を行います。議案第55号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永 廣文君） 起立多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

議案第56号「平成27年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する（発言する者あり）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第56号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

議案第57号「平成27年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第57号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

議案第58号「平成27年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第58号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり認定されました。

議案第59号「平成27年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第59号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり認定されました。

議案第60号「平成27年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第60号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決及び認定されました。

議案第61号「三股町殿岡生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第61号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第62号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり



り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） ただいま63号について討論ですね。

○議長（福永 廣文君） はい。

○議員（9番 重久 邦仁君） 委員会での説明（「済いません、賛成か反対の」と呼ぶ者あり）反対討論といたします。

この本案は、公務員の本給に対する住居手当とかいうのは地方公務員に対しての差額を、住居手当等を支給するという点についても、地方分権の時代における格差等においてラスパイレス等の議論にもなっております。において、この震災その他に格別の本町における条例を施行するという点については、まだ条例としてでも、委員会での説明等も不足であり、反対討論といたします。

以上。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 賛成の立場で論じたいと思います。

今手当は、単身赴任手当という形になっています。ということは、町長があなたはどこに行きなさいという、要するに勤務地の変更をする手当を指しています。で、最後のところ、地域手当のところについては、現在国家公務員、地方公務員ひっくるめて全てのところから出されているものについて、その平均性を保つという形から出てるんですけども、本町の場合において本俸がそんなに高くない、安いところについてはこの率を掛けてもやっぱり安いのではないのかなというふうに今考えています。

それから、この住居手当のこの中で論議をした点がいっぱいあったんですけども、均衡上についてもその話の中ではこういうふうな話には、要するに釣り合いを取るためには一方のほうがいっている、自治体がこういうのが出ていると、そういうことで言うと恵まれない職員になってしまうということで均衡というふうに私は捉えております。したがって、この手当を出さないと、例えば東京に勤務地を変える、特殊な事例ですので、北九州に変える、お前は北九州市役所に勤務を命ずるというふうになったときにこれがないと出せないということになるわけですので、ここで宮崎市に異動になったから手当を出すとか、熊本に異動になったら手当を出すという代物で

はないというふうに審議の段階でなったのでそれをもって賛成討論といたします。

以上です。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 反対の立場から申し述べます。

先ほど申し上げましたように、条例文の内容等がまだこなれてなかったということを感じました。それが1つ。そしてまた説明の中で、実際そういう例はないと、今のところ。緊急性もないというようなことから、もう1回練り直して機会を新たにしてお出しただいたほうがいいのではないかなと思ひ、反対といたします。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

ご異議があるようですので、起立により採決いたします。議案第63号は、総務産業常任委員長長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永 廣文君） 起立少数であります。したがって、議案第63号は否決されました。

議案第64号「平成28年度三股町一般会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第64号は、一般会計予算・決算常任委員長長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号「平成28年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論を行います。討論ありませんか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 65号議案「平成28年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、反対の立場から討論いたします。

国保の広域化に伴い、予算がつけられております。国保の広域化は国民健康保険税の賦課徴収の権限をこれまでの市町村に変わって県が行うというものでございます。国保の加入者は、その

大半が低所得者であり、一般的に社会保険よりも負担が重いとされております。こうした低所得者の状況に対する細やかなフォローというのは、県にはできないと考えております。ほかのさまざまな税や保険料などの給付に関して見てみても、やはり県に行ってくれと言われた段階で大半の低所得者の町民の方はもう仕方がねえっちゃというふうに諦めるという状況が現に今ございます。三股町は単独町政であるからこそ、住民一人一人に対する支援が充実させやすい環境にあると思います。地方でやるからこそできることがあるという点から、国保の広域化に反対するという立場から本補正案に反対いたします。

○議長（福永 廣文君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立によって採決いたします。議案第65号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永 廣文君） 起立多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号「平成28年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第66号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号「平成28年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 67号議案「平成28年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、反対の立場から討論を行います。

居宅介護サービス1億2,000万円から地域密着型介護サービス給付費1億1,000万円へ

組みかえが行われております。これは、町内に11ある利用者が18名以下の小規模業者に対する給付事務を県から町に移管するものであります。国や県から介護に関するそうした給付事務が地域にどんどん押しつけられております。これによって、サービスの低下を招いたり、また役場のほうにも事務負担がかかってまいります。以上の点から、反対討論とさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

異議があるようですから、起立によって採決いたします。議案第67号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永 廣文君） 起立多数であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号「平成28年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第68号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号「平成28年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第69号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議案第70号「平成28年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第70号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第71号「平成28年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第71号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。諮問第2号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号は適任と可決されました。

諮問第3号「人権擁護委員の推薦について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。諮問第3号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号は適任と可決されました。

---

#### 日程第4. 意見書案第6号上程

○議長（福永 廣文君） 日程第4、意見書案第6号を上程いたします。

まず、意見書案第6号「無年金者対策の推進を求める意見書（案）について」、提出者の説明を求めます。池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） 提案いたしております「無年金者対策の推進を求める意見書（案）について」、ご説明いたします。

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、2012年2月に閣議決定された社会保障税一体改革大綱に明記されたものであります。

2007年調査における無年金見込み者を含めた無年金者数は最大118万人で、このうち65歳以上の無年金者は最大42万人と推計されております。

また、厚生労働省は仮に受給資格期間を10年に短縮すれば、無年金者の約4割に当たる17万人が受給権を得る可能性があるとしております。

諸外国における年金の受給資格期間に目を向けた場合、例えばアメリカ、イギリスは10年、ドイツは5年、フランス及びスウェーデンは受給資格期間を設けないなど、日本は他国に比べ明らかに長いことが読み取れます。

安倍総理は、本年6月、世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し、経済の好循環を確実にするため、2017年4月に予定していた消費税率10%への引き上げを2年半再々延期することを表明しました。

この無年金者対策については、本年8月に示された政府の未来への投資を実現する経済対策において、その実施が明記されたところであります。

よって、政府においては、必要な財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため、早急に下記の事項について取り組むことを強く求めるものであります。

1つ、無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に

短縮する措置について2017年度中に確実に実施できるよう、必要な体制整備を行うこと。

2つ、低年金者への福祉的な措置として、最大月額5,000円、年6万円を支給する年金生活者支援給付金等については、財源を確保した上で、できるだけ早期の実施を目指すこと。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出するものであります。慎重にご審議の上、ご採択いただきますよう、よろしく願いいたします。

---

#### 日程第5. 意見書案第6号質疑・討論・採決

○議長（福永 廣文君） それでは、これより質疑・討論・採決を行います。

意見書案第6号を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これより討論を終結いたします。

これより採決を行います。意見書案第6号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

---

#### 日程第6. 会議録署名議員の変更について

○議長（福永 廣文君） 日程第6、会議録署名議員の変更を行います。

本会期中の会議録署名議員は、初日の9月9日に12番（発言する者あり）失礼しました、9月5日に12番桑畑君を指名しておりますが、改めて会議規則第125条の規定によって、11番山中君を指名いたします。

---

#### 日程第7. 常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（福永 廣文君） 日程第7、常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題といたします。

総務産業常任委員長及び文教厚生常任委員長より、議長宛てに閉会中に所管事務の調査をしたい旨申請が来ておりますので、その概要を説明いたします。

総務産業常任委員長におかれましては、九州管内で1泊2日の予定であり、文教厚生常任委員

会におきましては、岩手県内で2泊3日の予定で、所管事務の調査を実施したいとのことであります。

お諮りします。ただいま説明しました調査について、常任委員会の閉会中の審査事項として、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま説明しました調査については、常任委員会の閉会中の審査事項とし、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることに決しました。

---

### 日程第8. 議員派遣について

○議長（福永 廣文君） 日程第8、議員派遣の件についてを議題といたします。

今後の議員派遣についてお諮りいたします。お配りしております議員派遣資料のとおり、文教厚生常任委員会研修や宮崎県町村議会大会のほか、研修に、それぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については配付資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

意見書議決事件の字句及び数字等の整備、お諮りいたします。今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議決案件の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、全ての案件を議了いたしました。6月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時16分休憩

.....  
〔全員協議会〕  
.....

午前11時43分再開



○議長（福永 廣文君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

---

○議長（福永 廣文君） 以上で、今会期の全日程を終了いたしましたので、これをもって平成  
28年第4回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時43分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 福永 廣文

署名議員 森 正太郎

署名議員 山中 則夫